

第百一回国会 社会労働委員會議錄 第三十二号

昭和五十九年八月七日(火曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

委員長 有馬 元治君

理事 愛知 和男君

理事 今井 勇君

理事 丹羽 雄哉君

理事 村山 富市君

理事 塩田 晋君

理事 伊吹 文明君

理事 古賀 誠君

理事 齊藤滋与史君

理事 谷垣 禎一君

理事 中西 啓介君

理事 長野 祐也君

理事 野呂 昭彦君

理事 藤本 孝雄君

理事 森下 元晴君

理事 河野 正君

理事 竹村 泰子君

理事 森井 忠良君

理事 沼川 洋一君

理事 森本 晃司君

理事 塚田 延亮君

理事 田中美智子君

出席國務大臣

厚生 大臣 渡部 恒三君

労働 大臣 坂本 三十三次君

出席政府委員

厚生大臣官房長 幸田 正孝君

労働大臣官房長 小粥 義朗君

委員外の出席者

議員 平石磨作太郎君

議員 多賀谷眞稔君

社会労働委員会 石黒 善一君
調査室長

委員の異動

八月七日

藤本 孝雄君

近藤 元次君

中西 啓介君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

理事小沢辰男君同日理事辞任につき、その補欠として今井勇君が理事に当選した。

八月六日

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(多賀谷眞稔君外四名提出、衆法第四四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

閉会中審査に関する件

医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一七号)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

職業安定法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

母子保健法の一部を改正する法律案(平石磨作太郎君外四名提出、衆法第一六号)

児童福祉法の一部を改正する法律案(平石磨作太郎君外四名提出、衆法第一七号)

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(多賀谷眞稔君外四名提出、衆法第四四号)

請願

- 一 医療保険の改善反対に関する請願外一件(小沢正義君紹介)(第一一七号)
- 二 同(沼川洋一君紹介)(第七九号)
- 三 同(石橋政嗣君紹介)(第一〇五号)
- 四 同(渡辺三郎君紹介)(第一〇六号)
- 五 建設国民健康保険組合の改善に関する請願(佐藤直君紹介)(第一二二号)
- 六 同(高沢寅男君紹介)(第一三三号)
- 七 同(日野市朗君紹介)(第一四四号)
- 八 同(藤田高敏君紹介)(第一五五号)
- 九 同(堀昌雄君紹介)(第一六六号)
- 一〇 同(小川仁一君紹介)(第一三〇号)
- 一一 同外一件(串原義直君紹介)(第三一三号)
- 一二 同(小林進君紹介)(第三二五号)
- 一三 同(竹内猛君紹介)(第三三三号)
- 一四 同(戸田菊雄君紹介)(第三四四号)
- 一五 同(野口幸一君紹介)(第三五五号)
- 一六 同(前川旦君紹介)(第三六六号)
- 一七 同(松浦利尚君紹介)(第三七七号)
- 一八 同(和田貞夫君紹介)(第三七八号)
- 一九 同(渡部行雄君紹介)(第三八九号)
- 二〇 同(渡辺嘉藏君紹介)(第四〇〇号)
- 二一 同(河上民雄君紹介)(第四一九号)
- 二二 同(日野市朗君紹介)(第四八〇号)
- 二三 同外一件(吉原米治君紹介)(第八一七号)

- 二四 同(佐藤雄雄君紹介)(第二一九号)
- 二五 同(新村勝雄君紹介)(第一三〇号)
- 二六 同(村山富市君紹介)(第一三二一号)
- 二七 同(山中末治君紹介)(第一三二二号)
- 二八 食品添加物の規制緩和と反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願(関晴正君紹介)(第一七号)
- 二九 同(新井彬之君紹介)(第四一七号)
- 三〇 同外八件(関晴正君紹介)(第四二二号)
- 三一 同(土井たか子君紹介)(第四三三三号)
- 三二 同(堀昌雄君紹介)(第四四四号)
- 三三 同外四件(永江一仁君紹介)(第四六四号)
- 三四 同(小沢貞孝君紹介)(第五〇五号)
- 三五 同(河上民雄君紹介)(第五二二号)
- 三六 同(串原義直君紹介)(第五三三三号)
- 三七 同(駒谷明君紹介)(第五四四四号)
- 三八 同(清水勇君紹介)(第五五五五号)
- 三九 同(吉井光昭君紹介)(第五六六六号)
- 四〇 同(浦井洋君紹介)(第五七七七号)
- 四一 同外一件(河上民雄君紹介)(第八三三三三号)
- 四二 同(後藤茂君紹介)(第八四四四号)
- 四三 同(土井たか子君紹介)(第八五五五号)
- 四四 同(中川利三郎君紹介)(第八六六六号)
- 四五 同外一件(永井孝信君紹介)(第八七七七号)
- 四六 同(藤木洋子君紹介)(第八八八八号)
- 四七 同外一件(渡部一郎君紹介)(第八九九九号)
- 四八 同(佐藤敬治君紹介)(第一〇七号)
- 四九 同外三件(塩田晋君紹介)(第一一〇号)
- 五〇 同(川俣健二郎君紹介)(第一三三三三三号)
- 五一 同(新村源雄君紹介)(第一三四四四四号)

- | | | | | | | | |
|----|---|-----|--|-----|---|-----|-------------------------------------|
| 五二 | 中途失聴者・難聴者の救済等に関する請願(田中恒利君紹介)(第一八八号) | 七八 | 同(津川武一君紹介)(第七六号) | 一〇九 | (吉井光昭君紹介)(第二二八号) | 一三五 | 同外一件(野中広務君紹介)(第二四七号) |
| 五三 | 医療・年金の改善反対、充実改善に関する請願(村山喜一君紹介)(第一九号) | 七九 | 同(中島武敏君紹介)(第七七号) | 一一〇 | 同(江田五月君紹介)(第一五八号) | 一三六 | 同(山下元利君紹介)(第二四八号) |
| 五四 | 国民に対する医療改善に関する請願(嶋崎讓君紹介)(第二六号) | 八〇 | 国立病院・療養所の統合等反対、医療従事職員の増員に関する請願(三浦久君紹介)(第七八号) | 一一一 | 同(田中美智子君紹介)(第二三九号) | 一三七 | 同(桶村利幸君紹介)(第二九五号) |
| 五五 | 同(井上一成君紹介)(第九〇号) | 八一 | 健康保険本人の医療費負担反対等に関する請願外一件(伊藤茂君紹介)(第一〇二号) | 一二二 | 建設国民健康保険組合の改善に関する請願(山本政弘君紹介)(第一五九号) | 一三八 | 学童保育施設の国庫負担に関する請願(近江巳記夫君紹介)(第一七二号) |
| 五六 | 同(吉原米治君紹介)(第九一号) | 八二 | 国民医療改善に関する請願(小川国彦君紹介)(第一〇三号) | 一二三 | 同(田中克彦君紹介)(第二九〇号) | 一三九 | 医療保険改善反対、充実改善に関する請願(新村源雄君紹介)(第一七三号) |
| 五七 | 同(渡辺三郎君紹介)(第一〇八号) | 八三 | 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(辻一彦君紹介)(第一〇四号) | 一二四 | 同(山下八洲夫君紹介)(第二九一号) | 一四〇 | 同(松本善明君紹介)(第二五〇号) |
| 五八 | 民間保育事業振興に関する請願(武藤山治君紹介)(第二七号) | 八四 | 同(小淵正義君紹介)(第一一一号) | 一二五 | 食品添加物の規制緩和反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願外一件(井上一成君紹介)(第一六〇号) | 一四一 | 国民医療改善に関する請願外一件(新村勝雄君紹介)(第一七四号) |
| 五九 | 同(山花貞夫君紹介)(第二八号) | 八五 | 同(愛野興一郎君紹介)(第一四〇号) | 一二六 | 同(池田克也君紹介)(第一六一号) | 一四二 | 同(柴田睦夫君紹介)(第二五二号) |
| 六〇 | 同(稲葉誠一君紹介)(第九二号) | 八六 | 同(今井勇君紹介)(第一四一号) | 一二七 | 同外一件(近江巳記夫君紹介)(第一六二号) | 一四三 | 同(新村勝雄君紹介)(第二五三号) |
| 六一 | 同(梅田勝君紹介)(第九三号) | 八七 | 同(加藤常太郎君紹介)(第一四二号) | 一二八 | 同(駒谷明君紹介)(第一六三号) | 一四四 | 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(石橋一弥君紹介)(第一七五号) |
| 六二 | 同(柴田睦夫君紹介)(第九四号) | 八八 | 同(古賀誠君紹介)(第一四三号) | 一二九 | 同(橋本文彦君紹介)(第一六四号) | 一四五 | 同(江田五月君紹介)(第一七六号) |
| 六三 | 同外一件(玉置一弥君紹介)(第九五号) | 八九 | 同(中村正三郎君紹介)(第一四四号) | 一三〇 | 同(伏木和雄君紹介)(第一六五号) | 一四六 | 同(武田一夫君紹介)(第一七七号) |
| 六四 | 同(奥田幹生君紹介)(第一三五号) | 九〇 | 同(丹羽雄哉君紹介)(第一四五号) | 一三一 | 同(森本晃司君紹介)(第一六六号) | 一四七 | 同(谷垣禎一君紹介)(第一七八号) |
| 六五 | 同(辻英雄君紹介)(第一三六号) | 九一 | 同(野呂昭彦君紹介)(第一四六号) | 一三二 | 同(吉浦忠治君紹介)(第一六七号) | 一四八 | 同(友納武人君紹介)(第一七九号) |
| 六六 | 同(村岡兼造君紹介)(第一三七号) | 九二 | 同(平泉渉君紹介)(第一四七号) | 一三三 | 同(石田幸四郎君紹介)(第一四八号) | 一四九 | 同(山崎拓君紹介)(第一八〇号) |
| 六七 | 同(山中未治君紹介)(第一三八号) | 九三 | 同(藤本孝雄君紹介)(第一四八号) | 一三四 | 同(齊藤節君紹介)(第二四二号) | 一五〇 | 同(伊吹文明君紹介)(第二五四号) |
| 六八 | 国民医療の充実に関する請願(山花貞夫君紹介)(第一九号) | 九四 | 同(武藤嘉文君紹介)(第一四九号) | 一三五 | 同(福岡康夫君紹介)(第二四三号) | 一五一 | 同(池端清一君紹介)(第二五五号) |
| 六九 | 学童保育施設の国庫負担に関する請願(井上一成君紹介)(第六八号) | 九五 | 同(村岡兼造君紹介)(第一五〇号) | 一三六 | 同(細谷昭雄君紹介)(第二四四号) | 一五二 | 同(石橋政嗣君紹介)(第二五六号) |
| 七〇 | 同(中野寛成君紹介)(第一三九号) | 九六 | 同(村田敬次郎君紹介)(第一五一号) | 一三七 | 同外三件(池田克也君紹介)(第二九二号) | 一五三 | 同(稲葉誠一君紹介)(第二五七号) |
| 七一 | 医療保険制度の改善反対、国民医療改善に関する請願(井上一成君紹介)(第六九号) | 九七 | 同(森田一君紹介)(第一五二号) | 一三八 | 同(川俣健二郎君紹介)(第二九三号) | 一五四 | 同(小川仁一君紹介)(第二五八号) |
| 七二 | 医療保険改善反対、充実改善に関する請願(上野建一君紹介)(第七〇号) | 九八 | 保育所制度の充実に関する請願(石川要三君紹介)(第一一八号) | 一三九 | 同(齊藤節君紹介)(第二九四号) | 一五五 | 同(金子原二郎君紹介)(第二五九号) |
| 七三 | 同(工藤晃君紹介)(第七一号) | 九九 | 同(小沢一郎君紹介)(第一一九号) | 一四〇 | 同(齊藤節君紹介)(第二九四号) | 一五六 | 同(川俣健二郎君紹介)(第二六〇号) |
| 七四 | 同(田中美智子君紹介)(第七二号) | 一〇〇 | 同(工藤晃君紹介)(第二二〇号) | 一四一 | 医療・年金の改善反対、充実改善に関する請願外三件(山本政弘君紹介)(第一六八号) | 一五七 | 同(木部佳昭君紹介)(第二六一号) |
| 七五 | 同(津川武一君紹介)(第七三三三) | 一〇一 | 同(丹羽雄哉君紹介)(第二二二号) | 一四二 | 民間保育事業振興に関する請願外一件(谷垣禎一君紹介)(第一六九号) | 一五八 | 同(月原茂雄君紹介)(第二六二号) |
| 七六 | 同(中川利三郎君紹介)(第七四四) | 一〇二 | 同(増岡博之君紹介)(第二二三号) | 一四三 | 同(船田元君紹介)(第一七〇号) | 一五九 | 同(中野四郎君紹介)(第二六七号) |
| 七七 | 医療保険・医療供給体制の改善反対等に関する請願(岡崎万寿君紹介)(第七五号) | 一〇三 | 同(武藤嘉文君紹介)(第二二四号) | 一四四 | 同外一件(山本幸雄君紹介)(第一七一〇号) | 一六〇 | 同(中村重光君紹介)(第二六八号) |
| | | 一〇四 | 同(村岡兼造君紹介)(第二二五号) | 一四五 | 同外一件(山本幸雄君紹介)(第一七一〇号) | 一六一 | 同(永井孝信君紹介)(第二六九号) |
| | | 一〇五 | 同(渡辺栄一君紹介)(第二二六号) | 一四六 | 同外一件(伊吹文明君紹介)(第二四六号) | 一六二 | 同(橋本龍太郎君紹介)(第二七〇号) |
| | | 一〇六 | 同(津方薬の健康保険除外反対に関する請願(奥田幹生君紹介)(第二二七号) | 一四七 | 同外一件(伊吹文明君紹介)(第二四六号) | 一六三 | 同(林百郎君紹介)(第二七一〇号) |
| | | 一〇七 | 健康保険法改正反対等に関する請願 | 一四八 | | 一六四 | |
| | | 一〇八 | | 一四九 | | 一六五 | |

- 一六八 同(福家俊一君紹介)(第二七二号)
一六九 同(前川旦君紹介)(第二七三号)
一七〇 同(松浦利尚君紹介)(第二七四号)
一七一 同(水田稔君紹介)(第二七五号)
一七二 同外一件(村山喜一君紹介)(第二七六号)
一七三 同(村山富市君紹介)(第二七七号)
一七四 同(森井忠良君紹介)(第二七八号)
一七五 同(山口鶴男君紹介)(第二七九号)
一七六 同(山中未治君紹介)(第二八〇号)
一七七 同(横手文雄君紹介)(第二八一号)
一七八 同(渡辺嘉蔵君紹介)(第二八二号)
一七九 同(渡辺三郎君紹介)(第二八三号)
一八〇 同(河野正君紹介)(第二八四号)
一八一 同(倉成正君紹介)(第二八五号)
一八二 同(齊藤滋与史君紹介)(第二八六号)
一八三 同(米沢隆君紹介)(第二八七号)
一八四 同(米沢隆君紹介)(第二八八号)
一八五 同(船田元君紹介)(第二八九号)
一八六 同外一件(中野四郎君紹介)(第二九〇号)
一八七 同(橋本龍太郎君紹介)(第二九一号)
一八八 同(松野幸泰君紹介)(第二九二号)
一八九 同(山下元利君紹介)(第二九三号)
一九〇 同(竹内黎一君紹介)(第二九四号)
一九一 同(竹内黎一君紹介)(第二九五号)
一九二 同(岡崎万寿秀君紹介)(第二九六号)
一九三 同(瀬長亀次郎君紹介)(第二九七号)
一九四 同(津川武一君紹介)(第二九八号)
一九五 同(辻第一君紹介)(第二九九号)
一九六 同(中島武敏君紹介)(第三〇〇号)
一九七 同(東中光雄君紹介)(第三〇一号)
一九八 同(不破哲三君紹介)(第三〇二号)
一九九 同(藤木洋子君紹介)(第三〇三号)
二〇〇 同(山原健一郎君紹介)(第三〇四号)
二〇一 同(山原健一郎君紹介)(第三〇五号)
二〇二 同(佐藤祐弘君紹介)(第三〇六号)
二〇三 同(佐藤祐弘君紹介)(第三〇七号)
二〇四 同(佐藤祐弘君紹介)(第三〇八号)
二〇五 同(佐藤祐弘君紹介)(第三〇九号)
二〇六 同(佐藤祐弘君紹介)(第三一〇号)
二〇七 同(佐藤祐弘君紹介)(第三一一号)
二〇八 同(佐藤祐弘君紹介)(第三一二号)
二〇九 同(佐藤祐弘君紹介)(第三一三号)
二一〇 同(佐藤祐弘君紹介)(第三一四号)
二一一 同(佐藤祐弘君紹介)(第三一五号)
二一二 同(佐藤祐弘君紹介)(第三一六号)
二一三 同(佐藤祐弘君紹介)(第三一七号)
二一四 同(佐藤祐弘君紹介)(第三一八号)
二一五 同(佐藤祐弘君紹介)(第三一九号)
二一六 同(佐藤祐弘君紹介)(第三二〇号)
二一七 同(佐藤祐弘君紹介)(第三二一号)
二一八 同(佐藤祐弘君紹介)(第三二二号)
二一九 同(佐藤祐弘君紹介)(第三二三号)
二二〇 同(佐藤祐弘君紹介)(第三二四号)
二二一 同(佐藤祐弘君紹介)(第三二五号)
二二二 同(佐藤祐弘君紹介)(第三二六号)
二二三 同(佐藤祐弘君紹介)(第三二七号)
二二四 同(佐藤祐弘君紹介)(第三二八号)
二二五 同(佐藤祐弘君紹介)(第三二九号)
二二六 同(佐藤祐弘君紹介)(第三三〇号)
二二七 同(佐藤祐弘君紹介)(第三三一号)
二二八 同(佐藤祐弘君紹介)(第三三二号)
二二九 同(佐藤祐弘君紹介)(第三三三号)
二三〇 同(佐藤祐弘君紹介)(第三三四号)
二三一 同(佐藤祐弘君紹介)(第三三五号)
二三二 同(佐藤祐弘君紹介)(第三三六号)
二三三 同(佐藤祐弘君紹介)(第三三七号)
二三四 同(佐藤祐弘君紹介)(第三三八号)
二三五 同(佐藤祐弘君紹介)(第三三九号)
二三六 同(佐藤祐弘君紹介)(第三四〇号)
二三七 同(佐藤祐弘君紹介)(第三四一号)
二三八 同(佐藤祐弘君紹介)(第三四二号)
二三九 同(佐藤祐弘君紹介)(第三四三号)
二四〇 同(佐藤祐弘君紹介)(第三四四号)
二四一 同(佐藤祐弘君紹介)(第三四五号)
二四二 同(佐藤祐弘君紹介)(第三四六号)
二四三 同(佐藤祐弘君紹介)(第三四七号)
二四四 同(佐藤祐弘君紹介)(第三四八号)
二四五 同(佐藤祐弘君紹介)(第三四九号)
二四六 同(佐藤祐弘君紹介)(第三五〇号)
二四七 同(佐藤祐弘君紹介)(第三五一号)
二四八 同(佐藤祐弘君紹介)(第三五二号)
二四九 同(佐藤祐弘君紹介)(第三五三号)
二五〇 同(佐藤祐弘君紹介)(第三五四号)
二五一 同(佐藤祐弘君紹介)(第三五五号)
二五二 同(佐藤祐弘君紹介)(第三五六号)
二五三 同(佐藤祐弘君紹介)(第三五七号)
二五四 同(佐藤祐弘君紹介)(第三五八号)
二五五 同(佐藤祐弘君紹介)(第三五九号)
二五六 同(佐藤祐弘君紹介)(第三六〇号)
二五七 同(佐藤祐弘君紹介)(第三六一号)
二五八 同(佐藤祐弘君紹介)(第三六二号)
二五九 同(佐藤祐弘君紹介)(第三六三号)
二六〇 同(佐藤祐弘君紹介)(第三六四号)
二六一 同(佐藤祐弘君紹介)(第三六五号)
二六二 同(佐藤祐弘君紹介)(第三六六号)
二六三 同(佐藤祐弘君紹介)(第三六七号)
二六四 同(佐藤祐弘君紹介)(第三六八号)
二六五 同(佐藤祐弘君紹介)(第三六九号)
二六六 同(佐藤祐弘君紹介)(第三七〇号)
二六七 同(佐藤祐弘君紹介)(第三七一号)
二六八 同(佐藤祐弘君紹介)(第三七二号)
二六九 同(佐藤祐弘君紹介)(第三七三号)
二七〇 同(佐藤祐弘君紹介)(第三七四号)
二七一 同(佐藤祐弘君紹介)(第三七五号)
二七二 同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六号)
二七三 同(佐藤祐弘君紹介)(第三七七号)
二七四 同(佐藤祐弘君紹介)(第三七八号)
二七五 同(佐藤祐弘君紹介)(第三七九号)
二七六 同(佐藤祐弘君紹介)(第三八〇号)
二七七 同(佐藤祐弘君紹介)(第三八一号)
二七八 同(佐藤祐弘君紹介)(第三八二号)
二七九 同(佐藤祐弘君紹介)(第三八三号)
二八〇 同(佐藤祐弘君紹介)(第三八四号)
二八一 同(佐藤祐弘君紹介)(第三八五号)
二八二 同(佐藤祐弘君紹介)(第三八六号)
二八三 同(佐藤祐弘君紹介)(第三八七号)
二八四 同(佐藤祐弘君紹介)(第三八八号)
二八五 同(佐藤祐弘君紹介)(第三八九号)
二八六 同(佐藤祐弘君紹介)(第三九〇号)
二八七 同(佐藤祐弘君紹介)(第三九一号)
二八八 同(佐藤祐弘君紹介)(第三九二号)
二八九 同(佐藤祐弘君紹介)(第三九三号)

四

- [illegible]

四〇七	同(山本政弘君紹介)(第五〇七号)	四三三	同(辻第一君紹介)(第七三〇号)	四六三	中途失聴者・難聴者の救済等に関する請願(梅田勝義君紹介)(第七二六号)	四八九	同(中川利三郎君紹介)(第七六七号)
四〇八	障害者福祉法の制定に関する請願(多賀谷眞稔君紹介)(第五〇八号)	四三四	同(藤田スミ君紹介)(第七三二号)	四六四	同(工藤晃君紹介)(第七二七号)	四九〇	同(三浦久君紹介)(第七六八号)
四〇九	同(木島喜兵衛君紹介)(第五二八号)	四三五	健康保険法改正反対等に関する請願(西中清君紹介)(第六一八号)	四六五	同(瀨崎博義君紹介)(第七二八号)	四九一	医療保険の改悪反対に関する請願(河野正君紹介)(第八〇七号)
四一〇	保育予算の増額等に関する請願(多賀谷眞稔君紹介)(第五〇九号)	四三六	同(梅田勝義君紹介)(第七三九号)	四六六	同(中林佳子君紹介)(第七二九号)	四九二	同(多賀谷眞稔君紹介)(第八〇八号)
四一一	使用済み乾電池の処理に関する請願(斎藤節君紹介)(第五一五号)	四三七	同(浦井洋君紹介)(第七四〇号)	四六七	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(中林佳子君紹介)(第七三二号)	四九三	同(村山富市君紹介)(第八〇九号)
四一二	建設国民健康保険組合の改善に関する請願(上原康助君紹介)(第五一六号)	四三九	同(岡崎万寿秀君紹介)(第七四二号)	四六八	同(松本善明君紹介)(第七三三三号)	四九四	同(浦井洋君紹介)(第八〇九号)
四一三	国民に対する医療改善に関する請願(井上一成君紹介)(第五二四号)	四四〇	同(工藤晃君紹介)(第七四三三号)	四六九	同(山原健二郎君紹介)(第七三四号)	四九五	同(田中美智子君紹介)(第八〇九号)
四一四	医療保険の改悪反対に関する請願(鈴切康雄君紹介)(第五六〇号)	四四一	同(柴田睦夫君紹介)(第七四四号)	四七〇	医療保険・医療供給体制の改悪反対等に関する請願(藤田スミ君紹介)(第七三五号)	四九六	同(中林佳子君紹介)(第八〇九号)
四一五	保育所制度の充実に関する請願(古屋亨君紹介)(第五七〇号)	四四二	同(田中美智子君紹介)(第七四五号)	四七一	国民医療改善に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第七三六号)	四九七	同(永井孝信君紹介)(第九〇〇号)
四一六	同(山下徳夫君紹介)(第五七一七号)	四四三	同(野間友一君紹介)(第七四六号)	四七二	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(瀨崎博義君紹介)(第七三七号)	四九八	同(不破哲三君紹介)(第九〇〇号)
四一七	同(梶山静六君紹介)(第五八九号)	四四四	同(林百郎君紹介)(第七四七号)	四七三	同(林義郎君紹介)(第七三八号)	四九九	同(戸田菊雄君紹介)(第八一三三三)
四一八	同(浜田卓一郎君紹介)(第五九〇号)	四四五	同(東中光雄君紹介)(第七四八号)	四七四	同(小沢和秋君紹介)(第七五二二二)	五〇〇	同(日野市朗君紹介)(第八一四四号)
四一九	身体障害者福祉法改正に関する請願(外二件(伊藤茂君紹介)(第五七九号)	四四六	同(藤田スミ君紹介)(第七四九号)	四七五	同(岡崎万寿秀君紹介)(第七五三三三)	五〇一	同(馬場昇君紹介)(第九〇二二二)
四二〇	同(加藤万吉君紹介)(第五八〇号)	四四七	同(正森成二君紹介)(第七五〇号)	四七六	同(岡崎万寿秀君紹介)(第七五四四四)	五〇二	同(山中末治君紹介)(第九〇三三三)
四二一	医療保険の改悪反対等に関する請願(伊藤美成君紹介)(第六一一一)	四四八	同(松本善明君紹介)(第七五一〇号)	四七七	同(工藤晃君紹介)(第七五五五五)	五〇三	国民に対する医療改善に関する請願(外二件(小川国彦君紹介)(第八一五五五)
四二二	同(柴田睦夫君紹介)(第六一二二)	四四九	同(田中美智子君紹介)(第七一一一)	四七八	同(佐藤祐弘君紹介)(第七五五五五)	五〇四	同(小林進君紹介)(第八一六六六)
四二三	同(水谷弘君紹介)(第六一三三三)	四五〇	同(松本善明君紹介)(第七一二二)	四七九	同(瀨崎博義君紹介)(第七五五五五)	五〇五	同(上坂昇君紹介)(第八一七七七)
四二四	同(春日一幸君紹介)(第七六九号)	四五一	同(田中美智子君紹介)(第七一二二)	四八〇	同(瀨崎博義君紹介)(第七五五五五)	五〇六	同(馬場昇君紹介)(第八一八八八)
四二五	同(野間友一君紹介)(第七七〇号)	四五二	同(松本善明君紹介)(第七一二二)	四八一	同(中島武敏君紹介)(第七五五五五)	五〇七	同(森中守義君紹介)(第八一九九九)
四二六	同(不破哲三君紹介)(第七七一七号)	四五三	同(田中美智子君紹介)(第七一二二)	四八二	同(不破哲三君紹介)(第七五五五五)	五〇八	同(渡部行雄君紹介)(第八二〇〇〇)
四二七	食品添加物の規制緩和と反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願(浅井美幸君紹介)(第六一四四四)	四五四	同(田中美智子君紹介)(第七一二二)	四八三	同(松本善明君紹介)(第七五五五五)	五〇九	同(上野建一君紹介)(第九〇八八八)
四二八	同(中川嘉美君紹介)(第六一五五五)	四五五	同(田中美智子君紹介)(第七一二二)	四八四	老人医療の無料制度復活等に関する請願(辻第一君紹介)(第七六一二二)	五一〇	国民医療改善に関する請願(新村勝雄君紹介)(第八二二二二)
四二九	同(森田景一君紹介)(第六一六六六)	四五六	同(田中美智子君紹介)(第七一二二)	四八五	老人医療の無料制度復活、拡充に関する請願(工藤晃君紹介)(第七六三三三)	五一一	同(柴田睦夫君紹介)(第八六八八八)
四三〇	同(野間友一君紹介)(第七二四四四)	四五七	同(田中美智子君紹介)(第七一二二)	四八六	同(柴田睦夫君紹介)(第七六四四四)	五一二	同(白井日出男君紹介)(第八二二二二)
四三一	同(養輪幸代君紹介)(第七二五五五)	四五八	同(田中美智子君紹介)(第七一二二)	四八七	同(瀨崎博義君紹介)(第七六五五五)	五一三	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(白井日出男君紹介)(第八二二二二)
四三二	医療保険制度の改悪反対、国民医療	四五九	同(田中美智子君紹介)(第七一二二)	四八八	同(津川武一君紹介)(第七六六六六)	五一四	同(川俣健二郎君紹介)(第八二三三三)
四三三	改善に関する請願(浅井美幸君紹介)(第六一七七七)	四六〇	同(田中美智子君紹介)(第七一二二)	四八九	同(中川利三郎君紹介)(第七二二二二)	五一五	
四三四	同(辻第一君紹介)(第七三〇号)	四六一	同(田中美智子君紹介)(第七一二二)	四九〇	同(中川利三郎君紹介)(第七二二二二)	五一六	
四三五	健康保険法改正反対等に関する請願	四六二	医療保険制度の改悪反対、充実改善	四九一	同(中川利三郎君紹介)(第七二二二二)	五一七	

五二八	同(浦井洋君紹介)(第九一四号)	五四七	同(加藤万吉君紹介)(第八四六号)	五七二	同(保子算の増額等に関する請願(梅田勝君紹介)(第九一七号)	五九八	同(井上一成君紹介)(第九九六号)
五二九	同(井出男君紹介)(第八二四号)	五四八	同(佐藤樹君紹介)(第八四七号)	五七三	同(浦井洋君紹介)(第九一七号)	五九九	同(井上一成君紹介)(第九九六号)
五三〇	健康保険法改正反対等に関する請願(井上一成君紹介)(第八二五号)	五四九	同(多賀谷眞稔君紹介)(第八四八号)	五七四	同(柴田睦夫君紹介)(第九一八号)	六〇〇	同(小沢和秋君紹介)(第九九七号)
五三一	同(大出俊君紹介)(第八二六号)	五五〇	同(高沢寅男君紹介)(第八四九号)	五七五	同(藤田スミ君紹介)(第九一九号)	六〇一	同(小澤克介君紹介)(第九九八号)
五三二	同(上西和郎君紹介)(第八二七号)	五五一	同(横江金夫君紹介)(第八五〇号)	五七六	同(工藤見君紹介)(第九二〇号)	六〇二	同(木間章君紹介)(第九九九号)
五三三	同(小谷輝二君紹介)(第八二八号)	五五二	同(岡岡雄君紹介)(第八七四号)	五七七	同(工藤見君紹介)(第九二三号)	六〇三	同(正木良明君紹介)(第九六一号)
五三四	同(渡沢利久君紹介)(第八二九号)	五五三	同(関山信之君紹介)(第八七五号)	五七八	同(田中美智子君紹介)(第九二四号)	六〇四	同(網岡雄君紹介)(第一〇〇一号)
五三五	同(新村源雄君紹介)(第八三〇号)	五五四	同(中村重光君紹介)(第八七六号)	五七九	同(野間友一君紹介)(第九二五号)	六〇五	同(網岡雄君紹介)(第一〇〇一号)
五三六	同(田並風明君紹介)(第八三一号)	五五五	同(堀山利秋君紹介)(第八七七号)	五八〇	同(林百郎君紹介)(第九二六号)	六〇六	同(網岡雄君紹介)(第一〇〇一号)
五三七	同(高沢寅男君紹介)(第八三二号)	五五六	同(塚本三郎君紹介)(第九二二一)	五八一	同(松本善明君紹介)(第九二七号)	六〇七	国民医療の改善に関する請願(木島喜兵衛君紹介)(第九六三三)
五三八	同(戸田菊雄君紹介)(第八三三三)	五五七	同(児童扶養手当制度改悪反対に関する請願(竹村泰子君紹介)(第八六四号)	五八二	同(松本善明君紹介)(第九二七号)	六〇八	同(大橋敏雄君紹介)(第九六四号)
五三九	同(藤田高敏君紹介)(第八三五五)	五五八	同(高齡者の福祉充実等に関する請願(塚田延充君紹介)(第八六五五)	五八三	同(吉井光昭君紹介)(第九三六六)	六〇九	同(伊藤昌弘君紹介)(第一〇〇四号)
五四〇	同(松浦利尚君紹介)(第八三七七)	五五九	同(中途失聴者・難聴者の救済等に関する請願(村田敬次郎君紹介)(第八六六六)	五八四	同(松本善明君紹介)(第九三六六)	六一〇	同(近藤豊君紹介)(第一〇〇五号)
五四一	同(松前仰君紹介)(第八三八八)	五六〇	同(中途失聴者・難聴者の救済等に関する請願(村田敬次郎君紹介)(第八六六六)	五八五	同(松本善明君紹介)(第九三六六)	六一一	同(池端清一君紹介)(第九六五五)
五四二	同(宮地正介君紹介)(第八三九九)	五六一	同(今井勇君紹介)(第九〇四四)	五八六	同(中途失聴者・難聴者の救済等に関する請願(藤田高敏君紹介)(第九三七七)	六一二	同(丹羽雄哉君紹介)(第一〇一四四)
五四三	同(有島重武君紹介)(第八六九号)	五六二	同(上村千一郎君紹介)(第九〇五五)	五八七	同(藤田高敏君紹介)(第九五六六)	六一三	同(網岡雄君紹介)(第九八六六)
五四四	同(森田景一君紹介)(第八七〇号)	五六三	同(浦井洋君紹介)(第九〇六六)	五八八	同(山口鶴男君外一名紹介)(第九五七)	六一四	同(ハイヤー・タクシー等労働者の労働条件改善等に関する請願(梅田勝君紹介)(第九八七七)
五四五	同(玉置一弥君紹介)(第九一二二)	五六四	同(藤田高敏君紹介)(第九〇七七)	五八九	同(野間友一君紹介)(第九九三三)	六一五	同(カイトプラクティックの立法化阻止等に関する請願(岡本富夫君紹介)(第九八八八)
五三六	医療保険の改悪反対、充実改善に関する請願(森本晃司君紹介)(第八四〇号)	五六五	同(林百郎君紹介)(第九〇九号)	五九〇	同(野間友一君紹介)(第九九三三)	六一六	同(佐々木良作君紹介)(第九八九九)
五三九	同(橋本文彦君紹介)(第八七一七)	五六六	同(障害者福祉法の制定に関する請願(有島重武君紹介)(第八七三三)	五九一	同(中西啓介君紹介)(第一〇〇〇号)	六一七	同(塩田晋君紹介)(第九九〇号)
五四〇	同(山田英介君紹介)(第八七二二)	五六七	同(有島重武君紹介)(第八七三三)	五九二	同(社会保障・福祉の充実等に関する請願(池田克也君紹介)(第九五三三)	六一八	同(男女雇用平等法の制定に関する請願(藤木洋子君紹介)(第九九一一)
五四一	老人医療の無料制度復活等に関する請願(池端清一君紹介)(第八四一四)	五六八	同(浦井洋君紹介)(第九一五五)	五九三	同(大橋敏雄君紹介)(第九五四四)	六一九	同(藤木洋子君紹介)(第九九一一)
五四二	国民医療の改善に関する請願外一件(日野市朗君紹介)(第八四二二)	五六九	同(国民、患者の負担をふやす医療保険の改悪反対に関する請願(藤木洋子君紹介)(第八九六六)	五九四	同(竹村泰子君紹介)(第九五五五)	六二〇	同(身体障害者福祉法改正に関する請願(河野正君紹介)(第九五九九)
五四三	同(上野建一君紹介)(第九二〇号)	五七〇	同(社会福祉・社会保障の拡充に関する請願外一件(梅田勝君紹介)(第九一三三)	五九五	同(佐藤雄雄君紹介)(第九五八八)		
五四四	食品添加物の規制強化に関する請願(森田景一君紹介)(第八四三三)	五七一	同(浦井洋君紹介)(第九一四四)	五九六	同(工藤見君紹介)(第九五九五)		
五四五	身体障害者福祉法改正に関する請願外一件(若垂寿喜男君紹介)(第八四四四)			五九七	同(河野正君紹介)(第九五九九)		
五四六	同外二件(大出俊君紹介)(第八四五五)						

七二三	食品添加物の規制緩和と反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願（瀬長亀次郎君紹介）（第一一四一号）	七四四	同（岡崎万寿秀君紹介）（第二二五九号）	七七六	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願（新村源雄君紹介）（第一一九六号）	八〇二	福祉手当の引き上げに関する請願（稲垣実男君紹介）（第二二二〇号）
七二四	中途失職者・難聴者の救済等に関する請願（越智伊平君紹介）（第一一四二号）	七四五	同（経塚幸夫君紹介）（第二二六〇号）	七七七	同外一件（佐藤徳雄君紹介）（第二二八八号）	八〇三	同（今井勇君紹介）（第二二二一号）
七二五	医療・年金の改悪反対、充実改善に関する請願（左近正男君紹介）（第一一四三号）	七四六	同（工藤晃君紹介）（第二二六一号）	七八〇	同外一件（多賀谷眞稔君紹介）（第一二八九号）	八〇四	聴覚言語障害者情報文化センター設置等に関する請願（稲垣実男君紹介）（第二二二二号）
七二六	同（林百郎君紹介）（第一一四四号）	七四七	同（佐藤祐弘君紹介）（第二二六二号）	七八一	同（堀昌雄君紹介）（第二二九〇号）	八〇五	同（今井勇君紹介）（第二二二三号）
七二七	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願外一件（天野等君紹介）（第一一四五号）	七四八	同（柴田睦夫君紹介）（第二二六三号）	七八二	同（橋本文彦君紹介）（第二一九八号）	八〇六	パート労働法の早期制定に関する請願外一件（遠藤和良君紹介）（第二二五三三号）
七二八	同外一件（大橋敏雄君紹介）（第一一四六号）	七四九	同（瀬崎博義君紹介）（第二二六四号）	七八三	同（草川昭三君紹介）（第二一九九号）	八〇七	医療保険制度改悪反対に関する請願（左近正男君紹介）（第二二五四号）
七二九	同（野間友一君紹介）（第一一四七号）	七五〇	同（瀬長亀次郎君紹介）（第二二六五号）	七八四	同（戸田菊雄君紹介）（第二二九二号）	八〇八	医療保険制度の改善に関する請願外一件（渡部行雄君紹介）（第二二五五号）
七三〇	同外一件（安田修三君紹介）（第一一四八号）	七五一	同（田中美智子君紹介）（第二二六六号）	七八五	医療保険の改悪反対等に関する請願（石田幸四郎君紹介）（第二一九九号）	八〇九	中途失職者・難聴者の救済等に関する請願（田中恒利君紹介）（第二二八六号）
七三一	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（小澤克介君紹介）（第一一四九号）	七五二	同（中島武敏君紹介）（第二二七〇号）	七八六	同（稲富稔人君紹介）（第二二〇〇号）	八一〇	国民年金法改正促進に関する請願（江藤隆美君紹介）（第二三〇〇号）
七三二	同（小沢辰男君紹介）（第一一五〇号）	七五三	同（中林佳子君紹介）（第二二七一号）	七八七	同外一件（中村巖君紹介）（第二二〇一号）	八一〇	同（江藤隆美君紹介）（第二三〇〇号）
七三三	同（松浦利尚君紹介）（第一一五一号）	七五四	同（野間友一君紹介）（第二二七二号）	七八八	同（三浦久君紹介）（第二二〇二号）	八一〇	同（江藤隆美君紹介）（第二三〇〇号）
七三四	同（森下元晴君紹介）（第一一五二号）	七五五	同（東中光雄君紹介）（第二二七四号）	七八九	同（草川昭三君紹介）（第二二九四号）	八一〇	同（江藤隆美君紹介）（第二三〇〇号）
七三五	医療保険の改悪反対等に関する請願（小沢和秋君紹介）（第一一五三三三）	七五九	同（不破哲三君紹介）（第二二七五号）	七九〇	同（三浦久君紹介）（第二二九五号）	八一〇	食品添加物の規制緩和と反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願（竹入義勝君紹介）（第一三三六六号）
七三六	同（三浦久君紹介）（第一一五四号）	七六〇	同（藤木洋子君紹介）（第二二七六号）	七九一	同（沼川洋一君紹介）（第二二〇四号）	八一〇	同（天野等君紹介）（第二三九〇号）
七三七	カイロプラクティックの立法化阻止等に関する請願（砂田重民君紹介）（第一一五五号）	七六一	同（藤田スミ君紹介）（第二二七七号）	七九二	同（沼川洋一君紹介）（第二二〇四号）	八一〇	同（井上一成君紹介）（第二三九二二二）
七三八	同（西山敬次郎君紹介）（第一一五六号）	七六二	同（藤田スミ君紹介）（第二二七七号）	七九三	同（大橋敏雄君紹介）（第二二九六号）	八一〇	同（上田卓三君紹介）（第二三九三三三）
七三九	同（藤木洋子君紹介）（第一一五七号）	七六三	同（藤田スミ君紹介）（第二二七七号）	七九四	同（新井勝雄君紹介）（第二二九七号）	八一〇	同（上野建一君紹介）（第二三九三三三）
七四〇	食品添加物の規制緩和と反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願（大野瀬君紹介）（第一一九一号）	七六四	同（正森成二君紹介）（第二二七八号）	七九五	同（橋本文彦君紹介）（第二二九八号）	八一〇	同（小川省吾君紹介）（第二三九四四四）
七四一	同（梅田勝君紹介）（第二二五六号）	七六五	同（松本善明君紹介）（第二二七九号）	七九六	同（春田重昭君紹介）（第二二九九号）	八一〇	同（小川仁一君紹介）（第二三九五五五）
七四二	同（浦井洋君紹介）（第二二五七号）	七六六	同（三浦久君紹介）（第二二八〇号）	七九七	同（春田重昭君紹介）（第二二九九号）	八一〇	同（加藤万吉君紹介）（第二三九六六六）
七四三	同（小沢和秋君紹介）（第二二五八号）	七六七	同（山原健二郎君紹介）（第二二八二二二）	七八〇	同（今井勇君紹介）（第二二〇七号）	八一〇	同外一件（金子みつ君紹介）（第二三九七七七）
		七八八	同（草川昭三君紹介）（第二二八三三三）	七八一	同（今井勇君紹介）（第二二〇七号）	八一〇	同（川崎寛治君紹介）（第二三九八八八）
		七八九	同（佐藤徳雄君紹介）（第二二八四四四）	七八二	同（今井勇君紹介）（第二二〇七号）	八一〇	同（河上民雄君紹介）（第二三九九九九）
		七九〇	同（吉原米治君紹介）（第二二八五五五）	七八三	同（今井勇君紹介）（第二二〇七号）	八一〇	同（小林恒人君紹介）（第二四〇〇〇〇）
		七九一	医療・年金の改悪反対、充実改善に関する請願（田中恒利君紹介）（第一一九二二二）	七八四	同（渡部行雄君紹介）（第二一九五五五）	八一〇	同（上坂昇君紹介）（第二四〇〇〇〇）
		七九二	同（田並風明君紹介）（第二一九三三三）	七八五	同（左近正男君紹介）（第二二八七七七）	八一〇	同（新村源雄君紹介）（第二四〇二二二）
		七九三	同（中村茂君紹介）（第二一九四四四）			八一〇	同（田中恒利君紹介）（第二四〇三三三）
		七九四	同（渡部行雄君紹介）（第二一九五五五）				
		七九五	同（左近正男君紹介）（第二二八七七七）				

九三六	老人医療の無料制度復活等に関する請願(三浦久君紹介)(第一五二〇号)	九五七	同(藤尾正行君外一名紹介)(第一六一八号)	九八四	同外一件(吉原米治君紹介)(第一七一五号)	一〇一一	同(中林佳子君紹介)(第一八一〇号)	
九三七	同(上野建一君紹介)(第一六一二二号)	九五八	同(森下元晴君紹介)(第一六一九号)	九八五	同(網岡雄君紹介)(第一七四六号)	一〇一二	同(野間友一君紹介)(第一八一二二号)	
九三八	同(矢山有作君紹介)(第一六一三三号)	九五九	パート労働法の早期制定に関する請願(小川新一郎君紹介)(第一五三五五号)	九八六	同外一件(五十嵐広三君紹介)(第一七四七号)	一〇一三	同(正森成二君紹介)(第一八一三三三)	
九四〇	同(伊藤茂君紹介)(第一五二二二号)	九六〇	同(大野深君紹介)(第一五三六六号)	九八七	同外二件(池端清一君紹介)(第一七四八号)	一〇一四	同(三浦久君紹介)(第一八一三三三)	
九四一	同(三浦久君外一名紹介)(第一五二三三三)	九六一	同(数仲義彦君紹介)(第一五三七七号)	九八八	同(小川仁一君紹介)(第一七四九号)	一〇一五	医療・年金の改悪反対、充実改善に関する請願(井上泉君紹介)(第一七一六号)	
九四二	同(岩垂壽喜男君紹介)(第一六一四四号)	九六二	同(大橋敏雄君紹介)(第一六一〇〇号)	九八九	同(大出俊君紹介)(第一七五〇号)	一〇一六	同(小川國彦君紹介)(第一七一七号)	
九四三	医療保険の改悪反対、充実に関する請願(中島武敏君紹介)(第一五二四四号)	九六三	同(鈴切康雄君紹介)(第一六一二二二)	九九〇	同外六件(岡田春夫君紹介)(第一七一五一号)	一〇一七	同(吉原米治君紹介)(第一七一七八号)	
九四四	同(横江金夫君紹介)(第一六一五五号)	九六四	同(中川嘉美君紹介)(第一六一二二二)	九九一	同外一件(奥野一雄君紹介)(第一七一五二二)	一〇一八	医療保険の改悪反対等に関する請願(富塚三夫君紹介)(第一七一九号)	
九四五	医療・年金・雇用保険制度の改悪反対等に関する請願(岡崎万壽秀君紹介)(第一五二五五号)	九六五	医療保険制度改悪反対に関する請願(瀬崎博義君紹介)(第一五三八八号)	九九二	同外一件(奥野一雄君紹介)(第一七一五三三)	一〇一九	同(伏木和雄君紹介)(第一七二〇号)	
九四六	医療保険制度の改悪反対等に関する請願(野間友一君紹介)(第一五二六六号)	九六六	同(東中光雄君紹介)(第一五三九号)	九九三	同外一件(上西和郎君紹介)(第一七一五四)	一〇二〇	同(草野威君紹介)(第一七七五五号)	
九四七	同(不破哲三君紹介)(第一六一六六号)	九六七	同(正森成二君紹介)(第一五四〇号)	九九四	同(河野正君紹介)(第一七五四号)	一〇二一	国民年金法改正促進に関する請願(竹内黎一君紹介)(第一七二二二)	
九四八	医療保険制度の改悪反対、充実改善に関する請願(津川武一君紹介)(第一五二七七号)	九六八	社会保険制度の改悪反対に関する請願(森本晃司君紹介)(第一五七五五号)	九九五	同外一件(新村勝雄君紹介)(第一七五五五)	一〇二二	同外一件(加藤敏一君紹介)(第一七七七号)	
九四九	同(横江金夫君紹介)(第一六一七七号)	九六九	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(小沢和秋君紹介)(第一六一一一号)	九九六	同外一件(関晴正君紹介)(第一七五六)	一〇二三	同(高島修君紹介)(第一七七七八号)	
九五〇	児童扶養手当制度改悪反対に関する請願(新村勝雄君紹介)(第一五二八八号)	九七〇	医療保険制度の改善に関する請願(渡部行雄君紹介)(第一六二三三三)	九九七	同(武部文君紹介)(第一七五七号)	一〇二四	パート労働法の早期制定に関する請願(伏木和雄君紹介)(第一七二二二)	
九五一	社会保障・福祉の充実等に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第一五二九号)	九七一	食品添加物の規制緩和反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願(井上泉君紹介)(第一七〇二二)	九九八	同(野口幸一君紹介)(第一七五八号)	一〇二五	同(長田武士君紹介)(第一七七九号)	
九五二	医療保険の技術改悪反対に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第一五三〇〇号)	九七二	同(井上普方君紹介)(第一七〇三三)	九九九	同(細谷治嘉君紹介)(第一七五九号)	一〇二六	医療保険制度の改善に関する請願(加藤万吉君紹介)(第一七二三三)	
九五三	同(津川武一君紹介)(第一五三一一号)	九七三	同(後藤茂君紹介)(第一七〇四四)	一〇〇〇	同(松浦利尚君紹介)(第一七六〇号)	一〇二七	同(田中克彦君紹介)(第一七二四四)	
九五四	同(東中光雄君紹介)(第一五三二二二)	九七四	同(沢沢利久君紹介)(第一七〇五五)	一〇〇一	同(水田稔君紹介)(第一七六一号)	一〇二八	同(田中克彦君紹介)(第一七二五五)	
九五五	国民年金法改正促進に関する請願(今井勇君紹介)(第一五三三三三)	九七五	同(嶋崎謙君紹介)(第一七〇六六)	一〇〇二	同外一件(武藤山治君紹介)(第一七六二二)	一〇二九	同(山口鶴男君紹介)(第一七二六六)	
九五六	同(倉成正君紹介)(第一五三四四)	九七六	同(城地豊司君紹介)(第一七〇七七)	一〇〇三	同(村山喜一君紹介)(第一七六三三)	一〇三〇	同(池端清一君紹介)(第一七八八〇)	
		九七七	同外一件(新村源雄君紹介)(第一七〇八八)	一〇〇四	同外一件(村山富市君紹介)(第一七六四四)	一〇三一	同(上野建一君紹介)(第一七八一一)	
		九七八	同(田邊誠君紹介)(第一七〇九九)	一〇〇五	同(元信堯君紹介)(第一七六五五)	一〇三二	同(小川省吾君紹介)(第一七八二二)	
		九七九	同(竹内猛君紹介)(第一七一〇〇)	一〇〇六	同(八木昇君紹介)(第一七六六六)	一〇三三	同(金子みつ君紹介)(第一七八三三)	
		九八〇	同(土井たか子君紹介)(第一七一一一号)	一〇〇七	同(山下八洲夫君紹介)(第一七六七七)	一〇三四	同(河野正君紹介)(第一七八四四)	
		九八一	同(中村茂君紹介)(第一七一二二)	一〇〇八	同(横山利秋君紹介)(第一七六八八)	一〇三五	同(田中克彦君紹介)(第一七八五五)	
		九八二	同(広瀬秀吉君紹介)(第一七二三三)	一〇〇九	同外二件(渡辺朗君紹介)(第一七六九九)	一〇三六	同(高沢寅男君紹介)(第一七八六六)	
		九八三	同(安田修三君紹介)(第一七二四四)	一〇一〇	同(小沢和秋君紹介)(第一七八〇八)	一〇三七	同(村山富市君紹介)(第一七八七七)	
					一〇一一	同(山口鶴男君紹介)(第一七八八八)	一〇三八	同(山下八洲夫君紹介)(第一七八八九)
					一〇一二	同(山花貞夫君紹介)(第一七九〇〇)	一〇三九	同(山花貞夫君紹介)(第一七九〇〇)
					一〇一三	同(工藤晃君紹介)(第一八二〇〇)		

- 一〇四二 同(柴田陸夫君紹介)(第一八二二号)
- 一〇四三 同(不破哲三君紹介)(第一八二三号)
- 一〇四四 同(養輪幸代君紹介)(第一八二三号)
- 一〇四五 年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(後藤茂君紹介)(第一七二七号)
- 一〇四六 健康保険の本人十割給付堅持等に関する請願(高沢寅男君紹介)(第一七四五号)
- 一〇四七 中途失職者・難聴者の救済等に関する請願(金子みつ君紹介)(第一七七〇号)
- 一〇四八 医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(山下八洲夫君紹介)(第一七七一号)
- 一〇四九 保育所制度の充実に関する請願(堀内光雄君紹介)(第一七七二号)
- 一〇五〇 医療保険の改悪反対、充実に関する請願(高沢寅男君紹介)(第一七七三号)
- 一〇五一 同(山下八洲夫君紹介)(第一七七四号)
- 一〇五二 医療保険の抜本改悪反対に関する請願(金子みつ君紹介)(第一七七六号)
- 一〇五三 同(正森成二君紹介)(第一八一八号)
- 一〇五四 社会保障制度の改悪反対に関する請願(辻一彦君紹介)(第一七九一号)
- 一〇五五 同外一件(経塚幸夫君紹介)(第一八二四号)
- 一〇五六 同外二件(藤田スミ君紹介)(第一八二五号)
- 一〇五七 同(正森成二君紹介)(第一八二六号)
- 一〇五八 健康保険の本人給付引き下げ反対等に関する請願(柴田陸夫君紹介)(第一八〇七号)
- 一〇五九 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(小沢和秋君紹介)(第一八一四号)
- 一〇六〇 障害者福祉法の制定に関する請願
- (浦井洋君紹介)(第一八一五号)
- 一〇六一 医療保険制度の改悪反対等に関する請願(藤田スミ君紹介)(第一八一六号)
- 一〇六二 同(正森成二君紹介)(第一八一七号)
- 一〇六三 カイロプラクティックの立法化阻止等に関する請願(浦井洋君紹介)(第一八一九号)
- 一〇六四 医療保険制度改悪反対に関する請願(池端清一君紹介)(第一八三九号)
- 一〇六五 医療保険の改悪反対に関する請願(上田卓三君紹介)(第一八四〇号)
- 一〇六六 同(田中美智子君紹介)(第一九二四号)
- 一〇六七 建設国民健康保険組合の改善に関する請願(武藤山治君紹介)(第一八四一号)
- 一〇六八 食品添加物の規制緩和反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願(安倍基雄君紹介)(第一八四二号)
- 一〇六九 同(青山丘君紹介)(第一八四三号)
- 一〇七〇 同外一件(石橋政嗣君紹介)(第一八四四号)
- 一〇七一 同(若垂壽喜男君紹介)(第一八四五号)
- 一〇七二 同(小川仁一君紹介)(第一八四六号)
- 一〇七三 同外一件(小澤克介君紹介)(第一八四七号)
- 一〇七四 同外十件(河野正君紹介)(第一八四八号)
- 一〇七五 同(木間章君紹介)(第一八四九号)
- 一〇七六 同(草野威君紹介)(第一八五〇号)
- 一〇七七 同外一件(兒玉末男君紹介)(第一八五一号)
- 一〇七八 同外二件(島田琢郎君紹介)(第一八五二号)
- 一〇七九 同(関山信之君紹介)(第一八五三号)
- 一〇八〇 同(田並胤明君紹介)(第一八五四号)
- 一〇八一 同外一件(富塚三夫君紹介)(第一八五五号)
- 一〇八二 同外一件(中村重光君紹介)(第一八五六号)
- 一〇八三 同(福岡康夫君紹介)(第一八五七号)
- 一〇八四 同外一件(藤田高敏君紹介)(第一八五八号)
- 一〇八五 同(前川旦君紹介)(第一八五九号)
- 一〇八六 同(八木昇君紹介)(第一八六〇号)
- 一〇八七 同外二件(横江金夫君紹介)(第一八六一号)
- 一〇八八 同(吉田之久君紹介)(第一八六二号)
- 一〇八九 同外二件(嶋崎讓君紹介)(第一八九二五号)
- 一〇九〇 同外一件(田中美智子君紹介)(第一九二六号)
- 一〇九一 同外三件(竹村泰子君紹介)(第一九二七号)
- 一〇九二 同(藤田高敏君紹介)(第一九二八号)
- 一〇九三 同外一件(村山富市君紹介)(第一九二九号)
- 一〇九四 同(横山利秋君紹介)(第一九三〇号)
- 一〇九五 老人医療の無料制度復活等に関する請願(浜西鉄雄君紹介)(第一八六三三号)
- 一〇九六 同外一件(田中美智子君紹介)(第一九三九号)
- 一〇九七 食品添加物の規制強化に関する請願外一件(新村勝雄君紹介)(第一八六四四号)
- 一〇九八 児童扶養手当制度改悪反対に関する請願外一件(上田卓三君紹介)(第一八六五五号)
- 一〇九九 同(河野正君紹介)(第一九五四号)
- 一一〇〇 同外一件(田中美智子君紹介)(第一九五五五号)
- 一一〇一 同(竹村泰子君紹介)(第一九五六六号)
- 一一〇二 国民年金法改正促進に関する請願(愛知和男君紹介)(第一八六六六号)
- 一一〇三 同(工藤巖君紹介)(第一八六七七号)
- 一一〇四 同(高村正彦君紹介)(第一八六八八号)
- 一一〇五 同(椎名素夫君紹介)(第一九五七七号)
- 一一〇六 同(砂田重民君紹介)(第一九五七八号)
- 一一〇七 同(仲村正治君紹介)(第一九五九九号)
- 一一〇八 パート労働法の早期制定に関する請願(市川雄一君紹介)(第一八六九九号)
- 一一〇九 医療保険制度の改善に関する請願(天野等君紹介)(第一八七〇号)
- 一一一〇 同外一件(田中克彦君紹介)(第一八七一号)
- 一一一一 同(田並胤明君紹介)(第一八七二二号)
- 一一一二 同(竹内猛君紹介)(第一八七三三号)
- 一一一三 同外一件(若垂壽喜男君紹介)(第一九六〇号)
- 一一一四 同(上野建一君紹介)(第一九六一号)
- 一一一五 同(小川國彦君紹介)(第一九六二二号)
- 一一一六 同(沢田広君紹介)(第一九六三三号)
- 一一一七 同(田中美智子君紹介)(第一九六四四号)
- 一一一八 社会保障制度の改悪反対に関する請願外一件(塩田晋君紹介)(第一八七四四号)
- 一一一九 同(沼川洋一君紹介)(第一八七五五号)
- 一一二〇 同外二件(網岡雄君紹介)(第一九六五五号)
- 一一二一 同(五十嵐広三君紹介)(第一九六六六号)
- 一一二二 同外一件(井上一成君紹介)(第一九六七七号)
- 一一二三 同外四件(池端清一君紹介)(第一九六八八号)
- 一一二四 同(上田卓三君紹介)(第一九六九九号)
- 一一二五 同(河野正君紹介)(第一九七〇〇号)
- 一一二六 同(小林恒人君紹介)(第一九七一〇号)
- 一一二七 同(小淵正義君紹介)(第一九七二〇号)
- 一一二八 同(兒玉末男君紹介)(第一九七三〇号)
- 一一二九 同外一件(島田琢郎君紹介)(第一九七四〇号)
- 一一三〇 同外一件(田中美智子君紹介)(第一

[illegible]

(第二二八〇号)	一三三三 同(左近正男君紹介)(第二三一九号)	一三五八 同(森田景一君紹介)(第二三七五号)	一三七六 医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(島田琢郎君紹介)(第二四五九号)
一三〇六 食品添加物の規制緩和と反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願(木島喜兵衛君紹介)(第二三〇六号)	一三三三 同(沢田広君紹介)(第二三二〇号)	一三五八 国民年金法改正促進に関する請願(國場幸昌君紹介)(第二三七九号)	一三八〇 同(浦井洋君紹介)(第二四六三号)
一三〇七 同(佐藤樹君紹介)(第二三〇七号)	一三三三 同(前川且君紹介)(第二三二一〇号)	一三五七 児童扶養手当制度改悪反対に関する請願(沢沢利久君紹介)(第二三七七号)	一三七七 同(中島武敏君紹介)(第二四六〇号)
一三〇八 同(佐藤龍君紹介)(第二三〇八号)	一三三六 同(岩垂壽喜男君紹介)(第二三八一〇号)	一三五八 同(塚田延充君紹介)(第二三七八号)	一三七九 国民医療の改善に関する請願(中島武敏君紹介)(第二四六一号)
一三〇九 同(田中恒利君紹介)(第二三〇九号)	一三三七 同(加藤万吉君紹介)(第二三八二二号)	一三五九 国民年金法改正促進に関する請願(國場幸昌君紹介)(第二三七九号)	一三八〇 同(浦井洋君紹介)(第二四六三号)
一三一〇 同(戸田菊雄君紹介)(第二三一〇号)	一三三八 同(渡沢利久君紹介)(第二三八三三三三)	一三六〇 同(村田敬次郎君紹介)(第二三八〇〇号)	一三八二 同(柴田睦夫君紹介)(第二四六五号)
一三一〇 同(藤田高敏君紹介)(第二三一〇号)	一三三九 同(森田景一君紹介)(第二三八四四四四)	一三六〇 同(村田敬次郎君紹介)(第二三八〇〇号)	一三八三 同(中島武敏君紹介)(第二四六六号)
一三一一 同(宮崎角治君紹介)(第二三一二二二)	一三四〇 同(山本政弘君紹介)(第二三八五五五五)	一三六一 保育所制度の充実に関する請願(石橋一弥君紹介)(第二三九一〇一)	一三八四 同(三浦久君外一名紹介)(第二四六七七号)
一三一二 同(外一件(宮田早苗君紹介)(第二三三三三三)	一三四一 同(渡辺嘉蔵君紹介)(第二三八六六六六)	一三六二 健康保険・年金制度改悪反対に関する請願(梅田勝君紹介)(第二四四五五五五)	一三八五 医療保険の改悪反対、充実に関する請願(中島武敏君紹介)(第二四六八八八)
一三一二 同(吉井光昭君紹介)(第二三三四四四)	一三四二 同(上西和郎君紹介)(第二三三三三三)	一三六三 同(浦井洋君紹介)(第二四四六六六)	一三八六 同(村山富市君紹介)(第二四六九九九)
一三一二 同(外一件(石橋政嗣君紹介)(第二三三三三三)	一三四三 同(上西和郎君紹介)(第二三三三三三)	一三六四 同(柴田弘君紹介)(第二四四七七七)	一三八七 医療・年金・雇用保険制度の改悪反対等に関する請願(外二件(中島武敏君紹介)(第二四七〇〇〇)
一三一二 同(上原康助君紹介)(第二三六四四四)	一三四四 同(山中末治君紹介)(第二三三九二二)	一三六五 療術の制度化促進に関する請願(外三件(龜岡高夫君紹介)(第二四四八八八)	一三八八 医療保険制度の改悪反対等に関する請願(中島武敏君紹介)(第二四七一七号)
一三一二 同(奥野一雄君紹介)(第二三六五五五)	一三四五 同(木島喜兵衛君紹介)(第二三三二五五)	一三六六 健康保険の本人十割給付引き下げ反対等に関する請願(中島武敏君紹介)(第二四四九九九)	一三八九 同(藤本洋子君紹介)(第二四七二二二)
一三一二 同(加藤万吉君紹介)(第二三六六六六)	一三四六 同(塚田延充君紹介)(第二三三三三三)	一三六七 医療保険、年金制度の改悪反対に関する請願(藤本洋子君紹介)(第二四四四四四)	一三九〇 同(外一件(養輪幸代君紹介)(第二四七七三三)
一三一二 同(外一件(中西績介君紹介)(第二三三三三三)	一三四七 同(塚田延充君紹介)(第二三三三三三)	一三六八 食品添加物の規制緩和と反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願(川崎寛治君紹介)(第二四五一五五五)	一三九一 医療保険の抜本改悪反対、充実改善に関する請願(梅田勝君紹介)(第二四四四四四)
一三一二 同(藤田高敏君紹介)(第二三六八八八)	一三四八 同(愛知和男君紹介)(第二三三九四四)	一三六九 同(津川武一君紹介)(第二四四二二二)	一三九二 児童扶養手当制度改悪反対に関する請願(浦井洋君紹介)(第二四七五五五)
一三一二 同(山本政弘君紹介)(第二三六九九九)	一三四九 同(愛知和男君紹介)(第二三三九四四)	一三七〇 同(辻第一君紹介)(第二四四三三三)	一三九三 国民、患者の負担をふやす医療保険の改悪反対に関する請願(浦井洋君紹介)(第二四七六六六)
一三一二 同(外三件(山口鶴男君外一名紹介)(第二三三三三三)	一三五〇 同(渡辺三郎君紹介)(第二三六一一)	一三七二 同(森中守義君紹介)(第二四四四四四)	一三九四 医療保険の抜本改悪反対に関する請願(池端清一君紹介)(第二四七七七七)
一三一二 同(渡辺嘉蔵君紹介)(第二三七一七)	一三五〇 同(渡辺三郎君紹介)(第二三六一一)	一三七三 国民に対する医療改善に関する請願(関晴正君紹介)(第二四五六六六)	一三九五 同(外一件(浦井洋君紹介)(第二四七七七七)
一三一二 同(渡辺嘉蔵君紹介)(第二三七一七)	一三五〇 同(渡辺三郎君紹介)(第二三六一一)	一三七四 医療保険制度の改悪反対、国民医療改善に関する請願(梅田勝君紹介)(第二四四四四四)	一三九五 同(外一件(浦井洋君紹介)(第二四七七七七)
一三一二 同(伊藤茂君紹介)(第二三二七七)	一三五〇 同(渡辺三郎君紹介)(第二三六一一)	一三七五 同(養輪幸代君紹介)(第二四四四四四)	一三九五 同(外一件(浦井洋君紹介)(第二四七七七七)
一三一二 同(上野建一君紹介)(第二三八七七)	一三五〇 同(渡辺三郎君紹介)(第二三六一一)	一三七五 同(養輪幸代君紹介)(第二四四四四四)	一三九五 同(外一件(浦井洋君紹介)(第二四七七七七)
一三一二 同(矢山有作君紹介)(第二三八八八)	一三五〇 同(渡辺三郎君紹介)(第二三六一一)	一三七五 同(養輪幸代君紹介)(第二四四四四四)	一三九五 同(外一件(浦井洋君紹介)(第二四七七七七)
一三一二 同(横江金夫君紹介)(第二三八九九)	一三五〇 同(渡辺三郎君紹介)(第二三六一一)	一三七五 同(養輪幸代君紹介)(第二四四四四四)	一三九五 同(外一件(浦井洋君紹介)(第二四七七七七)
一三一二 同(渡部行雄君紹介)(第二三九〇〇)	一三五〇 同(渡辺三郎君紹介)(第二三六一一)	一三七五 同(養輪幸代君紹介)(第二四四四四四)	一三九五 同(外一件(浦井洋君紹介)(第二四七七七七)
一三一二 医療保険制度の改善に関する請願(上西和郎君紹介)(第二三二八八)	一三五〇 同(渡辺三郎君紹介)(第二三六一一)	一三七五 同(養輪幸代君紹介)(第二四四四四四)	一三九五 同(外一件(浦井洋君紹介)(第二四七七七七)

一三九六	同(藤木洋子君紹介)(第二四七九号)	一四二八	同(塚原俊平君紹介)(第二五一二号)	一四八四	同(前川且君紹介)(第二七四八号)
一三九七	同(村山富市君紹介)(第二四八〇号)	一四二九	医療保険制度改悪反対に関する請願 外一件(天野等君紹介)(第二五一二 号)	一四八五	同(村山富市君紹介)(第二七四九号)
一三九八	障害福祉年金の引き上げに関する請 願(愛知和男君紹介)(第二四八一 号)	一四三〇	同(金子みつ君紹介)(第二五一三 号)	一四八六	同(元信義君紹介)(第二七五〇号)
一三九九	同(小沢辰男君紹介)(第二四八二 号)	一四三一	同(元信義君紹介)(第二五一四 号)	一四八七	同(矢山有作君紹介)(第二七五一 号)
一四〇〇	同(越智伊平君紹介)(第二四八三 号)	一四三二	医療保険制度の改善に関する請願 (池端清一君紹介)(第二五一五 号)	一四八八	同(安田修三君紹介)(第二七五二 号)
一四〇一	同(太田誠一君紹介)(第二四八四 号)	一四三三	同(浦井洋君紹介)(第二五一六 号)	一四八九	同(山花貞夫君紹介)(第二七五三 号)
一四〇二	同(中野四郎君紹介)(第二四八五 号)	一四三四	同(岡崎万寿君紹介)(第二五一 七号)	一四九〇	同(横山利秋君紹介)(第二七五四 号)
一四〇三	同(二階俊博君紹介)(第二四八六 号)	一四三五	同(経塚幸夫君紹介)(第二五一 八号)	一四九一	同(横山利秋君紹介)(第二七五五 号)
一四〇四	同(山崎拓君紹介)(第二四八七 号)	一四三六	同(柴田睦夫君紹介)(第二五一 九号)	一四九二	同(吉原米治君紹介)(第二七五六 号)
一四〇五	聴覚言語障害者の一級格付に関する 請願(愛知和男君紹介)(第二四八 八号)	一四三七	同(新村勝雄君紹介)(第二五二 〇号)	一四九三	男女雇用平等法・パート労働法の制 定に関する請願(沼川洋一君紹介 (第二六三三号)
一四〇六	同(小沢辰男君紹介)(第二四八九 号)	一四三八	同(中島武敏君紹介)(第二五二 一號)	一四九四	食品添加物の規制緩和と反対、食品衛 生行政の充実強化に関する請願(五 十嵐広三君紹介)(第二六三三三 号)
一四〇七	同(越智伊平君紹介)(第二四九〇 号)	一四三九	同(東中光雄君紹介)(第二五二 二號)	一四九五	同(上田哲君紹介)(第二六三四 号)
一四〇八	同(太田誠一君紹介)(第二四九一 号)	一四四〇	同(藤田スミ君紹介)(第二五二 四号)	一四九六	同(河村勝君紹介)(第二六三五 号)
一四〇九	同(中野四郎君紹介)(第二四九二 号)	一四四一	同(正森成二君紹介)(第二五二 五号)	一四九七	同(佐藤雄雄君紹介)(第二六 三六号)
一四一〇	同(二階俊博君紹介)(第二四九三 号)	一四四二	同(山田英介君紹介)(第二五二 七号)	一四九八	同(山口鶴男君外一名紹介)(第二 六三七号)
一四一一	同(山崎拓君紹介)(第二四九四 号)	一四四三	同(山田英介君紹介)(第二五二 七号)	一四九九	同(山口鶴男君外一名紹介)(第二 六三八号)
一四一二	福祉手当の引き上げに関する請願 (愛知和男君紹介)(第二四九五 号)	一四四四	年金・医療・雇用保険の改悪反対 充実改善に関する請願(藤田高敏君 紹介)(第二五二八号)	一五〇〇	同外一件(阿部末喜男君紹介)(第 二六九九号)
一四一三	同(小沢辰男君紹介)(第二四九六 号)	一四四五	同(浦井洋君紹介)(第二五二 九号)	一五〇一	国民に対する医療改善に関する請願 (正森成二君紹介)(第二六三九 号)
一四一四	同(越智伊平君紹介)(第二四九七 号)	一四四六	健康保険の本人給付引き下げ反対等 に関する請願(浦井洋君紹介)(第二 五三〇号)	一五〇二	医療保険・医療供給体制の改悪反対 等に関する請願(阿部昭吾君紹介 (第二六四〇号)
一四一五	同(太田誠一君紹介)(第二四九八 号)	一四四七	同(義輪幸代君紹介)(第二五三 一號)	一五〇三	同(菅直人君紹介)(第二六四一 号)
一四一六	同(中野四郎君紹介)(第二四九九 号)	一四四八	医療用漢方製剤の健康保険適用存続 に関する請願(池端清一君紹介)(第 二五三二号)	一五〇四	同外十五件(河野正君紹介)(第二 七〇一號)
一四一七	同(二階俊博君紹介)(第二五〇〇 号)	一四四九	医療保険の全面制度改悪反対に關 する請願(藤田高敏君紹介)(第二五 三三號)	一五〇五	国民医療の充実改善に関する請願 (正森成二君紹介)(第二六四二 号)
一四一八	同(山崎拓君紹介)(第二五〇一 号)	一四五〇	原子爆弾被爆者等の援護法制定に關 する請願(阿部昭吾君紹介)(第二 六二二號)	一五〇六	医療保険の改悪反対等に関する請願 (網岡雄君紹介)(第二六四三 号)
一四一九	聴覚言語障害者情報文化センター設 置等に関する請願(愛知和男君紹介 (第二五〇二号)	一四五一	同(日野市朗君紹介)(第二七四 六号)	一五〇七	同外三件(井上一成君紹介)(第二 六四四号)
一四二〇	同(小沢辰男君紹介)(第二五〇三 号)	一四五二	同(菅直人君紹介)(第二六二 三號)		
一四二一	同(越智伊平君紹介)(第二五〇四 号)	一四五三	仲裁裁定完全実施に関する請願(阿 部末喜男君紹介)(第二六二四 号)		
一四二二	同(太田誠一君紹介)(第二五〇五 号)	一四五四	同(天野等君紹介)(第二六二五 号)		
一四二三	同(中野四郎君紹介)(第二五〇六 号)	一四五五	同(井上一成君紹介)(第二六二 六號)		
一四二四	同(二階俊博君紹介)(第二五〇七 号)	一四五六	同(大出俊君紹介)(第二六二 七號)		
一四二五	同(山崎拓君紹介)(第二五〇八 号)	一四五七	同外一件(串原義直君紹介)(第二 六二八號)		
一四二六	国民年金法改正促進に関する請願 (大塚雄司君紹介)(第二五〇九 号)	一四五八	同(左近正男君紹介)(第二六二 九號)		
一四二七	同(玉沢徳一郎君紹介)(第二五一 〇号)	一四五九	同(佐藤雄雄君紹介)(第二六三 〇號)		
		一四六〇	同(新村勝雄君紹介)(第二六三 一號)		
		一四六一	同外一件(田並風明君紹介)(第二 六三二號)		
		一四六二	同(中村茂君紹介)(第二六三 三號)		
		一四六三	同(野口幸一君紹介)(第二六三 四號)		
		一四六四	同(馬場昇君紹介)(第二六三 五號)		
		一四六五	同(細谷治嘉君紹介)(第二六三 六號)		
		一四六六	同(松前仰君紹介)(第二六三 七號)		
		一四六七	同(武藤山治君紹介)(第二六三 八號)		
		一四六八	同(八木昇君紹介)(第二六三 九號)		
		一四六九	同(横山利秋君紹介)(第二六四 〇號)		
		一四七〇	同(和田貞夫君紹介)(第二六四 一號)		
		一四七一	同(上野建一君紹介)(第二六四 二號)		
		一四七二	同(小川国彦君紹介)(第二六四 三號)		
		一四七三	同外一件(小澤克介君紹介)(第二 六四四號)		
		一四七四	同(金子みつ君紹介)(第二七三 八號)		
		一四七五	同(上西和郎君紹介)(第二七三 九號)		
		一四七六	同(小林恒人君紹介)(第二七四 〇號)		
		一四七七	同(左近正男君紹介)(第二七四 一號)		
		一四七八	同(清水勇君紹介)(第二七四 二號)		
		一四七九	同(新村源雄君紹介)(第二七四 三號)		
		一四八〇	同(武部文君紹介)(第二七四 四號)		
		一四八一	同外三件(永井孝信君紹介)(第二 七四五號)		
		一四八二	同(日野市朗君紹介)(第二七四 六號)		
		一四八三	同(藤田高敏君紹介)(第二七四 七號)		

一五〇八 同外一件(左近正男君紹介)(第二六四四号)	一五三三 同外一件(柴田睦夫君紹介)(第二六五九号)	一五五九 食品添加物の規制に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第二六九六号)	一五七八 同(大橋敏雄君紹介)(第二七七二号)
一五〇九 同(土井たか子君紹介)(第二六四六号)	一五三四 同(高沢寅男君紹介)(第二六六〇号)	一五六〇 原子爆弾被爆者等の援護法の制定に関する請願(塩田晋君紹介)(第二六九七号)	一五七九 同(近江巳記夫君紹介)(第二七七三号)
一五一〇 同(藤木洋子君紹介)(第二六四七号)	一五三五 同(春田重昭君紹介)(第二六六二号)	一五六一 同(塚田延充君紹介)(第二六九八号)	一五八〇 同外一件(岡本富夫君紹介)(第二七七四号)
一五一一 同(堀昌雄君紹介)(第二六四八号)	一五三六 同(不破哲三君紹介)(第二六六三号)	一五六二 中途失聴者・難聴者の救済等に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第二七〇〇号)	一五八一 同外一件(長田武士君紹介)(第二七七五号)
一五一二 同(横山利秋君紹介)(第二六四九号)	一五三八 同(松本善明君紹介)(第二六六五号)	一五六三 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第二七〇二号)	一五八二 同(貝沼次郎君紹介)(第二七七六号)
一五一三 同外一件(上田卓三君紹介)(第二七〇三号)	一五三九 同(矢山有作君紹介)(第二六六六号)	一五六四 医療保険の抜本改悪反対に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第二七〇九号)	一五八三 同外三件(木内良明君紹介)(第二七七七号)
一五一四 同(左近正男君紹介)(第二七〇四号)	一五四〇 同外一件(上野建一君紹介)(第二七一九号)	一五六五 同(小川国彦君紹介)(第二七二〇号)	一五八四 同(小谷輝二君紹介)(第二七七八号)
一五一五 同(永井孝信君紹介)(第二七〇五号)	一五四一 同外一件(小澤克介君紹介)(第二七二〇号)	一五六六 同(河野正君紹介)(第二七二二号)	一五八五 同(駒谷明君紹介)(第二七七九号)
一五一六 同(横江金夫君紹介)(第二七〇六号)	一五四二 同外四件(大出俊君紹介)(第二七二二号)	一五六七 同(河野正君紹介)(第二七二二号)	一五八六 同外六件(斎藤節君紹介)(第二七八〇号)
一五一七 医療・年金・雇用保険制度の改悪反対等に関する請願(中島武敏君紹介)(第二七五〇号)	一五四三 同(河野正君紹介)(第二七二三号)	一五六八 同(小川国彦君紹介)(第二七二二号)	一五八七 同外三件(斎藤実君紹介)(第二七八二号)
一五一八 医療保険制度の改悪反対等に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第二七五二号)	一五四四 同(小林恒人君紹介)(第二七二三号)	一五六九 同(河野正君紹介)(第二七二二号)	一五八八 同外一件(柴田弘君紹介)(第二七八二号)
一五一九 児童扶養手当制度改悪反対に関する請願(辻一彦君紹介)(第二七五二号)	一五四五 同(沢田広君紹介)(第二七二四号)	一五六〇 同(河野正君紹介)(第二七二二号)	一五八九 同(鈴木康雄君紹介)(第二七八三三三)
一五二〇 同(井上一成君紹介)(第二七〇七号)	一五四六 同外一件(新村勝雄君紹介)(第二七二五号)	一五六一 同(河野正君紹介)(第二七二二号)	一五九〇 同(竹内義勝君紹介)(第二七八四四)
一五二一 同(伊藤昌弘君紹介)(第二七〇八号)	一五四七 同外一件(永井孝信君紹介)(第二七二六号)	一五六二 同(河野正君紹介)(第二七二二号)	一五九一 同(竹内勝彦君紹介)(第二七八五五)
一五二二 カイロプラクティックの立法化阻止等に関する請願(原健三郎君紹介)(第二七五三三三)	一五四八 同(野口幸一君紹介)(第二七二七号)	一五六三 同(河野正君紹介)(第二七二二号)	一五九二 同外三件(武田一夫君紹介)(第二七八六六)
一五二三 同(永井孝信君紹介)(第二七二二二二)	一五四九 同(野口幸一君紹介)(第二七二七号)	一五六四 同(河野正君紹介)(第二七二二二二)	一五九三 同(玉城栄一君紹介)(第二七八七七)
一五二四 国民年金法改正促進に関する請願(今井勇君紹介)(第二七五四四四)	一五五〇 同(細谷治嘉君紹介)(第二七二九号)	一五六五 同(河野正君紹介)(第二七二二二二)	一五九四 同外一件(島居一雄君紹介)(第二七八八八)
一五二五 同(羽田孜君紹介)(第二七五五五五)	一五五一 同外一件(村山富市君紹介)(第二七三〇号)	一五六六 同(河野正君紹介)(第二七二二二二)	一五九五 同外二件(中川嘉美君紹介)(第二七八九九)
一五二六 同(中野四郎君紹介)(第二七五五五五)	一五五二 同(山口鶴男君外一名紹介)(第二七三三三三)	一五六七 同(河野正君紹介)(第二七二二二二)	一五九六 同外二件(中村慶君紹介)(第二七八九九)
一五二七 医療保険制度改悪反対に関する請願(和田貞夫君紹介)(第二七五六六六)	一五五三 同(吉原米治君紹介)(第二七三三三三)	一五六八 同(河野正君紹介)(第二七二二二二)	一五九七 同外一件(西中清君紹介)(第二七八九九)
一五二八 同(吉原米治君紹介)(第二七五五五五)	一五五四 同(横江金夫君紹介)(第二七三三三三)	一五六九 同(河野正君紹介)(第二七二二二二)	一五九八 同(橋本文彦君紹介)(第二七八九九)
一五二九 同(野口幸一君紹介)(第二七五六六六)	一五五五 年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(新村源雄君紹介)(第二七六六七七)	一五六〇 同外一件(市川雄一君紹介)(第二七八九九)	一五九九 同(笠勝之君紹介)(第二七八九九)
一五三〇 医療保険制度の改善に関する請願(市川雄一君紹介)(第二七五五五五)	一五五六 同(小川国彦君紹介)(第二七二七号)	一五六一 同(遠藤和良君紹介)(第二七八九九)	一六〇〇 同(平石磨作太郎君紹介)(第二七八九九)
一五三一 同外一件(上田哲君紹介)(第二七五五五五)	一五五七 同(安田修三君紹介)(第二七八八八)	一五六二 同(小川新一郎君紹介)(第二七八九九)	一六〇一 同外一件(福岡康夫君紹介)(第二七八九九)

一八八五	医療保険制度改悪反対、国民医療の改善等に関する請願（藤田スミ君紹介）（第三二〇六号）	一九〇九	同（新村源雄君紹介）（第三三〇三号）	一九三五	医療保険制度の改善に関する請願（岩垂壽喜男君紹介）（第三二二八号）	一九六二	同（河野正君紹介）（第三二四七号）
一八八六	国立病院・療養所の統合等反対、医療従事職員の増員に関する請願外一件（五十嵐広三君紹介）（第三二〇七号）	一九一〇	同（高沢寅男君紹介）（第三三〇四号）	一九三六	同外一件（上田哲君紹介）（第三二一九号）	一九六三	同（戸田菊雄君紹介）（第三二四八号）
一八八七	同外一件（伊藤茂君紹介）（第三二〇八号）	一九一一	同（細谷昭雄君紹介）（第三三〇五号）	一九三七	同（大久保直彦君紹介）（第三三三〇号）	一九六四	同（角屋堅次郎君紹介）（第三三三一號）
一八八八	同（池端清一君紹介）（第三二〇九号）	一九一二	同（堀昌雄君紹介）（第三三〇七号）	一九三八	同外六件（河野正君紹介）（第三三三一號）	一九六五	同（沢田広君紹介）（第三三三二號）
一八八九	同（梅田勝君紹介）（第三二一〇号）	一九一三	同（松浦利尚君紹介）（第三三〇八号）	一九三九	同（工藤晃君紹介）（第三三三三號）	一九六六	同（鈴木強君紹介）（第三三三三號）
一八九〇	同外六件（小澤克介君紹介）（第三二一〇号）	一九一四	同（松前仰君紹介）（第三三〇九号）	一九四〇	同（新村勝雄君紹介）（第三三三三號）	一九六七	同（山中末治君紹介）（第三三三四号）
一八九一	同（河野正君紹介）（第三二一一号）	一九一五	同外一件（武藤山治君紹介）（第三三一一〇号）	一九四一	同（中島武敏君紹介）（第三三三四号）	一九六八	同（山口鶴男君外一名紹介）（第三三三五号）
一八九二	同外一件（権藤恒夫君紹介）（第三二一一〇号）	一九一六	同（森中守義君紹介）（第三三一一一號）	一九四二	同（沼川洋一君紹介）（第三三三五号）	一九七一	男女雇用平等法の法制化促進に関する請願（渡谷直藏君紹介）（第三二五〇号）
一八九三	同（新村源雄君紹介）（第三二一一四号）	一九一七	同（安井吉典君紹介）（第三三一一二號）	一九四三	同（藤田スミ君紹介）（第三三三六号）	一九七二	食品添加物の規制緩和反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願（小川省吾君紹介）（第三二九三三號）
一八九四	同（関晴正君紹介）（第三二一五号）	一九一八	同（山口鶴男君紹介）（第三三一一三號）	一九四四	同（沢田広君紹介）（第三三三六号）	一九七三	医療・年金の改悪反対、充実改善に関する請願（水田稔君紹介）（第三二九四四号）
一八九五	同外八件（武部文君紹介）（第三二一六号）	一九一九	同（山中末治君紹介）（第三三一一四号）	一九四五	同（新村勝雄君紹介）（第三三三四号）	一九七四	国立病院・療養所の廃止及び地方移管反対等に関する請願（小川仁一君紹介）（第三三三七号）
一八九六	同（辻一彦君紹介）（第三二一七号）	一九二〇	同（山花貞夫君紹介）（第三三一一五号）	一九四六	同（鈴木強君紹介）（第三三三五号）	一九七五	同（角屋堅次郎君紹介）（第三三三八号）
一八九七	同外二件（広瀬秀吉君紹介）（第三二一八号）	一九二一	同外三件（山口鶴男君外一名紹介）（第三三一一六号）	一九四七	同（関山信之君紹介）（第三三三六号）	一九七六	国立病院・療養所の統合等反対、医療従事職員の増員に関する請願（竹内勝彦君紹介）（第三三三九号）
一八九八	同（藤田スミ君紹介）（第三二一九号）	一九二二	同（吉原米治君紹介）（第三三一一七号）	一九四八	同（高沢寅男君紹介）（第三三三七号）	一九七七	同（辻一彦君紹介）（第三三三九号）
一八九九	同（村山富市君紹介）（第三二二〇号）	一九二三	同（渡部行雄君紹介）（第三三一一八号）	一九四九	同（細谷昭雄君紹介）（第三三三八号）	一九七八	同（井上善方君紹介）（第三三三九号）
一九〇〇	同（和田貞夫君紹介）（第三二二一號）	一九二四	同（渡辺嘉藏君紹介）（第三三一九号）	一九五〇	同（武藤山治君紹介）（第三三三九号）	一九七九	同（岡崎万寿君紹介）（第三三五四〇号）
一九〇一	同外二件（石橋政嗣君紹介）（第三二二二五号）	一九二五	医療保険の改悪反対等に関する請願（新村勝雄君紹介）（第三二二二五号）	一九五一	同（村山富市君紹介）（第三三三〇号）	一九八〇	同（奥野一雄君紹介）（第三三五四一號）
一九〇二	同（岩垂壽喜男君紹介）（第三二二六号）	一九二六	同（小川國彦君紹介）（第三二二二〇号）	一九五二	年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（小沢和秋君紹介）（第三二二二七号）	一九八一	同（加藤万吉君紹介）（第三三五四二號）
一九〇三	同（角屋堅次郎君紹介）（第三二二七号）	一九二七	医療保険制度の改悪反対等に関する請願（藤田スミ君紹介）（第三二二三三號）	一九五三	同（岡崎万寿君紹介）（第三二二三八号）	一九八二	同（経塚幸夫君紹介）（第三三五四三號）
一九〇四	同（上西和郎君紹介）（第三二二八号）	一九二八	医療保険の技術改悪反対に関する請願外一件（永井孝信君紹介）（第三二二五五号）	一九五四	同（辻第一君紹介）（第三二二九号）	一九八三	同（佐藤観樹君紹介）（第三三五四四号）
一九〇五	同（木島喜兵衛君紹介）（第三二二九号）	一九二九	児童扶養手当制度改悪反対に関する請願外一件（土井たか子君紹介）（第三二二五五号）	一九五五	同（中川利三郎君紹介）（第三二二四〇号）	一九八四	同（佐藤徳雄君紹介）（第三三五四五号）
一九〇六	同外三件（小林恒人君紹介）（第三二三〇号）	一九三〇	医療保険の技術改悪反対に関する請願外一件（永井孝信君紹介）（第三二二五五号）	一九五六	同（中島武敏君紹介）（第三二二四一號）		
一九〇七	同（佐藤敬治君紹介）（第三二三〇一號）	一九三一	同（村山富市君紹介）（第三二二二一號）	一九五七	同外三件（永井孝信君紹介）（第三二二四二號）		
一九〇八	同（島田琢郎君紹介）（第三二二二二號）	一九三二	カイロプラクティックの立法化阻止等に関する請願（土井たか子君紹介）（第三二二二六号）	一九五八	同（東中光雄君紹介）（第三二二四三號）		
		一九三三	医療保険制度改悪反対に関する請願（岩垂壽喜男君紹介）（第三二二七号）	一九五九	療術の制度化促進に関する請願外四件（宇野宗佑君紹介）（第三二二四四号）		
		一九三四	同（渡辺嘉藏君紹介）（第三二二二二號）	一九六〇	同外一件（江藤隆美君紹介）（第三二二四五号）		
				一九六一	仲裁裁定完全実施に関する請願（池端清一君紹介）（第三二二四六号）		

一九八五	同(淡沢利久君紹介)(第三五四六号)	二〇一五	同(戸田菊雄君紹介)(第三五七九号)	二〇三八	同(田邊國男君紹介)(第三三九八号)	二〇六四	同(高橋辰夫君紹介)(第三四二四号)
一九八六	同(新村源雄君紹介)(第三五四七号)	二〇一六	年金・医療・雇用保険の改悪反対、 充実改善に関する請願(岡本富夫君 紹介)(第三五四四号)	二〇三九	同(高橋辰夫君紹介)(第三三九九号)	二〇六五	同(野呂田芳成君紹介)(第三四二五 号)
一九八七	同(関山信之君紹介)(第三五四八号)	二〇一七	同(橋本文彦君紹介)(第三三五五号)	二〇四〇	同(野呂田芳成君紹介)(第三四〇〇 号)	二〇六六	同(葉梨信行君紹介)(第三四二六号)
一九八八	同(田中克彦君紹介)(第三五四九号)	二〇一八	同(木島喜兵衛君紹介)(第三三八〇 号)	二〇四一	同(葉梨信行君紹介)(第三四〇一号)	二〇六七	同(葉梨信行君紹介)(第三四二七号)
一九八九	同(田中恒利君紹介)(第三五五〇号)	二〇一九	療術の制度化促進に関する請願外一 件(江藤隆美君紹介)(第三三五六号)	二〇四二	同(葉梨信行君紹介)(第三四〇二号)	二〇六八	同(田邊國男君紹介)(第三四二八号)
一九九〇	同(田邊誠君紹介)(第三五五一号)	二〇二〇	同(熊谷弘君紹介)(第三三八五号)	二〇四三	同(田邊國男君紹介)(第三四〇三号)	二〇六九	同(高橋辰夫君紹介)(第三四二九号)
一九九一	同(竹内猛君紹介)(第三五五二号)	二〇二一	労働基準法改悪反対、男女雇用平等 法制定等に関する請願(竹内勝彦君 紹介)(第三三五七号)	二〇四四	同(高橋辰夫君紹介)(第三四〇四号)	二〇七〇	同(野呂田芳成君紹介)(第三四三〇 号)
一九九二	同(土井たか子君紹介)(第三五五三 号)	二〇二二	年金の官民格差是正に関する請願 (愛知和男君紹介)(第三三八二号)	二〇四五	同(野呂田芳成君紹介)(第三四〇五 号)	二〇七一	同(葉梨信行君紹介)(第三四三一 号)
一九九三	同外一件(中村茂君紹介)(第三五五 四号)	二〇二三	同(田邊國男君紹介)(第三三八三 号)	二〇四六	同(葉梨信行君紹介)(第三四〇六号)	二〇七二	同(葉梨信行君紹介)(第三四三二 号)
一九九四	同(中村重光君紹介)(第三五五五号)	二〇二四	同(高橋辰夫君紹介)(第三三八四 号)	二〇四七	同(葉梨信行君紹介)(第三四〇七号)	二〇七三	同(田邊國男君紹介)(第三四三三 号)
一九九五	同(野間友一君紹介)(第三五五六号)	二〇二五	同(野呂田芳成君紹介)(第三三八五 号)	二〇四八	同(田邊國男君紹介)(第三四〇八号)	二〇七四	同(高橋辰夫君紹介)(第三四三四 号)
一九九六	同(東中光雄君紹介)(第三五五七号)	二〇二六	同(葉梨信行君紹介)(第三三八六号)	二〇四九	同(高橋辰夫君紹介)(第三四〇九号)	二〇七五	同(野呂田芳成君紹介)(第三四三五 号)
一九九七	同(不破哲三君紹介)(第三五五八号)	二〇二七	障害福祉年金受給者の所得制限廃止 に関する請願(愛知和男君紹介)(第 三三八七号)	二〇五〇	同(野呂田芳成君紹介)(第三四一〇 号)	二〇七六	同(葉梨信行君紹介)(第三四三六 号)
一九九八	同(藤木洋子君紹介)(第三五五九号)	二〇二八	同(田邊國男君紹介)(第三三八八号)	二〇五一	同(葉梨信行君紹介)(第三四一一号)	二〇七七	同(葉梨信行君紹介)(第三四三七 号)
一九九九	同(松沢俊昭君紹介)(第三五六〇号)	二〇二九	同(高橋辰夫君紹介)(第三三八九号)	二〇五二	同(葉梨信行君紹介)(第三四一二号)	二〇七八	同(田邊國男君紹介)(第三四三八 号)
二〇〇〇	同(松本善明君紹介)(第三五六一号)	二〇三〇	同(野呂田芳成君紹介)(第三三九〇 号)	二〇五三	同(田邊國男君紹介)(第三四一三 号)	二〇七九	同(高橋辰夫君紹介)(第三四三九 号)
二〇〇一	同(横江金夫君紹介)(第三五六二号)	二〇三一	同(葉梨信行君紹介)(第三三九一号)	二〇五四	同(高橋辰夫君紹介)(第三四一四 号)	二〇八〇	同(野呂田芳成君紹介)(第三四四〇 号)
二〇〇二	医療保険の改悪反対等に関する請願 (森田景一君紹介)(第三三五一号)	二〇三二	在宅重度障害者の介護料支給に關 する請願(愛知和男君紹介)(第三三 九二号)	二〇五五	同(野呂田芳成君紹介)(第三四一五 号)	二〇八一	同(葉梨信行君紹介)(第三四四一 号)
二〇〇三	医療保険制度の改善に関する請願 (池田克也君紹介)(第三三五一号)	二〇三三	在宅重度障害者の介護料支給に關 する請願(愛知和男君紹介)(第三三 九二号)	二〇五六	同(葉梨信行君紹介)(第三四一六 号)	二〇八二	同(葉梨信行君紹介)(第三四四二 号)
二〇〇四	同外一件(木内良明君紹介)(第三三 五三三号)	二〇三四	同(田邊國男君紹介)(第三三九三 号)	二〇五七	同(葉梨信行君紹介)(第三四一七 号)	二〇八三	同(田邊國男君紹介)(第三四四三 号)
二〇〇五	同(上野建一君紹介)(第三三六九号)	二〇三五	同(高橋辰夫君紹介)(第三三九四 号)	二〇五八	同(田邊國男君紹介)(第三四一八 号)	二〇八四	同(高橋辰夫君紹介)(第三四四四 号)
二〇〇六	同(岡崎万寿秀君紹介)(第三三七〇 号)	二〇三六	同(野呂田芳成君紹介)(第三三九五 号)	二〇五九	同(高橋辰夫君紹介)(第三四一九 号)	二〇八五	同(野呂田芳成君紹介)(第三四四五 号)
二〇〇七	同(加藤万吉君紹介)(第三三七一号)	二〇三七	同(葉梨信行君紹介)(第三三九六号)	二〇六〇	同(野呂田芳成君紹介)(第三四二〇 号)	二〇八六	同(葉梨信行君紹介)(第三四四六 号)
二〇〇八	同(工藤晃君紹介)(第三三七二号)	二〇三九	在宅重度障害者の介護料支給に關 する請願(愛知和男君紹介)(第三三 九七号)	二〇六一	同(葉梨信行君紹介)(第三四二一 号)	二〇八七	同(葉梨信行君紹介)(第三四四七 号)
二〇〇九	同(沢田田君紹介)(第三三七三三 号)	二〇四〇	在宅重度障害者の介護料支給に關 する請願(愛知和男君紹介)(第三三 九七号)	二〇六二	同(葉梨信行君紹介)(第三四二二 号)	二〇八八	同(葉梨信行君紹介)(第三四四八 号)
二〇一〇	同(柴田睦夫君紹介)(第三三七四号)	二〇四一	同(田邊國男君紹介)(第三三九三 号)	二〇六三	同(田邊國男君紹介)(第三四二三 号)	二〇八九	同(葉梨信行君紹介)(第三四四九 号)
二〇一一	同(淡沢利久君紹介)(第三三七五号)	二〇四二	同(高橋辰夫君紹介)(第三三九四 号)	二〇六四	同(葉梨信行君紹介)(第三四二四 号)	二〇九〇	同(葉梨信行君紹介)(第三四五〇 号)
二〇一二	同外一件(関山信之君紹介)(第三三 七六号)	二〇四三	同(野呂田芳成君紹介)(第三三九五 号)	二〇六五	同(葉梨信行君紹介)(第三四二五 号)	二〇九一	同(葉梨信行君紹介)(第三四五〇 号)
二〇一三	同外一件(田並胤明君紹介)(第三三 七七号)	二〇四四	同(葉梨信行君紹介)(第三三九六号)	二〇六六	同(葉梨信行君紹介)(第三四二六 号)	二〇九二	同(葉梨信行君紹介)(第三四五〇 号)
二〇一四	同(多賀谷貞松君紹介)(第三三七八 号)	二〇四五	同(葉梨信行君紹介)(第三三九七号)	二〇六七	同(葉梨信行君紹介)(第三四二七 号)	二〇九三	同(葉梨信行君紹介)(第三四五〇 号)

二〇八八	同(田邊國男君紹介)(第三四四八号)	二二一三	同(田邊國男君紹介)(第三四七三号)	二二三八	同(田邊國男君紹介)(第三四九八号)	二二六〇	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二〇八九	同(高橋辰夫君紹介)(第三四四九号)	二二一四	同(高橋辰夫君紹介)(第三四七四号)	二二三九	同(高橋辰夫君紹介)(第三四九九号)	二二六一	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二〇九〇	同(野呂田芳成君紹介)(第三四五〇号)	二二一五	同(野呂田芳成君紹介)(第三四七五号)	二二四〇	同(野呂田芳成君紹介)(第三五〇〇号)	二二六二	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二〇九一	同(葉梨信行君紹介)(第三四五一号)	二二一六	同(葉梨信行君紹介)(第三四七六号)	二二四一	同(葉梨信行君紹介)(第三五〇一号)	二二六三	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二〇九二	労災年金のスライドに関する請願(愛知和男君紹介)(第三四五二号)	二二一七	同(葉梨信行君紹介)(第三四七六号)	二二四二	同(葉梨信行君紹介)(第三五〇一号)	二二六四	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二〇九三	同(田邊國男君紹介)(第三四五三号)	二二一八	同(田邊國男君紹介)(第三四七八号)	二二四三	同(田邊國男君紹介)(第三五〇二号)	二二六五	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二〇九四	同(高橋辰夫君紹介)(第三四五四号)	二二一九	同(高橋辰夫君紹介)(第三四七九号)	二二四四	同(田邊國男君紹介)(第三五〇三号)	二二六六	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二〇九五	同(野呂田芳成君紹介)(第三四五五号)	二二二〇	同(野呂田芳成君紹介)(第三四八〇号)	二二四五	同(田邊國男君紹介)(第三五〇四号)	二二六七	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二〇九六	同(葉梨信行君紹介)(第三四五六号)	二二二一	同(葉梨信行君紹介)(第三四八一号)	二二四六	同(田邊國男君紹介)(第三五〇五号)	二二六八	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二〇九七	身体障害者の福祉行政改善に関する請願(愛知和男君紹介)(第三四五七号)	二二二二	同(葉梨信行君紹介)(第三四八一号)	二二四七	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二六九	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二〇九八	同(田邊國男君紹介)(第三四五八号)	二二二三	同(田邊國男君紹介)(第三四八三三三)	二二四八	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二七〇	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二〇九九	同(高橋辰夫君紹介)(第三四五九号)	二二二四	同(高橋辰夫君紹介)(第三四八四号)	二二四九	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二七一	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二一〇〇	同(野呂田芳成君紹介)(第三四六〇号)	二二二五	同(野呂田芳成君紹介)(第三四八五号)	二二五〇	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二七二	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二一〇一	同(葉梨信行君紹介)(第三四六一号)	二二二六	同(葉梨信行君紹介)(第三四八六号)	二二五一	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二七三	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二一〇二	脊髄損傷治療技術の研究開発に関する請願(愛知和男君紹介)(第三四六二号)	二二二七	同(葉梨信行君紹介)(第三四八六号)	二二五二	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二七四	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二一〇三	同(田邊國男君紹介)(第三四六三三三)	二二二八	同(田邊國男君紹介)(第三四八八号)	二二五三	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二七五	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二一〇四	同(高橋辰夫君紹介)(第三四六四号)	二二二九	同(高橋辰夫君紹介)(第三四八九号)	二二五四	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二七六	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二一〇五	同(野呂田芳成君紹介)(第三四六五号)	二二三〇	同(野呂田芳成君紹介)(第三四九〇号)	二二五五	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二七七	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二一〇六	同(葉梨信行君紹介)(第三四六六号)	二二三一	同(葉梨信行君紹介)(第三四九一号)	二二五六	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二七八	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二一〇七	労災年金の最低給付基礎日額引き上げに関する請願(愛知和男君紹介)(第三四六七号)	二二三二	同(葉梨信行君紹介)(第三四九一号)	二二五七	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二七九	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二一〇八	同(田邊國男君紹介)(第三四六八号)	二二三三	同(田邊國男君紹介)(第三四九三三三)	二二五八	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二八〇	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二一〇九	同(高橋辰夫君紹介)(第三四六九号)	二二三四	同(高橋辰夫君紹介)(第三四九四号)	二二五九	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二八一	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二一一〇	同(野呂田芳成君紹介)(第三四七〇号)	二二三五	同(野呂田芳成君紹介)(第三四九五五号)	二二六〇	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二八二	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二一一一	同(葉梨信行君紹介)(第三四七一七号)	二二三六	同(葉梨信行君紹介)(第三四九六六号)	二二六一	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二八三	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)
二一一二	旧々労災被災者に労働者災害補償保険法適用に関する請願(愛知和男君紹介)(第三四七二七号)	二二三七	同(葉梨信行君紹介)(第三四九六六号)	二二六二	同(田邊國男君紹介)(第三五〇六号)	二二八四	同(田邊國男君紹介)(第三五八九号)

二二八三	同(嶋崎讓君紹介)(第三六六三三〇号)	二二二三	同(網岡雄君紹介)(第三七三三五〇号)	二二四六	田文武君紹介(第三六三三三〇号)	二二六五	医療保険制度の改悪反対等に関する請願(一件)(村山富市君紹介)(第三七二八八号)	二二八二	健康保険法改正反対等に関する請願(経塚幸夫君紹介)(第三七六八八号)	二二八六	同(田中美智子君紹介)(第三七七二二〇号)
二二八四	同(辻一彦君紹介)(第三六六四四〇号)	二二二四	同(井上一成君紹介)(第三七三三六六〇号)	二二四七	同(三原朝雄君紹介)(第三六三三三三〇号)	二二六六	医療保険制度の改悪反対等に関する請願(一件)(村山富市君紹介)(第三七二八八号)	二二八三	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二二八七	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二八五	同外一件(馬場昇君紹介)(第三六六五五〇号)	二二二五	同(遠藤和良君紹介)(第三七三七七〇号)	二二四八	同(田山鶴男君紹介)(第三六三三四四〇号)	二二六七	児童扶養手当制度改悪反対に関する請願(池端清一君紹介)(第三七二九九〇号)	二二八四	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二二八八	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二八六	同(浜西鉄雄君紹介)(第三六六六六〇号)	二二二六	同(菅直人君紹介)(第三七三八八〇号)	二二四九	同(山口鶴男君紹介)(第三六三三五五〇号)	二二六八	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八五	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二二八九	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二八七	同(安田修三君紹介)(第三六六七七〇号)	二二二七	同外三件(左近正男君紹介)(第三七三九三〇号)	二二五〇	同(嶋崎讓君紹介)(第三六八八六〇号)	二二六九	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八六	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二二九〇	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二八八	同(横山利秋君紹介)(第三六六八八〇号)	二二二八	同(永井孝信君紹介)(第三七四〇四〇号)	二二五一	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二七〇	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八七	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二二九一	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二八九	同(網岡雄君紹介)(第三七一三三〇号)	二二二九	同(福岡康夫君紹介)(第三七四一四〇号)	二二五二	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二七一	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八八	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二二九二	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二九〇	同(嶋崎讓君紹介)(第三七一四四〇号)	二二三〇	同(矢追秀彦君紹介)(第三七四二四〇号)	二二五三	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二七二	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八九	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二二九三	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二九一	同(辻一彦君紹介)(第三七一五五〇号)	二二三一	同(吉井光昭君紹介)(第三七四三三〇号)	二二五四	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二七三	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九〇	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二二九四	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二九二	医療保険の改悪反対等に関する請願(外二件)(小林恒人君紹介)(第三六六二二〇号)	二二三二	同(吉原米治君紹介)(第三七四四三〇号)	二二五五	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二七四	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九一	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二二九五	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二九三	同外一件(近江巳記夫君紹介)(第三六六七〇号)	二二三三	同(渡部一郎君紹介)(第三七四五五〇号)	二二五六	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二七五	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九二	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二二九六	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二九四	同(佐藤鶴樹君紹介)(第三六七七一〇号)	二二三四	同(上野建一君紹介)(第三六二二七〇号)	二二五七	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二七六	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九三	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三〇〇	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二九五	同(天野等君紹介)(第三七一六六〇号)	二二三五	同(大野潔君紹介)(第三六二二八〇号)	二二五八	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二七七	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九四	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三〇一	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二九六	同(新井彬之君紹介)(第三七一七七〇号)	二二三六	同(駒谷明君紹介)(第三六二二九〇号)	二二五九	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二七八	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九五	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三〇二	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二九七	同(稲富稜人君紹介)(第三七一七八〇号)	二二三七	同(左近正男君紹介)(第三六三三〇〇号)	二二六〇	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二七九	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九六	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三〇三	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二九八	同(小澤克介君紹介)(第三七一八九〇号)	二二三八	同(斎藤実君紹介)(第三六三三一〇号)	二二六一	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八〇	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九七	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三〇四	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二二九九	同(塩田晋君紹介)(第三七二〇〇号)	二二三九	同(石田幸四郎君紹介)(第三六六七七〇号)	二二六二	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八一	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九八	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三〇五	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二三〇〇	同(竹内猛君紹介)(第三七二二〇号)	二三四〇	同(新村源雄君紹介)(第三六七八八〇号)	二二六三	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八二	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九九	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三〇六	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二三〇一	同(中村重光君紹介)(第三七二二二〇号)	二三四一	同(多賀谷眞稔君紹介)(第三六七九〇号)	二二六四	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八三	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三〇〇	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三〇七	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二三〇二	同外三件(武藤山治君紹介)(第三七二三〇号)	二三四二	同(富塚三夫君紹介)(第三六八〇〇号)	二二六五	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八四	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三〇一	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三〇八	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二三〇三	同(村山富市君紹介)(第三七二四〇号)	二三四三	同(野口幸一君紹介)(第三六八一〇号)	二二六六	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八五	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三〇二	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三〇九	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二三〇四	同(吉井光昭君紹介)(第三七二五〇号)	二三四四	同(馬場昇君紹介)(第三六八二二〇号)	二二六七	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八六	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三〇三	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三一〇	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二三〇五	同(渡部一郎君紹介)(第三三七二六六〇号)	二三四五	同(濱西鉄雄君紹介)(第三六八三三〇号)	二二六八	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八七	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三〇四	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三一一	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二三〇六	同(渡部行雄君紹介)(第三三七二七七〇号)	二三四六	同外一件(矢山有作君紹介)(第三六八四四〇号)	二二六九	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八八	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三〇五	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三一二	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二三〇七	医療保険制度の改善に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三六八五五〇号)	二三四七	同(渡部行雄君紹介)(第三六八五五〇号)	二二七〇	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二八九	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三〇六	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三一三	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二三〇八	同(大野潔君紹介)(第三六八六六〇号)	二三四八	同(小川国彦君紹介)(第三六八六六〇号)	二二七一	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九〇	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三〇七	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三一四	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二三〇九	同(城地豊司君紹介)(第三六八七五〇号)	二三四九	同(小澤克介君紹介)(第三六八七七〇号)	二二七二	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九一	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三〇八	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三一五	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二三一〇	同外一件(池端清一君紹介)(第三六八八四〇号)	二四五〇	同(串原義直君紹介)(第三六八八八〇号)	二二七三	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九二	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三〇九	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三一六	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二三一一	同(石田幸四郎君紹介)(第三六八九五〇号)	二四五二	同(武藤山治君紹介)(第三六八九九〇号)	二二七四	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九三	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三一〇	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三一七	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
二三一二	同外一件(山花貞夫君紹介)(第三六八七六〇号)	二四五三	同(森本晃司君紹介)(第三六九〇〇号)	二二七五	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九四	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三一一	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三一八	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
七六〇		二四五四	同(矢山有作君紹介)(第三六九一〇号)	二二七六	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九五	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三一二	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三一九	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)
		二四五五	療術の制度化促進に関する請願(岸	二二七七	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二二九六	同(田中恒利君紹介)(第三六八七八七〇号)	二三一三	同(佐藤祐弘君紹介)(第三七六八九〇号)	二三二〇	同(瀬崎博義君紹介)(第三七七七〇号)

二三八六	同(鈴木強君紹介)(第三八九九号)	二四〇八	同(安田修三君紹介)(第三九三八号)	二四二八	同(安田修三君紹介)(第三九五八号)	二四四八	同(安田修三君紹介)(第三九七八号)
二三八七	同(細谷昭雄君紹介)(第三八九四号)	二四〇九	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九三九号)	二四二九	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九五九号)	二四四九	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九七九号)
二三八八	国立腎センター設立に関する請願(三塚博君紹介)(第三八九五号)	二四一〇	重度障害者の終身保護施設に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九四〇号)	二四三〇	労災被災者の脊髄神経治療に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九六〇号)	二四五〇	旧々労災被災者に労働者災害補償保険法適用に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九八〇号)
二三八九	医療保険制度改悪反対、国民医療の改善等に関する請願(田中美智子君紹介)(第三八九六号)	二四一一	同(安田修三君紹介)(第三九四一号)	二四三一	同(安田修三君紹介)(第三九六一号)	二四五一	同(安田修三君紹介)(第三九八一号)
二三九〇	児童扶養手当制度の改正反対等に関する請願(経塚幸夫君紹介)(第三八九七号)	二四一二	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九四二号)	二四三二	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九六二号)	二四五二	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九八二号)
二三九一	同(田中美智子君紹介)(第三八九八号)	二四一三	労災年金と厚生年金等の完全併給に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九四三号)	二四三三	労災被災者の介護料に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九六三号)	二四五三	重度障害者の福祉手当増額に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九八三号)
二三九二	同(小林佳子君紹介)(第三八九九号)	二四一四	同(安田修三君紹介)(第三九四四号)	二四三四	同(安田修三君紹介)(第三九六四号)	二四五四	同(安田修三君紹介)(第三九八四号)
二三九三	同(東中光雄君紹介)(第三九〇〇号)	二四一五	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九四五号)	二四三五	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九六五号)	二四五五	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九八五号)
二三九四	同(藤木洋子君紹介)(第三九〇一号)	二四一六	重度身体障害者の雇用に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九四六号)	二四三六	健康保険・国民健康保険による付添介護人派遣に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九六六号)	二四五六	労災重度被災者の終身保護施設に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九八六号)
二三九五	同(藤田スミ君紹介)(第三九〇二号)	二四一七	同(安田修三君紹介)(第三九四七号)	二四三七	同(安田修三君紹介)(第三九六七号)	二四五七	同(安田修三君紹介)(第三九八七号)
二三九六	同(正森成一君紹介)(第三九〇三号)	二四一八	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九四八号)	二四三八	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九六八号)	二四五八	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九八八号)
二三九七	同(養輪幸代君紹介)(第三九〇四号)	二四一九	重度障害者の無年金者救済に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九四九号)	二四三九	労災年金のスライドに関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九六九号)	二四五九	労災脊髄損傷者の遺族に年金支給に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九八九号)
二三九八	年金の官民格差是正に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九二八号)	二四二〇	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九五〇号)	二四四〇	同(安田修三君紹介)(第三九七〇号)	二四六〇	同(安田修三君紹介)(第三九九〇号)
二三九九	同(安田修三君紹介)(第三九二九号)	二四二一	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九五一号)	二四四一	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九七一号)	二四六一	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九九一号)
二四〇〇	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九三〇号)	二四二二	労災年金の給付改善に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九五二号)	二四四二	身体障害者の福祉行政改善に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九七二号)	二四六二	労災重度被災者の暖房費支給に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九九二号)
二四〇一	障害福祉年金受給者の所得制限廃止に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九三一号)	二四二三	同(木間章君紹介)(第三九五三号)	二四四三	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九七三号)	二四六三	同(安田修三君紹介)(第三九九三号)
二四〇二	同(安田修三君紹介)(第三九三二号)	二四二四	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九五四号)	二四四四	脊髄損傷治療技術の研究開発に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九七四号)	二四六四	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九九四号)
二四〇三	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九三三号)	二四二五	身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九五五号)	二四四五	同(安田修三君紹介)(第三九七五号)	二四六五	労働者災害補償保険法の改善に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九九五号)
二四〇四	在宅重度障害者の暖房費支給に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九三四号)	二四二六	同(安田修三君紹介)(第三九五六号)	二四四六	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九七六号)	二四六六	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九九六号)
二四〇五	同(安田修三君紹介)(第三九三五号)	二四二七	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九五七号)	二四四七	労災年金の最低給付基礎日額引き上げに関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九七七号)		
二四〇六	同(渡辺美智雄君紹介)(第三九三六号)						
二四〇七	在宅重度障害者の介護料支給に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第三九三七号)						

二四六七	食品添加物の規制緩和反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願（伊藤忠治君紹介）（第四〇二〇号）	二四九〇	充実改善に関する請願（小川国彦君紹介）（第四〇四二号）	二五一〇	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願（網岡雄君紹介）（第四〇七二号）	二五三七	に關する請願（網岡雄君紹介）（第四〇八八号）
二四六八	同（安井吉典君紹介）（第四〇二二号）	二四九一	同（小川仁一君紹介）（第四〇四三三三）	二五一一	同（佐藤祐弘君紹介）（第四〇七三三）	二五三八	同（小沢和秋君紹介）（第四〇八九号）
二四六九	医療・年金の改悪反対、充実改善に関する請願（伊藤忠治君紹介）（第四〇二二号）	二四九二	同（上西和郎君紹介）（第四〇四四四四）	二五一二	同（不破哲三君紹介）（第四〇七四四）	二五三九	同（柴田睦夫君紹介）（第四〇九〇号）
二四七〇	国民に対する医療改善に関する請願（中村茂君紹介）（第四〇二三三）	二四九三	同（村山富市君紹介）（第四〇四五五）	二五一三	同（三浦久君紹介）（第四〇七五五）	二五四〇	同（中川利三郎君紹介）（第四〇九一〇号）
二四七一	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願（中村茂君紹介）（第四〇二四号）	二四九四	仲裁裁定完全実施に関する請願（伊藤忠治君紹介）（第四〇四七号）	二五一四	同（武藤山治君紹介）（第四〇七六六）	二五四一	同（山原健一郎君紹介）（第四〇九二〇号）
二四七二	国立病院・療養所の統合等反対、医療従事職員の増員に関する請願（伊藤忠治君紹介）（第四〇二五号）	二四九五	同（安井吉典君紹介）（第四〇四八八）	二五一五	国立病院・療養所の統合等反対、医療従事職員の増員に関する請願（嶋崎謙君紹介）（第四〇七七七）	二五四二	医療保険の抜本改悪反対に関する請願（津川武一君紹介）（第四〇九三三）
二四七三	同（金子みつ君紹介）（第四〇二六号）	二四九六	医療保険・年金制度・雇用保険の改悪反対に関する請願（田中恒利君紹介）（第四〇四九号）	二五一六	同（山本政弘君紹介）（第四〇七八八）	二五四三	同（中林佳子君紹介）（第四〇九四四）
二四七四	同（木間章君紹介）（第四〇二七号）	二四九七	保険給付等の充実改善に関する請願（浦井洋君紹介）（第四〇六一号）	二五一七	同（石橋政嗣君紹介）（第四〇七六六）	二五四四	同（松浦利尚君紹介）（第四〇九五五）
二四七五	同（日野市朗君紹介）（第四〇二八号）	二四九八	同（工藤晃君紹介）（第四〇六二二）	二五一八	同（嶋崎謙君紹介）（第四〇七七七）	二五四五	同（天野等君紹介）（第四〇二八七号）
二四七六	医療保険の改悪反対等に関する請願（木間章君紹介）（第四〇二九号）	二四九九	年金・医療の改善に関する請願（三件）（上坂昇君紹介）（第四〇六三三）	二五二〇	同（佐藤徳雄君紹介）（第四〇七九号）	二五四六	同（大橋敏雄君紹介）（第四〇二八八号）
二四七七	同（多賀谷眞稔君紹介）（第四〇三〇号）	二五〇〇	政府管掌健康保険等の改悪反対、充実改善に関する請願（田中美智子君紹介）（第四〇六四号）	二五二一	同（嶋崎謙君紹介）（第四〇八〇号）	二五四七	同（山花貞夫君紹介）（第四〇二八九号）
二四七八	同（中村茂君紹介）（第四〇三二一）	二五〇一	被保険者本人給付の引き下げ反対等に関する請願（松本善明君紹介）（第四〇六五号）	二五二二	同（中井治君紹介）（第四〇八一号）	二五四八	医療保険制度の改善に関する請願（新井彬之君紹介）（第四〇九七号）
二四七九	同外三件（浜西鉄雄君紹介）（第四〇三三三）	二五〇二	医療保険の改悪反対に関する請願（渡部行雄君紹介）（第四〇六六号）	二五二三	同（永末英一君紹介）（第四〇八三三）	二五四九	同（工藤晃君紹介）（第四〇九八号）
二四八〇	同（横江金夫君紹介）（第四〇三三三）	二五〇三	同（前川且君紹介）（第四〇六七三）	二五二四	同外五件（広瀬秀吉君紹介）（第四〇八四号）	二五五〇	同（小谷輝二君紹介）（第四〇九九号）
二四八一	医療保険制度の改悪反対等に関する請願（多賀谷眞稔君紹介）（第四〇三四号）	二五〇四	食品添加物の規制緩和反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願（青山丘君紹介）（第四〇六七七）	二五二五	同（松浦利尚君紹介）（第四〇八五五）	二五五一	同（沢田広君紹介）（第四〇一〇〇号）
二四八二	国民年金法改正促進に関する請願（橋本龍太郎君紹介）（第四〇三五五）	二五〇五	同外一件（永末英一君紹介）（第四〇六八号）	二五二六	同（三浦久君外一名紹介）（第四〇八六号）	二五五二	同（馬場昇君紹介）（第四〇一〇一）
二四八三	医療保険制度の改善に関する請願（伊藤忠治君紹介）（第四〇三六六）	二五〇六	同（永末英一君紹介）（第四〇七四四）	二五二七	同（石橋政嗣君紹介）（第四〇二七八八）	二五五三	同（不破哲三君紹介）（第四〇一〇二）
二四八四	同（左近正男君紹介）（第四〇三七七）	二五〇七	中途失職者・離職者の救済等に関する請願（永末英一君紹介）（第四〇六九号）	二五二八	同外一件（大橋敏雄君紹介）（第四〇二七九号）	二五五四	同（山本政弘君紹介）（第四〇一〇三）
二四八五	同（沢田広君紹介）（第四〇三八八）	二五〇八	国民に対する医療改善に関する請願（阿部末喜男君紹介）（第四〇七〇号）	二五二九	同（佐藤徳雄君紹介）（第四〇二八〇号）	二五五五	同（渡辺嘉蔵君紹介）（第四〇一〇四）
二四八六	同（田中恒利君紹介）（第四〇三九九）	二五〇九	民間保育事業振興に関する請願（永末英一君紹介）（第四〇七一七）	二五三〇	同（沢田利久君紹介）（第四〇二八一）	二五五六	同（大橋敏雄君紹介）（第四〇二九〇号）
二四八七	同（橋本文彦君紹介）（第四〇四〇〇）			二五三一	同（竹内勝彦君紹介）（第四〇二八二）	二五五七	同（竹内勝彦君紹介）（第四〇二九一）
二四八八	同（矢追秀彦君紹介）（第四〇四〇一）			二五三二	同（中村茂君紹介）（第四〇二八三）	二五五八	同（富塚三夫君紹介）（第四〇二九二）
二四八九	年金・医療・雇用保険の改悪反対、			二五三三	同（永江一仁君紹介）（第四〇二八四）	二五五九	同（中村茂君紹介）（第四〇二九三）
				二五三四	同（西中清君紹介）（第四〇二八五）	二五六〇	同（日野市朗君紹介）（第四〇二九四）
				二五三五	医療保険の改悪反対、充実に関する請願（中林佳子君紹介）（第四〇八七号）	二五六一	同（森本晃司君紹介）（第四〇二九五）
				二五三六	医療保険制度の改悪反対、充実改善	二五六二	年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（網岡雄君紹介）（第四〇一〇五号）
						二五六三	同（佐藤徳雄君紹介）（第四〇一〇六）
						二五六四	同（島田琢郎君紹介）（第四〇一〇七）
						二五六五	同（嶋崎謙君紹介）（第四〇一〇八）
						二五六六	同（戸田菊雄君紹介）（第四〇一〇九）

二六七〇	同(岡田利春君紹介)(第四二二四号)	二六九五	国立腎センター設立に関する請願(綿貫民輔君紹介)(第四三〇五号)	二七二二	同(東中光雄君紹介)(第四四四六号)	二七四八	同(上野建一君紹介)(第四四四八号)
二六七二	同(渡辺省一君紹介)(第四二二六号)	二六九六	重度戦傷病者とその援護に関する請願(粕谷茂君紹介)(第四三〇六号)	二七二三	同(山下八洲夫君紹介)(第四四四七号)	二七四九	同(浦井洋君紹介)(第四四四九号)
二六七三	重度障害者の福祉手当増額に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第四二二七号)	二六九七	同(河本敏夫君紹介)(第四三〇七号)	二七二四	同(山本政弘君紹介)(第四四四八号)	二七五〇	同(小川省吾君紹介)(第四四六〇号)
二六七四	同(岡田利春君紹介)(第四二二八号)	二六九八	医療・年金の改悪反対、充実改善に関する請願(高沢寅男君紹介)(第四三三〇号)	二七二五	同(森井忠良君紹介)(第四四四三号)	二七五一	同(岡崎万寿秀君紹介)(第四四六一号)
二六七五	同(齋藤邦吉君紹介)(第四二二九号)	二六九九	同(田中美智子君紹介)(第四四三三三〇号)	二七二六	医療保険の抜本改悪反対に関する請願(村山富市君紹介)(第四四四四号)	二七五二	同(経塚幸夫君紹介)(第四四六二号)
二六七六	同(渡辺省一君紹介)(第四二三〇号)	二七〇〇	国民に対する医療改善に関する請願(坂口力君紹介)(第四三三一〇号)	二七二七	同(森井忠良君紹介)(第四四四五号)	二七五三	同(工藤晃君紹介)(第四四六三三〇号)
二六七七	労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第四二三二〇号)	二七〇一	国立病院・療養所の統合等反対、医療従事職員の増員に関する請願(上原康助君紹介)(第四三三二〇号)	二七二八	同(森中守義君紹介)(第四四五六号)	二七五四	同(外二件(左近正男君紹介)(第四四六四号)
二六七八	同(岡田利春君紹介)(第四二三三三〇号)	二七〇二	同(柴田弘君紹介)(第四三三三三〇号)	二七二九	同(河野正君紹介)(第四四五四号)	二七五五	同(林百郎君紹介)(第四四六七号)
二六七九	同(齋藤邦吉君紹介)(第四二三三三〇号)	二七〇三	同(森井忠良君紹介)(第四三三四三〇号)	二七三〇	同(多賀谷真稔君紹介)(第四四五五五〇号)	二七五六	同(多賀谷真稔君紹介)(第四四六六六五号)
二六八〇	同(渡辺省一君紹介)(第四二三三三〇号)	二七〇四	同(上坂昇君紹介)(第四四三三六号)	二七三一	医療保険制度の改善に関する請願(天野等君紹介)(第四三四七三〇号)	二七五七	同(同林百郎君紹介)(第四四六七七〇号)
二六八一	労災脊髄損傷者の遺族に年金支給に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第四二三三五〇号)	二七〇五	同(瀬崎博義君紹介)(第四四三七七号)	二七三二	同(外四件(稲葉誠一君紹介)(第四四三八八号)	二七五八	同(東中光雄君紹介)(第四四六八八号)
二六八二	同(岡田利春君紹介)(第四二三三六〇号)	二七〇六	同(瀬長亀次郎君紹介)(第四四三八八号)	二七三三	同(岩垂寿喜男君紹介)(第四四三九九号)	二七五九	同(不破哲三君紹介)(第四四六九九号)
二六八三	同(齋藤邦吉君紹介)(第四二三三七七号)	二七〇七	同(竹村泰子君紹介)(第四四三三九号)	二七三四	同(岡田春夫君紹介)(第四四三三〇号)	二七六〇	同(外一件(藤木洋子君紹介)(第四四七〇七〇号)
二六八四	同(渡辺省一君紹介)(第四二三三八八号)	二七〇八	同(辻第一君紹介)(第四四四四〇号)	二七三五	同(河野正君紹介)(第四四三五一〇号)	二七六一	同(正森成二君紹介)(第四四七一七〇号)
二六八五	労災重度被災者の暖房費支給に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第四二三三九〇号)	二七〇九	医療保険の改悪反対等に関する請願(外一件(天野等君紹介)(第四四三三五五〇号)	二七三六	同(外二件(左近正男君紹介)(第四四三五一〇号)	二七六二	同(武藤山治君紹介)(第四四七二二〇号)
二六八六	同(岡田利春君紹介)(第四二四〇〇号)	二七一〇	同(小沢貞孝君紹介)(第四四三三六六号)	二七三七	同(沢田広君紹介)(第四四三五三三〇号)	二七六三	同(山口鶴男君紹介)(第四四七三三〇号)
二六八七	同(齋藤邦吉君紹介)(第四二四一〇号)	二七一〇	同(小沢正義君紹介)(第四四三三七七号)	二七三八	同(柴田弘君紹介)(第四四三五五五〇号)	二七六四	同(山下八洲夫君紹介)(第四四七四四〇号)
二六八八	同(渡辺省一君紹介)(第四二四二二〇号)	二七一〇	同(柴田弘君紹介)(第四四三三八八号)	二七三九	同(新村勝雄君紹介)(第四四三五五五〇号)	二七六五	同(山本政弘君紹介)(第四四七五五〇号)
二六八九	労働者災害補償保険法の改善に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第四二四三三〇号)	二七一〇	同(高沢寅男君紹介)(第四四三三九号)	二七四〇	同(高沢寅男君紹介)(第四四三五五六号)	二七六六	同(吉原米治君紹介)(第四四三六六六号)
二六九〇	同(岡田利春君紹介)(第四二四四四〇号)	二七一〇	同(永江一仁君紹介)(第四四三四四〇号)	二七四一	同(外二件(沼川洋一君紹介)(第四四三五七五〇号)	二七六七	同(上坂昇君紹介)(第四四三七七六〇号)
二六九一	同(齋藤邦吉君紹介)(第四二四五五〇号)	二七一〇	同(安田修三君紹介)(第四四三四四一〇号)	二七四二	同(村山富市君紹介)(第四四三五八八〇号)	二七七八	同(同(山本政弘君紹介)(第四四三七七八〇号)
二六九二	同(渡辺省一君紹介)(第四二四六六〇号)	二七一〇	同(山中未治君紹介)(第四四三四二二〇号)	二七四三	同(森井忠良君紹介)(第四四三五九九〇号)	二七七八	同(同(山本政弘君紹介)(第四四三七七八〇号)
二六九三	医療・年金の改悪反対、充実改善に関する請願(沢沢利久君紹介)(第四二四五五〇号)	二七一〇	同(岡本富夫君紹介)(第四四四四二二〇号)	二七四四	同(森中守義君紹介)(第四四三六〇〇号)	二七七八	同(同(山本政弘君紹介)(第四四三七七八〇号)
二六九四	医療保険制度の改悪反対等に関する請願(佐々木良作君紹介)(第四四四四五五〇号)	二七一〇	同(上坂昇君紹介)(第四四四四三三〇号)	二七四五	同(安田修三君紹介)(第四四三六一〇号)	二七七八	同(同(山本政弘君紹介)(第四四三七七八〇号)
		二七一〇	同(左近正男君紹介)(第四四四四四四号)	二七四六	同(山口鶴男君紹介)(第四四三六一二〇号)	二七七八	同(同(山本政弘君紹介)(第四四三七七八〇号)
		二七一〇	同(同(佐々木良作君紹介)(第四四四四五五〇号)	二七四七	同(山中未治君紹介)(第四四三六三三〇号)	二七七八	同(同(山本政弘君紹介)(第四四三七七八〇号)

二八七二	同(亀井静香君紹介)(第四六〇一號)	二八九六	ハイヤー・タクシー等労働者の労働条件改善に関する請願(吉原米治君紹介)(第四五八〇號)	二九一三	同外二件(中村茂君紹介)(第四七七三號)	二九三四	国公立病院における脊髄損傷者の治療に関する請願(林義郎君紹介)(第四六五九號)
二八七三	同外二件(長谷川四郎君紹介)(第四七七五號)	二八九七	同(関山信之君紹介)(第四七八一號)	二九一四	年金の官民格差是正に関する請願(林義郎君紹介)(第四六三九號)	二九三五	同(若林正俊君紹介)(第四六六〇號)
二八七四	同外二件(横手文雄君紹介)(第四七五八號)	二八九八	日雇健康保険法廃止反対等に関する請願(和田貞夫君紹介)(第四五八一號)	二九一五	同(若林正俊君紹介)(第四六四〇號)	二九三六	同(若林正俊君紹介)(第四六六一號)
二八七五	同外一件(綿貫民輔君紹介)(第四七五九號)	二八九九	医療保険制度の改悪反対、充実改善に関する請願(野間友一君紹介)(第四五八四號)	二九一六	障害福祉年金受給者の所得制限廃止に関する請願(林義郎君紹介)(第四六四一號)	二九三七	同(若林正俊君紹介)(第四六六二號)
二八七六	仲裁裁定完全実施に関する請願(田中恒利君紹介)(第四五四〇號)	二九〇〇	児童扶養手当制度改悪反対に関する請願(上田卓三君紹介)(第四五八五號)	二九一七	同(若林正俊君紹介)(第四六四二號)	二九三八	同(若林正俊君紹介)(第四六六三號)
二八七七	重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(石川要三君紹介)(第四五四一號)	二九〇一	同(梅田勝君紹介)(第四五八六號)	二九一八	在宅重度障害者の暖房費支給に関する請願(林義郎君紹介)(第四六四三號)	二九三九	同(若林正俊君紹介)(第四六六四號)
二八七八	同(小澤潔君紹介)(第四五四二號)	二九〇二	国民年金法改正促進に関する請願(野呂昭彦君紹介)(第四五八八號)	二九一九	同(若林正俊君紹介)(第四六四四號)	二九四〇	健康保険・国民健康保険による付添介護人派遣に関する請願(林義郎君紹介)(第四六六五號)
二八七九	同(山崎拓君紹介)(第四五四三號)	二九〇三	労働基準法改悪反対、男女雇用平等法制定等に関する請願(山中末治君紹介)(第四六〇二號)	二九二〇	在宅重度障害者の介護料支給に関する請願(林義郎君紹介)(第四六四五號)	二九四一	同(若林正俊君紹介)(第四六六七號)
二八八〇	同(上草義輝君紹介)(第四六〇五號)	二九〇四	児童扶養手当制度の改正反対等に関する請願(井上一成君紹介)(第四六〇三號)	二九二一	同(若林正俊君紹介)(第四六四六號)	二九四二	同(若林正俊君紹介)(第四六六八號)
二八八一	同(平沼起夫君紹介)(第四六〇六號)	二九〇五	児童扶養手当法の一部を改正する法律案の撤回に関する請願(池端清一君紹介)(第四六〇四號)	二九二二	同(若林正俊君紹介)(第四六四七號)	二九四三	同(若林正俊君紹介)(第四六六九號)
二八八二	同外二件(三ツ林弥太郎君紹介)(第四六〇七號)	二九〇六	同外一件(近江巳記夫君紹介)(第四七六九號)	二九二三	同(若林正俊君紹介)(第四六四八號)	二九四四	同(若林正俊君紹介)(第四六七〇號)
二八八三	同(山崎拓君紹介)(第四六〇八號)	二九〇七	年金・医療の改善に関する請願(後藤茂君紹介)(第四六一一號)	二九二四	同(若林正俊君紹介)(第四六四九號)	二九四五	同(若林正俊君紹介)(第四六七〇號)
二八八四	健康保険法等の一部を改正する法律案撤回等に関する請願(村山富市君紹介)(第四五七五號)	二九〇八	医療・年金・雇用保険の抜本改悪反対等に関する請願外十五件(串原義直君紹介)(第四六一二號)	二九二五	同(若林正俊君紹介)(第四六五〇號)	二九四六	同(若林正俊君紹介)(第四六七〇號)
二八八五	同(小澤克介君紹介)(第四七七四號)	二九〇九	同外二件(清水勇君紹介)(第四六一三號)	二九二六	同(若林正俊君紹介)(第四六五一號)	二九四七	同(若林正俊君紹介)(第四六七二號)
二八八六	同(左近正男君紹介)(第四七七五號)	二九一〇	同外三件(中村茂君紹介)(第四六一四號)	二九二七	同(若林正俊君紹介)(第四六五二號)	二九四八	同(若林正俊君紹介)(第四六七三號)
二八八七	同(田邊誠君紹介)(第四七七六號)	二九一一	同外五件(串原義直君紹介)(第四七一七號)	二九二八	同(若林正俊君紹介)(第四六五三號)	二九四九	同(若林正俊君紹介)(第四六七四號)
二八八八	同外一件(矢山有作君紹介)(第四七七七號)	二九一二	同外一件(清水勇君紹介)(第四七七七號)	二九二九	同(若林正俊君紹介)(第四六五四號)	二九五〇	同(若林正俊君紹介)(第四六七四號)
二八八九	同(横江金夫君紹介)(第四七七八號)	二九一三	同(若林正俊君紹介)(第四六五五號)	二九三〇	同(若林正俊君紹介)(第四六五五號)	二九五〇	同(若林正俊君紹介)(第四六七四號)
二八九〇	同(渡辺嘉蔵君紹介)(第四七七九號)	二九一四	同(若林正俊君紹介)(第四六五六號)	二九三一	同(若林正俊君紹介)(第四六五六號)	二九五〇	同(若林正俊君紹介)(第四六七四號)
二八九一	小規模障害者作業所の助成に関する請願(森井忠良君紹介)(第四五七六號)	二九一五	同(若林正俊君紹介)(第四六五六號)	二九三二	同(若林正俊君紹介)(第四六五六號)	二九五〇	同(若林正俊君紹介)(第四六七四號)
二八九二	同(山下元利君紹介)(第四五七七七號)	二九一六	同(若林正俊君紹介)(第四六五六七號)	二九三三	同(若林正俊君紹介)(第四六五六七號)	二九五〇	同(若林正俊君紹介)(第四六七四號)
二八九三	原子爆弾被害者等の援護法制定促進に関する請願外一件(森井忠良君紹介)(第三五七八號)	二九一七	同(若林正俊君紹介)(第四六五六七號)	二九三三	同(若林正俊君紹介)(第四六五六七號)	二九五〇	同(若林正俊君紹介)(第四六七四號)
二八九四	児童扶養手当の削減反対に関する請願(山花貞夫君紹介)(第四五七九號)	二九一八	同(若林正俊君紹介)(第四六五六七號)	二九三三	同(若林正俊君紹介)(第四六五六七號)	二九五〇	同(若林正俊君紹介)(第四六七四號)
二八九五	同(工藤晃君紹介)(第四七八〇號)	二九一九	同(若林正俊君紹介)(第四六五六七號)	二九三三	同(若林正俊君紹介)(第四六五六七號)	二九五〇	同(若林正俊君紹介)(第四六七四號)

三〇五四	同(田邊誠君紹介)(第四八八二二号)	三〇八二	に關する請願(浦井洋君紹介)(第四九三七七号)	三二〇二	同(金子みつ君紹介)(第四九五八八号)	三二一〇	医療保険、年金制度の改悪反対に關する請願(田中美智子君紹介)(第四九八六六号)
三〇五五	同(松沢俊昭君紹介)(第四八八三三号)	三〇八三	はり、きゆう治療の患者救済に關する請願(塩田晋君紹介)(第四九三八号)	三二〇三	同(河野正君紹介)(第四九五九号)	三二一一	同(津川武一君紹介)(第四九八七号)
三〇五六	同(山中未治君紹介)(第四八八四四号)	三〇八四	健康保険の本人負担導入反対等に關する請願(塩田晋君紹介)(第四九三九号)	三二〇四	同(木内良明君紹介)(第四九六〇号)	三二一〇	同(中川利三郎君紹介)(第四九八八号)
三〇五七	旧々労災被災者に労働者災害補償保険法適用に關する請願(佐藤誼君紹介)(第四八八五号)	三〇八五	児童扶養手当に關する請願(沼川洋一君紹介)(第四九四〇号)	三二〇五	同(木島喜兵衛君紹介)(第四九六一号)	三二一一	同(東中光雄君紹介)(第四九八九号)
三〇五八	同(田邊誠君紹介)(第四八八六六号)	三〇八六	政府管掌健康保険等改悪反対、老人医療の無料制度復活に關する請願(山原健二郎君紹介)(第四九四一號)	三二〇六	同(工藤晃君紹介)(第四九六二二号)	三二一二	同(松中光雄君紹介)(第四九八九号)
三〇五九	同(松沢俊昭君紹介)(第四八八七七号)	三〇八七	医療保険の改悪反対等に関する請願(経塚幸夫君紹介)(第四九四三三三)	三二〇七	同(沢田広君紹介)(第四九六三三三)	三二一三	同(東中光雄君紹介)(第四九八九号)
三〇六〇	同(山中未治君紹介)(第四八八八八号)	三〇八八	医療保険制度の改悪反対、国民医療改善に關する請願(東中光雄君紹介)(第四九四二一號)	三二〇八	同(沢田広君紹介)(第四九六三三三)	三二一四	同(東中光雄君紹介)(第四九八九号)
三〇六一	重度障害者の福祉手当増額に關する請願(佐藤誼君紹介)(第四八八九九号)	三〇八九	医療保険の改悪反対等に関する請願(経塚幸夫君紹介)(第四九四三三三)	三二〇九	同(田並胤明君紹介)(第四九六四四号)	三二一五	同(東中光雄君紹介)(第四九八九号)
三〇六二	同(田邊誠君紹介)(第四八九〇〇号)	三〇九〇	医療保険の改悪反対等に関する請願(経塚幸夫君紹介)(第四九四三三三)	三二一〇	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二一六	同(松田高敏君紹介)(第四九六八八号)
三〇六三	同(松沢俊昭君紹介)(第四八九〇一號)	三〇九一	医療保険制度の改悪反対、充実改善に關する請願(梅田勝君紹介)(第四九四七七号)	三二一一	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二一七	同(村山富市君紹介)(第四九六九六号)
三〇六四	同(山中未治君紹介)(第四八九二二號)	三〇九二	同(瀨崎博義君紹介)(第四九四八八号)	三二一二	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二一八	同(村山富市君紹介)(第四九六九六号)
三〇六五	労災重度被災者の終身保護施設に關する請願(佐藤誼君紹介)(第四八九三三號)	三〇九三	同(不破哲三君紹介)(第四九四九九号)	三二一三	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二一九	同(村山富市君紹介)(第四九六九六号)
三〇六六	同(田邊誠君紹介)(第四八九四四號)	三〇九四	児童扶養手当制度改悪反対に關する請願外一件(梅田勝君紹介)(第四九五〇号)	三二一四	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二二〇	同(村山富市君紹介)(第四九六九六号)
三〇六七	同(松沢俊昭君紹介)(第四八九五五號)	三〇九五	医療保険の改悪反対に關する請願(中島武敏君紹介)(第四九五一一號)	三二一五	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二二一	同(村山富市君紹介)(第四九六九六号)
三〇六八	同(山中未治君紹介)(第四八九六六號)	三〇九六	同(林百郎君紹介)(第四九五二二號)	三二一六	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二二二	同(村山富市君紹介)(第四九六九六号)
三〇六九	労災有難損傷者の遺族に年金支給に關する請願(佐藤誼君紹介)(第四八九七七號)	三〇九七	同(正森成二君紹介)(第四九五三三三)	三二一七	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二二三	同(村山富市君紹介)(第四九六九六号)
三〇七〇	同(田邊誠君紹介)(第四八九八八號)	三〇九八	同(森井忠良君紹介)(第四九五四四四)	三二一八	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二二四	同(村山富市君紹介)(第四九六九六号)
三〇七一	同(松沢俊昭君紹介)(第四八九九九號)	三〇九九	医療保険制度の改善に關する請願(稲葉誠一君紹介)(第四九五五五五)	三二一九	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二二五	同(村山富市君紹介)(第四九六九六号)
三〇七二	同(山中未治君紹介)(第四九〇〇〇号)	三〇九〇	同(大野潔君紹介)(第四九五五五五)	三二二〇	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二二六	同(村山富市君紹介)(第四九六九六号)
三〇七三	労災重度被災者の暖房費支給に關する請願(佐藤誼君紹介)(第四九〇一一號)	三〇九一	同(岡崎万寿秀君紹介)(第四九五七七)	三二二一	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二二七	同(村山富市君紹介)(第四九六九六号)
三〇七四	同(田邊誠君紹介)(第四九〇二二號)	三〇九二		三二二二	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二二八	同(村山富市君紹介)(第四九六九六号)
三〇七五	同(松沢俊昭君紹介)(第四九〇三三號)	三〇九三		三二二三	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)	三二二九	同(村山富市君紹介)(第四九六九六号)
三〇七六	同(山中未治君紹介)(第四九〇四四號)	三〇九四		三二二四	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)		
三〇七七	労働者災害補償保険法の改善に關する請願(佐藤誼君紹介)(第四九〇五五號)	三〇九五		三二二五	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)		
三〇七八	同(田邊誠君紹介)(第四九〇六六號)	三〇九六		三二二六	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)		
三〇七九	同(松沢俊昭君紹介)(第四九〇七七號)	三〇九七		三二二七	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)		
三〇八〇	同(山中未治君紹介)(第四九〇八八號)	三〇九八		三二二八	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)		
三〇八一	医療・生活保護・年金の改悪反対等	三〇九九		三二二九	同(高沢寅男君紹介)(第四九六六六号)		

三二四七	同(竹内猛君紹介)(第五〇〇三三)	三二六八	医療保険制度の改悪反対、国民医療改善に関する請願(東中光雄君紹介)(第五〇四一)	三一九二	同(不破哲三君紹介)(第五〇六〇六)	三二一九	同(経塚幸夫君紹介)(第五〇七〇七)
三二四八	同(永井孝信君紹介)(第五〇〇四四)	三二六九	同(藤木洋子君紹介)(第五〇四二二)	三一九三	同(山中末治君紹介)(第五〇六一一)	三二二〇	同(堀昌雄君紹介)(第五〇七一七)
三二四九	同(和田貞夫君紹介)(第五〇〇五五)	三二七〇	同(山中末治君紹介)(第五〇四三三)	三一九四	同(小川国彦君紹介)(第五〇二〇三)	三二二一	同(池端清一君紹介)(第五〇六二二)
三二五〇	ハイヤー・タクシ一等労働者の労働条件改善に関する請願(兄玉末男君紹介)(第五〇〇六)	三二七一	同外一件(山中末治君紹介)(第五〇〇一)	三一九五	同(春日一幸君紹介)(第五〇二〇四)	三二二二	国民年金法改正促進に関する請願(伊東正義君紹介)(第五〇七二二)
三二五一	視覚障害者の雇用促進に関する請願(塩田晋君紹介)(第五〇〇七)	三二七二	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(工藤晃君紹介)(第五〇四四)	三一九八	同(西中清君紹介)(第五〇二〇七)	三二二三	医療保険制度の改善に関する請願(上野建一君紹介)(第五〇七三三)
三二五二	医療保険制度按本改悪反対、国民医療の改善に関する請願(上野建一君紹介)(第五〇三二)	三二七三	医療保険・医療供給体制の改悪反対等に関する請願(工藤晃君紹介)(第五〇四五)	三一九九	同(宮地正介君紹介)(第五〇二〇八)	三二二四	同(工藤晃君紹介)(第五〇七四四)
三二五三	同外二件(新村勝雄君紹介)(第五〇三七)	三二七四	同(田中美智子君紹介)(第五〇四六)	三二〇〇	同外一件(山中末治君紹介)(第五〇九)	三二二五	同(沢田広君紹介)(第五〇七五五)
三二五四	同(小川国彦君紹介)(第五〇一八六)	三二七五	同(田中武敏君紹介)(第五〇四七)	三二〇一	同(川俣健二郎君紹介)(第五〇二五九)	三二二六	同(柴田睦夫君紹介)(第五〇七六六)
三二五五	医療保険の改悪反対、医療・保健制度の拡充に関する請願(佐藤観樹君紹介)(第五〇三三)	三二七六	同(正森成二君紹介)(第五〇四八)	三二〇二	同(田並胤明君紹介)(第五〇二六〇)	三二二七	同(横江金夫君紹介)(第五〇二六一)
三二五六	同(柴田弘君紹介)(第五〇三四)	三二七七	同(山原健二郎君紹介)(第五〇四九)	三二〇三	同(横江金夫君紹介)(第五〇二六一)	三二二八	同(藤田高敏君紹介)(第五〇七九)
三二五七	同(横山利秋君紹介)(第五〇三五)	三二七八	同外六件(河野正君紹介)(第五〇三六八)	三二〇四	同(青山丘君紹介)(第五〇三六九)	三二二九	同(三浦久君紹介)(第五〇八〇)
三二五八	同(佐藤観樹君紹介)(第五〇三八)	三二七九	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(西田八郎君紹介)(第五〇五〇)	三二〇五	同(佐藤敬治君紹介)(第五〇三七〇)	三二三〇	同(山中末治君紹介)(第五〇八一)
三二五九	診療報酬の適正に関する請願(西田八郎君紹介)(第五〇三六)	三二八〇	同(戸塚進也君紹介)(第五〇二二)	三二〇六	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)	三二三一	同(山本政弘君紹介)(第五〇八二)
三二六〇	同(伊吹文明君紹介)(第五〇三八八)	三二八一	同(国民医療の改善に関する請願(山下八洲夫君紹介)(第五〇五一)	三二〇七	医療保険制度の改悪反対、充実改善に関する請願(上野建一君紹介)(第五〇六)	三二三二	同外一件(遠藤和良君紹介)(第五〇一一)
三二六一	同外三件(玉置一弥君紹介)(第五〇三九)	三二八二	同(小川国彦君紹介)(第五〇二五七)	三二〇八	同(梅田勝君紹介)(第五〇六三)	三二三三	同(小川国彦君紹介)(第五〇二二)
三二六二	同(野中広務君紹介)(第五〇二四〇)	三二八三	同(田並胤明君紹介)(第五〇二五八)	三二〇九	同(柴田睦夫君紹介)(第五〇六四)	三二三四	同外一件(大出俊君紹介)(第五〇二二)
三二六三	同(奥田幹生君紹介)(第五〇四九)	三二八四	医療保険の改悪反対等に関する請願(大野等君紹介)(第五〇五二)	三二一〇	同(土井たか子君紹介)(第五〇六五)	三二三五	同(沢田広君紹介)(第五〇二四)
三二六四	健康保険・雇用保険・年金の改悪反対、充実改善に関する請願(山下八洲夫君紹介)(第五〇三七)	三二八五	同(岡崎万寿秀君紹介)(第五〇五三)	三二一一	同(中川利三郎君紹介)(第五〇六六)	三二三六	同(田並胤明君紹介)(第五〇二六)
三二六五	医療保険の改悪反対に関する請願外一件(渡辺嘉蔵君紹介)(第五〇三八)	三二八六	同(金子みつ君紹介)(第五〇五四)	三二一二	同外一件(堀昌雄君紹介)(第五〇六七)	三二三七	同(富塚三夫君紹介)(第五〇二七)
三二六六	食品添加物の規制緩和反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願(西田八郎君紹介)(第五〇三九)	三二八七	同(工藤晃君紹介)(第五〇五五)	三二一三	同外二件(新村勝雄君紹介)(第五〇一〇)	三二三八	同(森田景一君紹介)(第五〇二八)
三二六七	民間保育事業振興に関する請願(塚本三郎君紹介)(第五〇四〇)	三二八八	同(沢田広君紹介)(第五〇五六)	三二一四	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七三)	三三三九	同(山下八洲夫君紹介)(第五〇二九)
		三二八九	同(田並胤明君紹介)(第五〇五七)	三二一五	児童扶養手当制度改悪反対に関する請願(梅田勝君紹介)(第五〇六八)	三三四〇	同(山花貞夫君紹介)(第五〇三〇)
		三二九〇	同(竹内猛君紹介)(第五〇五八)	三二一六	同外一件(河野正君紹介)(第五〇三七四)	三三四一	同(沢田広君紹介)(第五〇三三)
		三二九一	同(西田八郎君紹介)(第五〇五九)	三二一七	同(村山富市君紹介)(第五〇三七五)	三三四二	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
				三二一八	医療保険の技術改悪反対に関する請願(五十嵐広三君紹介)(第五〇六九)	三三四三	同(山花貞夫君紹介)(第五〇三〇)
						三三四四	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四五	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四六	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四七	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四八	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四九	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三〇	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三一	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三二	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三三	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三四	同(小川国彦君紹介)(第五〇二二)
						三三三五	同外一件(大出俊君紹介)(第五〇二二)
						三三三六	同(沢田広君紹介)(第五〇二四)
						三三三七	同外一件(新村勝雄君紹介)(第五〇二一五)
						三三三八	同(田並胤明君紹介)(第五〇二六)
						三三三九	同(富塚三夫君紹介)(第五〇二七)
						三三四〇	同(森田景一君紹介)(第五〇二八)
						三三四一	同(山下八洲夫君紹介)(第五〇二九)
						三三四二	同(山花貞夫君紹介)(第五〇三〇)
						三三四三	同(沢田広君紹介)(第五〇三三)
						三三四四	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四五	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四六	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四七	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四八	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四九	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三〇	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三一	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三二	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三三	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三四	同(小川国彦君紹介)(第五〇二二)
						三三三五	同外一件(大出俊君紹介)(第五〇二二)
						三三三六	同(沢田広君紹介)(第五〇二四)
						三三三七	同外一件(新村勝雄君紹介)(第五〇二一五)
						三三三八	同(田並胤明君紹介)(第五〇二六)
						三三三九	同(富塚三夫君紹介)(第五〇二七)
						三三四〇	同(森田景一君紹介)(第五〇二八)
						三三四一	同(山下八洲夫君紹介)(第五〇二九)
						三三四二	同(山花貞夫君紹介)(第五〇三〇)
						三三四三	同(沢田広君紹介)(第五〇三三)
						三三四四	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四五	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四六	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四七	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四八	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四九	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三〇	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三一	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三二	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三三	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三四	同(小川国彦君紹介)(第五〇二二)
						三三三五	同外一件(大出俊君紹介)(第五〇二二)
						三三三六	同(沢田広君紹介)(第五〇二四)
						三三三七	同外一件(新村勝雄君紹介)(第五〇二一五)
						三三三八	同(田並胤明君紹介)(第五〇二六)
						三三三九	同(富塚三夫君紹介)(第五〇二七)
						三三四〇	同(森田景一君紹介)(第五〇二八)
						三三四一	同(山下八洲夫君紹介)(第五〇二九)
						三三四二	同(山花貞夫君紹介)(第五〇三〇)
						三三四三	同(沢田広君紹介)(第五〇三三)
						三三四四	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四五	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四六	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四七	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四八	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四九	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三〇	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三一	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三二	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三三	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三四	同(小川国彦君紹介)(第五〇二二)
						三三三五	同外一件(大出俊君紹介)(第五〇二二)
						三三三六	同(沢田広君紹介)(第五〇二四)
						三三三七	同外一件(新村勝雄君紹介)(第五〇二一五)
						三三三八	同(田並胤明君紹介)(第五〇二六)
						三三三九	同(富塚三夫君紹介)(第五〇二七)
						三三四〇	同(森田景一君紹介)(第五〇二八)
						三三四一	同(山下八洲夫君紹介)(第五〇二九)
						三三四二	同(山花貞夫君紹介)(第五〇三〇)
						三三四三	同(沢田広君紹介)(第五〇三三)
						三三四四	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四五	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四六	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四七	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四八	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四九	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三〇	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三一	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三二	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三三	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三四	同(小川国彦君紹介)(第五〇二二)
						三三三五	同外一件(大出俊君紹介)(第五〇二二)
						三三三六	同(沢田広君紹介)(第五〇二四)
						三三三七	同外一件(新村勝雄君紹介)(第五〇二一五)
						三三三八	同(田並胤明君紹介)(第五〇二六)
						三三三九	同(富塚三夫君紹介)(第五〇二七)
						三三四〇	同(森田景一君紹介)(第五〇二八)
						三三四一	同(山下八洲夫君紹介)(第五〇二九)
						三三四二	同(山花貞夫君紹介)(第五〇三〇)
						三三四三	同(沢田広君紹介)(第五〇三三)
						三三四四	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四五	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四六	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四七	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四八	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四九	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三〇	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三一	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三二	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三三	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三四	同(小川国彦君紹介)(第五〇二二)
						三三三五	同外一件(大出俊君紹介)(第五〇二二)
						三三三六	同(沢田広君紹介)(第五〇二四)
						三三三七	同外一件(新村勝雄君紹介)(第五〇二一五)
						三三三八	同(田並胤明君紹介)(第五〇二六)
						三三三九	同(富塚三夫君紹介)(第五〇二七)
						三三四〇	同(森田景一君紹介)(第五〇二八)
						三三四一	同(山下八洲夫君紹介)(第五〇二九)
						三三四二	同(山花貞夫君紹介)(第五〇三〇)
						三三四三	同(沢田広君紹介)(第五〇三三)
						三三四四	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四五	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四六	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四七	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四八	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四九	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三〇	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三一	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三二	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三三	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三四	同(小川国彦君紹介)(第五〇二二)
						三三三五	同外一件(大出俊君紹介)(第五〇二二)
						三三三六	同(沢田広君紹介)(第五〇二四)
						三三三七	同外一件(新村勝雄君紹介)(第五〇二一五)
						三三三八	同(田並胤明君紹介)(第五〇二六)
						三三三九	同(富塚三夫君紹介)(第五〇二七)
						三三四〇	同(森田景一君紹介)(第五〇二八)
						三三四一	同(山下八洲夫君紹介)(第五〇二九)
						三三四二	同(山花貞夫君紹介)(第五〇三〇)
						三三四三	同(沢田広君紹介)(第五〇三三)
						三三四四	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四五	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四六	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四七	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四八	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四九	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三〇	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三一	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三二	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三三	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三四	同(小川国彦君紹介)(第五〇二二)
						三三三五	同外一件(大出俊君紹介)(第五〇二二)
						三三三六	同(沢田広君紹介)(第五〇二四)
						三三三七	同外一件(新村勝雄君紹介)(第五〇二一五)
						三三三八	同(田並胤明君紹介)(第五〇二六)
						三三三九	同(富塚三夫君紹介)(第五〇二七)
						三三四〇	同(森田景一君紹介)(第五〇二八)
						三三四一	同(山下八洲夫君紹介)(第五〇二九)
						三三四二	同(山花貞夫君紹介)(第五〇三〇)
						三三四三	同(沢田広君紹介)(第五〇三三)
						三三四四	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四五	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四六	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四七	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四八	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三四九	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三〇	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三一	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)
						三三三二	同(永井孝信君紹介)(第五〇三七七)

[illegible]

三三五八	重慶障害者の無年金者救済に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一三六号)	三三八三	介護人派遣に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一四八号)	三四〇六	重慶障害者の福祉手当増額に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一六〇号)	三四二九	(砂田重民君紹介)(第五二二四号)
三三五九	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一三七号)	三三八四	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一四九号)	三四〇七	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一六一号)	三四三〇	同(瓦力君紹介)(第五二六九号)
三三六〇	同(池端清一君紹介)(第五三二七号)	三三八五	同(池端清一君紹介)(第五三二九号)	三四〇八	同(池端清一君紹介)(第五三四一号)	三四三一	同(愛知和男君紹介)(第五三八六号)
三三六一	同(福家俊一君紹介)(第五三三八号)	三三八六	同(福家俊一君紹介)(第五三三〇号)	三四〇九	同(福家俊一君紹介)(第五三四二号)	三四三二	小規模障害者作業所の助成に関する請願(岸田文武君紹介)(第五二二二二号)
三三六二	労災年金の給付改善に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一三八号)	三三八七	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一五〇号)	三四一〇	同(池端清一君紹介)(第五三四二二号)	三四三三	同(山崎拓君紹介)(第五三九四号)
三三六三	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一三九号)	三三八八	同(池端清一君紹介)(第五三三一〇号)	三四一一	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一六二二号)	三四三四	健康保険・年金制度改悪反対に関する請願(平石磨作太郎君紹介)(第五二六六号)
三三六四	同(池端清一君紹介)(第五三一九号)	三三八九	同(福家俊一君紹介)(第五三三二〇号)	三四一二	同(池端清一君紹介)(第五三四三三〇号)	三四三五	児童扶養手当法の一部を改正する法律案の撤回に関する請願(土井たか子君紹介)(第五二七〇号)
三三六五	同(福家俊一君紹介)(第五三二〇号)	三三九〇	身体障害者の福祉行政改善に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一五二一〇号)	三四一三	同(福家俊一君紹介)(第五三四四四〇号)	三四三六	健康保険改悪反対等に関する請願(池端清一君紹介)(第五三三三三三〇号)
三三六六	身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一四一〇号)	三三九一	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一五三三〇号)	三四一四	労災脊髄損傷者の遺族に年金支給に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一六四四〇号)	三四三七	健康保険本人十割給付引き下げ反対に関する請願(大出俊君紹介)(第五三六四四〇号)
三三六七	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一四一〇号)	三三九二	同(池端清一君紹介)(第五三三三三〇号)	三四一五	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一六五五〇号)	三四三八	政府管掌健康保険・組合健康保険の改悪反対等に関する請願(河上民雄君紹介)(第五三六五五〇号)
三三六八	同(池端清一君紹介)(第五三三二二〇号)	三三九三	同(福家俊一君紹介)(第五三三四四〇号)	三四一六	同(池端清一君紹介)(第五三四五五〇号)	三四三九	中途失職者・難聴者の救済等に関する請願(國場幸昌君紹介)(第五三六六六〇号)
三三六九	同(福家俊一君紹介)(第五三三二二〇号)	三三九四	脊髄損傷治療技術の研究開発に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一五四四〇号)	三四一七	同(福家俊一君紹介)(第五三四六六〇号)	三四四〇	医療保険制度の改悪反対等に関する請願外二件(永井孝信君紹介)(第五三七二二〇号)
三三七〇	国立病院における脊髄損傷者の治療に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一四二二〇号)	三三九五	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一五五五〇号)	三四一八	労災重慶被災者の暖房費支給に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一六六六〇号)	三四四一	医療・年金制度の改悪反対に関する請願(野口幸一君紹介)(第五三七六六〇号)
三三七一	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一四三三〇号)	三三九六	同(池端清一君紹介)(第五三三三三三〇号)	三四一九	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一六六七七〇号)	三四四二	年金・医療の改善に関する請願(中村正男君紹介)(第五三八八八〇号)
三三七二	同(池端清一君紹介)(第五三三三三三〇号)	三三九七	同(福家俊一君紹介)(第五三三三三六〇号)	三四二〇	同(池端清一君紹介)(第五三四七七八〇号)	三四四三	同(細谷昭雄君紹介)(第五三八八九〇号)
三三七三	同(福家俊一君紹介)(第五三三三四四〇号)	三三九八	労災年金の最低給付基礎日額引き上げに関する請願(工藤巖君紹介)(第五一五六六〇号)	三四二一	同(福家俊一君紹介)(第五三四八八〇号)	三四四四	同(細谷昭雄君紹介)(第五三八八九〇号)
三三七四	労災被災者の脊髄神経治療に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一四四四〇号)	三三九九	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一五七七八〇号)	三四二二	労働者災害補償保険法の改善に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一六八八〇号)	三四四五	医療・年金・雇用保険の技術改悪反対等に関する請願外二件(中村茂君紹介)(第五三九九〇号)
三三七五	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一四四四〇号)	三四〇〇	同(池端清一君紹介)(第五三三七七〇号)	三四二三	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一六八九九〇号)	三四四六	年金の官民格差是正に関する請願(瓦力君紹介)(第五四二九九〇号)
三三七六	同(池端清一君紹介)(第五三三二五五〇号)	三四〇一	同(福家俊一君紹介)(第五三三八八〇号)	三四二四	同(池端清一君紹介)(第五三四九九〇号)	三四四七	同(佐藤樹君紹介)(第五三六七七〇号)
三三七七	同(福家俊一君紹介)(第五三三二六六〇号)	三四〇二	旧々労災被災者に労働者災害補償保険法適用に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一五八八〇号)	三四二五	同(福家俊一君紹介)(第五三五〇〇〇号)	三四四八	国立腎センター設立に関する請願
三三七八	労災被災者の介護料に関する請願(工藤巖君紹介)(第五一四六六〇号)	三四〇三	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一五九八八〇号)	三四二六	医療・年金の改悪反対、充実改善に関する請願(稲葉誠一君紹介)(第五二〇〇〇号)	三四四九	
三三七九	同(多賀谷貞稔君紹介)(第五一四七七八〇号)	三四〇四	同(池端清一君紹介)(第五三三三九〇号)	三四二七	同(佐藤樹君紹介)(第五三六七七〇号)	三四五〇	
三三八〇	同(池端清一君紹介)(第五三三二七〇号)	三四〇五	同(福家俊一君紹介)(第五三三三九〇号)	三四二八	同(佐藤樹君紹介)(第五三六七七〇号)	三四五一	
三三八一	同(福家俊一君紹介)(第五三三八八〇号)					三四五二	
三三八二	健康保険・国民健康保険による付添					三四五三	

三六四四	同(多賀谷眞稔君紹介)(第五六五一号)	三六七二	同(中村正三郎君紹介)(第五六四二号)	三六九九	同(藤木洋子君紹介)(第五七〇六号)	三七二二	子君紹介)(第五七七八号)
三六四六	同(高沢寅男君紹介)(第五六五二号)	三六七三	同(堀之内久男君紹介)(第五六四二号)	三七〇〇	同(藤田スミ君紹介)(第五七〇七号)	三七二二	健康保険本人の十割給付継続に関する請願(菅直人君紹介)(第五七七九号)
三六四七	同(日野市朗君紹介)(第五六五三三三)	三六七四	同(大西正男君紹介)(第五七七七三三三)	三七〇一	同(正森成二君紹介)(第五七〇八号)	三七二三	政府管掌健康保険等の改悪反対、充実改善に関する請願(辻第一君紹介)(第五七八〇号)
三六四八	同(松浦利尚君紹介)(第五六五四四四)	三六七五	同(梶山静六君紹介)(第五七七七四四四)	三七〇二	同(松本善明君紹介)(第五七〇九号)	三七二四	医療保険の改悪反対、医療・保健制度の拡充に関する請願(横江金夫君紹介)(第五七八一六号)
三六四九	同(松沢俊昭君紹介)(第五六五五五五)	三六七六	同(藤岡兵輔君紹介)(第五七七七五五五)	三七〇三	同(三浦久君紹介)(第五七一〇号)	三七二五	医療保険制度の改善に関する請願(江田五月君紹介)(第五八三〇号)
三六五〇	同(村山富市君紹介)(第五六五六六六)	三六七七	同(藤岡兵輔君紹介)(第五七七七五五五)	三七〇四	同(養輪幸代君紹介)(第五七一〇号)	三七二六	同(養輪幸代君紹介)(第五八三三三三)
三六五一	同(山本政弘君紹介)(第五六五七七七)	三六七八	同(田澤吉郎君紹介)(第五七七七六六六)	三七〇五	同(山原健二郎君紹介)(第五七一二二二)	三七二七	同(外一件(有島重武君紹介)(第六〇三七七号)
三六五二	同(山口鶴男君外一名紹介)(第五六五八八八)	三六七九	労働基準法改悪反対、男女雇用平等法促進に関する請願(梅田勝君紹介)(第五六八五五五)	三七〇六	男女雇用平等法の制定等に関する請願(田中美智子君紹介)(第五七一一三三)	三七二八	同(池田克也君紹介)(第六〇三八八号)
三六五三	同(渡部行雄君紹介)(第五六五九九九)	三六八〇	同(浦井洋君紹介)(第五六八七七七)	三七〇七	同(野間友一君紹介)(第五七一一四四)	三七二九	同(外一件(上野建一君紹介)(第六〇四四〇号)
三六五四	同(菅直人君紹介)(第五七八二二二二)	三六八一	同(小沢和秋君紹介)(第五六八八八八)	三七〇八	同(藤田スミ君紹介)(第五七一一五五)	三七三〇	同(江田五月君紹介)(第六〇四四一四)
三六五五	同(竹村泰子君紹介)(第五七八三三三三)	三六八二	同(岡崎万寿秀君紹介)(第五六八八九九)	三七〇九	食品添加物の規制緩和反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願(江田五月君紹介)(第五七一一六六)	三七三一	同(小川新一郎君紹介)(第六〇四四二二)
三六五六	はり、きゆう治療の患者救済に関する請願(相沢英之君紹介)(第五七七二二二二)	三六八三	同(経塚幸夫君紹介)(第五六九〇〇〇)	三七一一	医療保険制度の抜本改悪反対に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第五七五七五七)	三七三二	同(江田五月君紹介)(第六〇四四一四)
三六五七	同(大野潔君紹介)(第五七七三三三三)	三六八四	同(工藤晃君紹介)(第五六九一一一)	三七一二	年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(阿部未喜男君紹介)(第五七五八八八)	三七三三	同(大出俊君紹介)(第六〇四四三三)
三六五八	同(友納武人君紹介)(第五七七四四四四)	三六八五	同(佐藤祐弘君紹介)(第五六九二二二)	三七一三	同(菅直人君紹介)(第五七五九九九)	三七三四	同(長田武士君紹介)(第六〇四四四四)
三六五九	同(有馬元治君紹介)(第五七七五五五五)	三六八六	同(柴田睦夫君紹介)(第五六九三三三)	三七一四	同(竹村泰子君紹介)(第五七六〇〇〇)	三七三五	同(工藤晃君紹介)(第六〇四四五五)
三六六〇	同(藤岡兵輔君紹介)(第五六六六一一)	三六八七	同(瀬崎博義君紹介)(第五六九四四四)	三七一五	同(野口幸一君紹介)(第五七六一一一)	三七三六	同(草川昭三君紹介)(第六〇四五六六)
三六六一	同(森本晃司君紹介)(第五六六六二二)	三六八八	同(瀬崎博義君紹介)(第五六九四四四)	三七一六	原子爆弾被害者等の援護法制定に関する請願(江田五月君紹介)(第五七六八八八)	三七三七	同(外一件(沢田広君紹介)(第六〇四七七七)
三六六二	同(中西啓介君紹介)(第五七八四四四四)	三六八九	同(田中美智子君紹介)(第五六九六六六)	三七一七	医療保険改悪阻止等に関する請願(藤木洋子君紹介)(第五七六九九九)	三七三八	同(新村勝雄君紹介)(第六〇四八八八)
三六六三	医療保険制度抜本改悪反対、国民医療の改善に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第五七七五五五五)	三六九〇	同(津川武一君紹介)(第五六九七七七)	三七一八	医療保険改悪阻止等に関する請願(藤木洋子君紹介)(第五七六九九九)	三七三九	同(田並風明君紹介)(第六〇四九九九)
三六六四	同(辻第一君紹介)(第五七八五五五五)	三六九一	同(辻第一君紹介)(第五六九八八八)	三七一九	医療保険制度の抜本改悪反対、充実改善に関する請願(菅直人君紹介)(第五七七〇〇)	三七四〇	同(竹村泰子君紹介)(第六〇五〇〇〇)
三六六五	年金制度改悪反対等に関する請願(網岡雄君紹介)(第五六一六六六六)	三六九二	同(中川利三郎君紹介)(第五六九九九九)	三七二〇	同(中林佳子君紹介)(第五七七一一一)	三七四一	同(富塚三夫君紹介)(第六〇五〇一一)
三六六六	健康保険・年金・雇用保険制度改悪反対に関する請願(岡田利春君紹介)(第五六一七七七)	三六九三	同(中島武敏君紹介)(第五七〇〇〇〇)	三七二一	同(中林佳子君紹介)(第五七七一一一)	三七四二	同(中川嘉美君紹介)(第六〇五〇二二)
三六六七	障害者福祉法の制定に関する請願(森井忠良君紹介)(第五六一八八八)	三六九四	同(中林佳子君紹介)(第五七〇一一一)	三七二二	同(中林佳子君紹介)(第五七七一一一)	三七四三	同(中村巖君紹介)(第六〇五〇三三)
三六六八	難病対策の拡充等に関する請願(山本政弘君紹介)(第五六一九九九)	三六九五	同(野間友一君紹介)(第五七〇二二二)	三七二三	同(中林佳子君紹介)(第五七七一一一)	三七四四	同(春日重昭君紹介)(第六〇五〇四四)
三六六九	重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(伊藤宗一郎君紹介)(第五六三九九九)	三六九六	同(林百郎君紹介)(第五七〇三三三)	三七二四	同(林百郎君紹介)(第五七七一一一)	三七四五	同(日笠勝之君紹介)(第六〇五〇五五)
三六七〇	同(左藤恵君紹介)(第五六四〇〇〇)	三六九七	同(東中光雄君紹介)(第五七〇四四四)	三七二五	健康保険本人の十割給付堅持、予防等給付の改善に関する請願(竹村泰	三七四六	同(二見伸明君紹介)(第六〇五〇六六)
		三六九八	同(不破哲三君紹介)(第五七〇五五五)	三七二六	等給付の改善に関する請願(竹村泰	三七四七	同(宮地正介君紹介)(第六〇五〇七七)

三七四八	同(森本晃司君紹介)(第六〇五八号)	三七七二	同(森本晃司君紹介)(第五九三三三三)	三八一八	同(竹村泰子君紹介)(第六〇六二二二)
三七四九	同(吉浦忠治君紹介)(第六〇五九号)	三七七三	食品添加物の規制緩和反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願(鳥居一雄君紹介)(第五九九四号)	三八一九	医療保険、年金制度の改悪反対に関する請願(網岡雄雄君紹介)(第六〇六三三三)
三七五〇	国立腎センター設立に関する請願(中井治君紹介)(第五八三二二二)	三七七四	同日笠勝之君紹介(第五九九五五)	三八二〇	同(新村勝雄君紹介)(第六〇六四四四)
三七五一	同(鳥居一雄君紹介)(第六〇六七七)	三七七五	医療・年金の改悪反対、充実改善に関する請願(岡崎万寿秀君紹介)(第五九九六六)	三八二一	同(新村勝雄君紹介)(第六〇六四四四)
三七五二	同(春田重昭君紹介)(第六〇六八八)	三七七六	同(奥野一雄君紹介)(第五九九七七)	三八二二	男女雇用平等法・パート労働法の制定に関する請願外二件(草川昭三君紹介)(第六〇六五五五)
三七五三	同(正木良明君紹介)(第六〇六九九)	三七七七	同(中西績介君紹介)(第五九九八八)	三八二三	原子爆弾被爆者等の援護法の制定に関する請願(草川昭三君紹介)(第六〇六六六六)
三七五四	同(矢野純也君紹介)(第六〇七〇〇)	三七七八	国民に対する医療改善に関する請願(田並風明君紹介)(第五九九九九)	三八二四	医療保険制度改悪反対、国民医療の改善等に関する請願(東中光雄君紹介)(第六〇六七七)
三七五五	同外一件(渡部一郎君紹介)(第六〇七一七)	三七七九	同(養輪幸代君紹介)(第六〇〇〇〇)	三八二五	児童扶養手当法の一部を改正する法律案の撤回に関する請願(春田重昭君紹介)(第六〇七三三)
三七五六	はり、きゆう治療の患者救済に関する請願(安倍基雄君紹介)(第五八三三三)	三七八〇	国立病院・療養所の統合等反対、医療従事職員の増員に関する請願(上田哲君紹介)(第六〇〇〇一)	三八二六	健康保険本人の十割給付継続に関する請願(田邊誠君紹介)(第六〇七五七)
三七五七	同(伊藤昌弘君紹介)(第六〇八六六)	三七八一	同(中西績介君紹介)(第六〇〇二二)	三八二七	医療・年金・雇用保険の抜本改悪反対等に関する請願(清水勇君紹介)(第六〇七六六)
三七五八	労働基準法改悪反対、男女雇用平等法制定促進に関する請願(柴田陸夫君紹介)(第五八三四四)	三七八二	同日笠勝之君紹介(第六〇〇三三)	三八二八	同(中村茂君紹介)(第六〇七七七)
三七五九	同(三浦久君紹介)(第五八三五五)	三七八三	同(平石磨作太郎君紹介)(第六〇〇四四)	三八二九	健康保険法等の一部を改正する法律案撤回等に関する請願(瀬崎博義君紹介)(第六〇七八八)
三七六〇	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金増額等に関する請願(西山敬次郎君紹介)(第五九四九九)	三七八四	同(養輪幸代君紹介)(第六〇〇五五)	三八三〇	小規模障害者作業所の助成に関する請願外四件(小淵正義君紹介)(第六〇七九九)
三七六一	組合健康保険等の本人十割給付引き下げ反対等に関する請願(網岡雄雄君紹介)(第五九八二二)	三七八五	医療保険の改悪反対等に関する請願(上田哲君紹介)(第六〇〇六六)	三八三一	同外四件(塩田晋君紹介)(第六〇八〇〇)
三七六二	ベリチェット病調査研究班の存続等に関する請願(井上一成君紹介)(第五九八三三)	三七八六	同(小川新一郎君紹介)(第六〇〇七七)	三八三二	同外四件(塚田延充君紹介)(第六〇八一八)
三七六三	同(池田行彦君紹介)(第五九八四四)	三七八七	同(小川泰君紹介)(第六〇〇八八)	三八三三	同(中野四郎君紹介)(第六〇八二二)
三七六四	同(木間章君紹介)(第五九八五五)	三七八八	同(河村勝雄君紹介)(第六〇〇九九)		
三七六五	同(中野寛成君紹介)(第五九八六六)	三七八九	同外一件(草川昭三君紹介)(第六〇一〇〇)		
三七六六	児童扶養手当制度の改悪反対等に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第五九八七七)	三七九〇	同(田中慶秋君紹介)(第六〇一一一)		
三七六七	同(斎藤実君紹介)(第五九八八八)	三七九一	同(田並風明君紹介)(第六〇一二二)		
三七六八	同(鈴切康雄君紹介)(第五九八九九)	三七九二	同(竹内勝彦君紹介)(第六〇一三三)		
三七六九	同(武田一夫君紹介)(第五九九〇〇)	三七九三	同(鳥居一雄君紹介)(第六〇一四四)		
三七七〇	同(橋本文彦君紹介)(第五九九一一)	三七九四	同(中川嘉美君紹介)(第六〇一五五)		
三七七一	同(平石磨作太郎君紹介)(第五九九一二)	三七九五	同(春田重昭君紹介)(第六〇一六六)		
		三七九六	同外一件(一見伸明君紹介)(第六〇一七七)		
		三七九七	同(養輪幸代君紹介)(第六〇一八八)		
		三七九八	医療保険の改悪反対、充実に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第六〇一九九)		

三九九四	件(大原亨君紹介)(第六五七六号) 同外二件(森井忠良君紹介)(第六五七七号)	四〇一七	視覚障害者の雇用促進に関する請願 (石橋一弥君紹介)(第六六〇八号)	四〇三七	する請願(梅田勝君紹介)(第六六六五号)	四〇五七	請願外一件(松本善明君紹介)(第六七四〇号)
三九九五	医療保険の改悪反対、充実に関する 請願(関晴正君紹介)(第六五八三三号)	四〇一八	同(大原亨君紹介)(第六六〇九号)	四〇三八	同(経塚幸夫君紹介)(第六六六六号)	四〇五八	医療保険制度の改悪反対等に関する 請願(柴田睦夫君紹介)(第六七四一 号)
三九九六	同(河野正君紹介)(第六六四八号)	四〇一九	はり、きゆう治療の患者救済に關す る請願(齊藤滋与史君紹介)(第六六 一〇号)	四〇三九	同(中林佳子君紹介)(第六六六八号)	四〇五九	医療保険制度の改悪反対、充実改善 に關する請願外一件(柴田睦夫君紹 介)(第六七四二号)
三九九七	医療保険制度の改悪反対等に関する 請願(森井忠良君紹介)(第六五八四 号)	四〇二〇	同(今井勇君紹介)(第六六七四号)	四〇四〇	同(藤田スミ君紹介)(第六六七〇号)	四〇六〇	児童扶養手当制度改悪反対に關する 請願(梅田勝君紹介)(第六七四三三 号)
三九九八	年金・医療・雇用保険の改悪反対、 充実改善に關する請願(田中恒利君 紹介)(第六五九二号)	四〇二二	医療保険の改悪反対、医療・保健制 度の拡充に關する請願外一件(横江 金夫君紹介)(第六六一一号)	四〇四二	同(正森成二君紹介)(第六六七一号)	四〇六一	同(梅田勝君紹介)(第六八一六号)
三九九九	同(浦井洋君紹介)(第六六一一号)	四〇二三	同外七件(横山利秋君紹介)(第六六 一二号)	四〇四三	健康保険の本人十割給付堅持、年金 制度改悪反対等に関する請願外一件 (横江金夫君紹介)(第六六七六号)	四〇六二	同(柴田睦夫君紹介)(第六七四四号)
四〇〇〇	同(柴田睦夫君紹介)(第六六五二二号)	四〇二四	同(佐藤觀樹君紹介)(第六六七五号)	四〇四四	同外十六件(横山利秋君紹介)(第六 六七七号)	四〇六三	医療保険制度の改善に關する請願外 一件(稲葉誠一君紹介)(第六七四五 号)
四〇〇一	同(田中美智子君紹介)(第六六五三 号)	四〇二五	同(小川仁一君紹介)(第六六四四号)	四〇四五	男女雇用平等法の法制化等に關する 請願外一件(串原義直君紹介)(第六 七三〇号)	四〇六四	同(岡崎万寿秀君紹介)(第六七四七 号)
四〇〇二	同(義輪幸代君紹介)(第六六五四号)	四〇二六	国民医療の改善に關する請願外一件 (小川仁一君紹介)(第六六四四号)	四〇四六	同外二件(清水勇君紹介)(第六七三 一号)	四〇六五	同(左近正男君紹介)(第六七四八号)
四〇〇三	療術の制度化促進に關する請願(大 島理森君紹介)(第六五九三三三三)	四〇二七	医療保険、年金制度の改悪反対に關 する請願外三件(河野正君紹介)(第 六六五五号)	四〇四七	同外一件(中村茂君紹介)(第六七三 二二二)	四〇六六	同外十二件(柴田睦夫君紹介)(第六 七四九号)
四〇〇四	同外六件(中村靖君紹介)(第六五九 四四四)	四〇二八	同(瀧長龜次郎君紹介)(第六六五七 号)	四〇四八	健康保険制度の改悪反対に關する請 願(津川武一君紹介)(第六七三三三 号)	四〇六七	同(田並風明君紹介)(第六七五〇号)
四〇〇五	国立腎センター設立に關する請願 (塩川正十郎君紹介)(第六五九五五)	四〇二九	同(津川武一君紹介)(第六六五八号)	四〇四九	健康保険・国民健康保険等医療保険 制度の改悪反対に關する請願(中島 武敏君紹介)(第六七三四四号)	四〇六八	同外一件(津川武一君紹介)(第六七 五一号)
四〇〇六	重度戦傷病者と妻の援護に關する請 願(石橋一弥君紹介)(第六五九六六)	四〇三〇	同(中川利三郎君紹介)(第六六五九 号)	四〇五〇	医療保険・医療供給体制の改悪反対 等に関する請願(瀧崎博義君紹介) (第六七三五五号)	四〇六九	同外一件(中林佳子君紹介)(第六七 五二二二)
四〇〇七	同外一件(齊藤滋与史君紹介)(第六 五九七号)	四〇三一	同(野間友一君紹介)(第六六六〇号)	四〇五一	国立病院・療養所の統合等反対、医 療従事職員増員に關する請願(柴 田睦夫君紹介)(第六七三六六号)	四〇七〇	同(東中光雄君紹介)(第六七五三三 号)
四〇〇八	小規模障害者作業所の助成に關する 請願(甘利明君紹介)(第六五九九九)	四〇三二	同(林百郎君紹介)(第六六六一二二二)	四〇五二	同(藤木洋子君紹介)(第六七三七七 号)	四〇七一	同外一件(不破哲三君紹介)(第六七 五四四号)
四〇〇九	同(伊藤公介君紹介)(第六六〇〇号)	四〇三三	同(三浦久君紹介)(第六六六二二二)	四〇五三	同(藤木洋子君紹介)(第六七三七七 号)	四〇七二	同(正森成二君紹介)(第六七五五五 号)
四〇一〇	同(石原健太郎君紹介)(第六六〇一 号)	四〇三四	同(山原健二郎君紹介)(第六六六三 号)	四〇五四	医療保険の改悪反対等に関する請願 (瀧崎博義君紹介)(第六七三八八 号)	四〇七三	同(松本善明君紹介)(第六七五五五 号)
四〇一一	同(今井勇君紹介)(第六六〇二二二)	四〇三五	健康保険本人の十割給付堅持、予防 等給付の改善に關する請願(河野正 君紹介)(第六六六四四号)	四〇五五	同(竹内猛君紹介)(第六七三九三 号)	四〇七四	同(義輪幸代君紹介)(第六七五七七 号)
四〇一二	同(小杉隆君紹介)(第六六〇三三三)	四〇三六	政府管掌健康保険等の改悪反対に關 する請願(梅田勝君紹介)(第六六六 五五五)	四〇五六	医療保険の改悪反対、充実に關する	四〇七五	同(柴田睦夫君紹介)(第六八一七 号)
四〇一三	同(河野洋平君紹介)(第六六〇四四 号)					四〇七六	同(新村勝雄君紹介)(第六八一八 号)
四〇一四	同(齊藤滋与史君紹介)(第六六〇五 号)					四〇七七	年金・医療・雇用保険の改悪反対、 充実改善に關する請願(工藤晃君紹
四〇一五	同(中馬弘毅君紹介)(第六六〇六六 号)						
四〇一六	同(浜田卓二郎君紹介)(第六六〇七 号)						

四一八七	同(上野建一君紹介)(第六八八二一號)	四二〇九	同(塩田晋君紹介)(第六九一七號)	四二三一	同外二件(奥田幹生君紹介)(第六九八四號)	四二五七	同(河野正君紹介)(第七一九一號)
四一八八	労働基準法改悪反対、男女雇用平等法制定促進に関する請願(細谷昭雄君紹介)(第六八五七號)	四二一〇	同(菅原喜重郎君紹介)(第六九一八號)	四二三二	同外二件(倉成正君紹介)(第六九八五號)	四二五八	原子爆弾被害者等の援護法制定に関する請願(渡部行雄君紹介)(第七〇五九號)
四一八九	同(和田貞夫君紹介)(第六八六七號)	四二一一	同(田中慶秋君紹介)(第六九一九號)	四二三三	同(齋藤邦吉君紹介)(第六九八六號)	四二五九	同(小澤克介君紹介)(第七一九六號)
四一九〇	医療保険制度の改悪反対等に関する請願(村山富市君紹介)(第六八六三號)	四二一二	同(滝沢幸助君紹介)(第六九二〇號)	四二三四	同外二件(野中広務君紹介)(第六九八七號)	四二六〇	身体障害者の範囲拡大等に関する請願(池端清一君紹介)(第七〇六〇號)
四一九一	同外一件(河野正君紹介)(第六九七二號)	四二一三	同(中井治君紹介)(第六九二二號)	四二三五	医療保険・年金制度・雇用保険の改悪反対に関する請願(河野正君紹介)(第六九八八號)	四二六一	二分脊椎症児者医療の充実改善等に関する請願(池端清一君紹介)(第七〇六一號)
四一九二	医療保険制度改悪反対に関する請願(上田卓三君紹介)(第六八六四號)	四二一四	同(永江一仁君紹介)(第六九二四號)	四二三六	医療保険改悪阻止等に関する請願(城地豊司君紹介)(第六九八九號)	四二六二	児童扶養手当制度改悪反対に関する請願(金子みつ君紹介)(第七〇八五號)
四一九三	同(上田卓三君紹介)(第六八七九號)	四二一五	同(西村章三君紹介)(第六九二五號)	四二三七	医療供給体制の充実等に関する請願(岡田雄君紹介)(第七〇五六號)	四二六三	同(梅田勝君紹介)(第七一七二號)
四一九四	同(上田卓三君紹介)(第六九三三號)	四二一六	同(藤原哲太郎君紹介)(第六九二六號)	四二三八	医療保険制度の改善に関する請願(田並胤明君紹介)(第七〇五七號)	四二六四	医療保険制度の抜本改悪反対、充実改善に関する請願(岡田利春君紹介)(第七〇八八號)
四一九五	健康保険・年金・雇用保険制度改悪反対に関する請願(上田卓三君紹介)(第六八六六號)	四二一七	同(和田一仁君紹介)(第六九二七號)	四二三九	同(金子みつ君紹介)(第七〇八六號)	四二六五	健康保険本人の十割給付継続に関する請願(沢田広君紹介)(第七〇八九號)
四一九六	重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(吹田悦君紹介)(第六八九一號)	四二一八	同(山花貞夫君紹介)(第六九二九號)	四二四〇	同(新村勝雄君紹介)(第七〇八七號)	四二六六	同(柴田睦夫君紹介)(第七二〇二號)
四一九七	健康保険法等の一部を改正する法律案撤回等に関する請願(田中恒利君紹介)(第六八九二號)	四二一九	同(山花貞夫君紹介)(第六九三〇號)	四二四一	同外三件(有島武君紹介)(第七一七六號)	四二六七	医療・年金・雇用保険の抜本改悪反対等に関する請願外一件(清水勇君紹介)(第七〇九〇號)
四一九八	同(吉原米治君紹介)(第六八九三號)	四二二〇	同(串原義直君紹介)(第六九四〇號)	四二四二	同(伊藤茂君紹介)(第七一七七號)	四二六八	診療報酬の適正に関する請願(金子みつ君紹介)(第七〇九一號)
四一九九	日雇健康保険制度の改善に関する請願(井上一成君紹介)(第六八九四號)	四二二一	同(山花貞夫君紹介)(第六九四一號)	四二四三	同(加藤万吉君紹介)(第七一七八號)	四二六九	同(山中末治君紹介)(第七二二一號)
四二〇〇	同(池端清一君紹介)(第六八九五號)	四二二二	同(山花貞夫君紹介)(第六九四二號)	四二四四	同(経塚幸夫君紹介)(第七二七九號)	四二七〇	健康保険の本人十割給付堅持、年金制度改悪反対等に関する請願外七件(網岡雄君紹介)(第七〇九二號)
四二〇一	同(野口幸一君紹介)(第六八九六號)	四二二三	同(山花貞夫君紹介)(第六九四三號)	四二四五	同(工藤晃君紹介)(第七一八〇號)	四二七一	保育予算の大幅増額等に関する請願(梅田勝君紹介)(第七一三二號)
四二〇二	同(小川仁一君紹介)(第六八九七號)	四二二四	同(山花貞夫君紹介)(第六九四四號)	四二四六	同(沢田広君紹介)(第七一八一號)	四二七二	同(浦井洋君紹介)(第七一三三號)
四二〇三	同(田中克彦君紹介)(第六八九八號)	四二二五	同(山花貞夫君紹介)(第六九四五號)	四二四七	同(柴田睦夫君紹介)(第七一八二號)	四二七三	同(小沢和秋君紹介)(第七一三三號)
四二〇四	健康保険の本人十割給付堅持、年金制度改悪反対等に関する請願外七件(網岡雄君紹介)(第六八九七號)	四二二六	同(山花貞夫君紹介)(第六九四六號)	四二四八	同(田並胤明君紹介)(第七一八三號)	四二七四	同(岡崎万寿秀君紹介)(第七一三四號)
四二〇五	同外一件(佐藤観樹君紹介)(第六八九八號)	四二二七	同(山花貞夫君紹介)(第六九四七號)	四二四九	同(中林佳子君紹介)(第七一八四號)	四二七五	同(経塚幸夫君紹介)(第七一三五號)
四二〇六	同(横江金夫君紹介)(第六九三三號)	四二二八	同(山花貞夫君紹介)(第六九四八號)	四二五〇	同(日笠勝之君紹介)(第七一八五號)	四二七六	同(工藤晃君紹介)(第七一三六號)
四二〇七	仲裁裁定の即時完全実施に関する請願(安倍基雄君紹介)(第六九一五號)	四二二九	同(山花貞夫君紹介)(第六九四九號)	四二五一	同(不破哲三君紹介)(第七一八六號)	四二七七	同(佐藤祐弘君紹介)(第七一三七號)
四二〇八	同(小川泰君紹介)(第六九一六號)	四二三〇	同(山花貞夫君紹介)(第六九五〇號)	四二五二	同(正森成二君紹介)(第七一八七號)		

四二七八	同(柴田陸夫君紹介)(第七一三八号)	四三〇四	漢方薬の健康保険除外反対に関する請願(梅田勝君紹介)(第七一六四号)	四三二三	同外二件(堀昌雄君紹介)(第七二〇一号)	四三四二	末治君紹介(第七二六一号)
四二七九	同(瀬崎博義君紹介)(第七一三九号)	四三〇五	医療保険の改悪反対等に関する請願(後藤茂君紹介)(第七一六五号)	四三二四	政府管掌健康保険等の改悪反対に関する請願(経塚幸夫君紹介)(第七二〇三号)	四三四三	同(野間友一君紹介)(第七二六二号)
四二八〇	同(瀬長亀次郎君紹介)(第七一四〇号)	四三〇六	同(堀昌雄君紹介)(第七一六六号)	四三二五	同(瀬崎博義君紹介)(第七二〇四号)	四三四四	同(山中末治君紹介)(第七二六三号)
四二八一	同(田中美智子君紹介)(第七一四一号)	四三〇七	医療保険の改悪反対、充実に関する請願(有島重武君紹介)(第七一六七号)	四三二六	同(野間友一君紹介)(第七二〇五号)	四三四五	医療保険の改悪反対、充実に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第七二六四号)
四二八二	同(津川武一君紹介)(第七一四二号)	四三〇八	同(工藤晃君紹介)(第七一六八号)	四三二七	同(東中光雄君紹介)(第七二〇六号)	四三四六	同(田並胤明君紹介)(第七二六五号)
四二八三	同(辻第一君紹介)(第七一四三号)	四三〇九	同(田並胤明君紹介)(第七一六九号)	四三二八	同(藤田スミ君紹介)(第七二〇七号)	四三四七	同(高沢寅男君紹介)(第七二六六号)
四二八四	同(中川利三郎君紹介)(第七一四四号)	四三一〇	医療保険制度の改悪反対、充実改善に関する請願(浦井洋君紹介)(第七一七〇号)	四三二九	同(正森成二君紹介)(第七二〇八号)	四三四八	同(東中光雄君紹介)(第七二六七号)
四二八五	同(中島武敏君紹介)(第七一四五号)	四三一〇	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三〇	健康保険法等の一部を改正する法律案撤回等に関する請願(山原健二郎君紹介)(第七二〇九号)	四三四九	同(松本善明君紹介)(第七二六八号)
四二八六	同(中林佳子君紹介)(第七一四六号)	四三一一	同(藤木洋子君紹介)(第七一七一号)	四三三一	政府管掌健康保険等の本人十割給付引き下げ反対等に関する請願(井上一成君紹介)(第七二一〇号)	四三五〇	同(田並胤明君紹介)(第七二六九号)
四二八七	同(野間友一君紹介)(第七一四七号)	四三一二	医療保険の抜本改悪反対に関する請願(有島重武君紹介)(第七一七三号)	四三三二	労働基準法改悪反対、男女雇用平等法制促進に関する請願(浦井洋君紹介)(第七二一二号)	四三五一	同(高沢寅男君紹介)(第七二七〇号)
四二八八	同(林百郎君紹介)(第七一四八号)	四三一二	同外二件(後藤茂君紹介)(第七一七四号)	四三三三	同(辻第一君紹介)(第七二一三号)	四三五一	同(山中末治君紹介)(第七二七一号)
四二八九	同(東中光雄君紹介)(第七一四九号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三四	健康保険・国民健康保険等医療保険制度の改悪反対に関する請願(工藤晃君紹介)(第七二二四号)	四三五一	同(山原健二郎君紹介)(第七二七二号)
四二九〇	同(不破哲三君紹介)(第七一五〇号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三五	松江市水道事業に対する抜本的施策に関する請願(浦井洋君紹介)(第七二二五号)	四三五一	医療保険の抜本改悪反対に関する請願外三件(永井孝信君紹介)(第七二七三号)
四二九一	同(藤木洋子君紹介)(第七一五一号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三六	同(中林佳子君紹介)(第七二二六号)	四三五一	同(野間友一君紹介)(第七二七四号)
四二九二	同(藤田スミ君紹介)(第七一五二号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三七	医療保険制度の改悪反対、健康保険の本人十割給付堅持等に関する請願(辻第一君紹介)(第七二二七号)	四三五一	同(古川雅司君紹介)(第七二七五号)
四二九三	同(正森成二君紹介)(第七一五三号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三八	肢体障害者の生活保障に関する請願(友納武人君紹介)(第七二二八号)	四三五一	医療保険制度の改善に関する請願(網岡雄君紹介)(第七二七六号)
四二九四	同(松本善明君紹介)(第七一五四号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三九	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(高沢寅男君紹介)(第七二二九号)	四三五一	同(串原義直君紹介)(第七二七七号)
四二九五	同(三浦久君紹介)(第七一五五号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三九	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(高沢寅男君紹介)(第七二二九号)	四三五一	同外三件(新村勝雄君紹介)(第七二七八号)
四二九六	同(養輪幸代君紹介)(第七一五六号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三九	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(高沢寅男君紹介)(第七二二九号)	四三五一	同外三件(新村勝雄君紹介)(第七二七八号)
四二九七	同(山原健二郎君紹介)(第七一五七号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三九	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(高沢寅男君紹介)(第七二二九号)	四三五一	同外三件(新村勝雄君紹介)(第七二七八号)
四二九八	健康保険法改悪反対、保健制度の充実に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第七一五八号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三九	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(高沢寅男君紹介)(第七二二九号)	四三五一	同外三件(新村勝雄君紹介)(第七二七八号)
四二九九	国民年金の改悪反対等に関する請願(東中光雄君紹介)(第七一五九号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三九	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(高沢寅男君紹介)(第七二二九号)	四三五一	同外三件(新村勝雄君紹介)(第七二七八号)
四三〇〇	医療保険の改悪反対に関する請願(後藤茂君紹介)(第七一六〇号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三九	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(高沢寅男君紹介)(第七二二九号)	四三五一	同外三件(新村勝雄君紹介)(第七二七八号)
四三〇一	同(土井たか子君紹介)(第七一六一号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三九	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(高沢寅男君紹介)(第七二二九号)	四三五一	同外三件(新村勝雄君紹介)(第七二七八号)
四三〇二	食品添加物の規制緩和反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願(伊藤忠治君紹介)(第七一六二号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三九	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(高沢寅男君紹介)(第七二二九号)	四三五一	同外三件(新村勝雄君紹介)(第七二七八号)
四三〇三	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(工藤晃君紹介)(第七一六三号)	四三一二	同(松沢俊昭君紹介)(第七一七五号)	四三三九	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(高沢寅男君紹介)(第七二二九号)	四三五一	同外三件(新村勝雄君紹介)(第七二七八号)

[illegible]

四六九七	同(吉井光昭君紹介)(第八〇九〇号)	四七二三	同(中川利三郎君紹介)(第八一六	四七五一	同(水谷弘君紹介)(第八一四四号)	四七七三	同(藤田スミ君紹介)(第八一六六号)
四六九八	医療保険改悪反対、充実改善に関する請願(工藤晃君紹介)(第八〇九一	四七二四	同外一件(林百郎君紹介)(第八一一	四七五二	同(和田貞夫君紹介)(第八一四五号)	四七七四	政府管掌健康保険等の改悪反対、充
四六九九	同(林百郎君紹介)(第八〇九二号)	四七二五	同(不破哲三君紹介)(第八一一八号)	四七五三	同(渡部一郎君紹介)(第八一四六号)	四七七五	実改善に関する請願(柴田睦夫君紹
四七〇〇	同外一件(横山利秋君紹介)(第八〇	四七二六	同(三浦久君紹介)(第八一九九号)	四七五四	同(渡辺嘉蔵君紹介)(第八一四七号)	四七七六	同(林百郎君紹介)(第八一六九号)
四七〇一	同(渡辺嘉蔵君紹介)(第八〇九四号)	四七二七	医療保険の抜本改悪反対に関する請	四七五五	年金・医療・雇用保険の改悪反対、	四七七七	同外一件(中川利三郎君紹介)(第八
四七〇二	医療保険・医療供給体制の改悪反対	四七二八	同(中川嘉美君紹介)(第八二二二号)	四七五六	同(柴田睦夫君紹介)(第八一四九号)	四七七八	同(林百郎君紹介)(第八一七〇号)
四七〇三	等に関する請願(林百郎君紹介)(第	四七二九	同(松沢俊昭君紹介)(第八二二二号)	四七五七	同(田中美智子君紹介)(第八一五〇	四七七九	医療・年金・雇用保険の抜本改悪反
四七〇四	八〇九五号)	四七三〇	同(山原健二郎君紹介)(第八二二三	四七五八	同外六件(中川利三郎君紹介)(第八	四七八〇	対等に関する請願(林百郎君紹介)
四七〇五	医療保険の改悪反対等に関する請願	四七三一	号)	四七五九	同(中島武敏君紹介)(第八一五二号)	四七八一	医療・生活保護・年金の改悪反対等
四七〇六	(網岡雄君紹介)(第八〇九六号)	四七三二	医療保険制度の改善に関する請願	四七六〇	同(東中光雄君紹介)(第八一五三三)	四七八二	に関する請願(小沢和秋君紹介)(第
四七〇七	同(井上普方君紹介)(第八〇九七号)	四七三三	(新井彬之君紹介)(第八二二四号)	四七六一	同(三浦久君紹介)(第八一五四号)	四七八三	八二七二号)
四七〇八	同(伊藤忠治君紹介)(第八〇九八号)	四七三四	同(井上一成君紹介)(第八二二五号)	四七六二	同(養輪幸代君紹介)(第八一五五号)	四七八四	医療保険制度抜本改悪反対、国民医
四七〇九	同(上野建一君紹介)(第八〇九九号)	四七三五	同(石田幸四郎君紹介)(第八二二六	四七六三	医療用漢方製剤の健康保険適用存続	四七八五	療の改善に関する請願(柴田睦夫君
四七一〇	同外一件(小沢和秋君紹介)(第八一	四七三六	号)	四七六四	に関する請願(田中美智子君紹介)	四七八六	紹介)(第八一七三三)
四七一一	〇〇号)	四七三七	同外一件(上野建一君紹介)(第八一	四七六五	(第八一五六号)	四七八七	同(津川武二君紹介)(第八一七四号)
四七一二	同外三件(小澤克介君紹介)(第八一	四七三八	二七号)	四七六六	年金・医療の改悪反対、充実改善に	四七八八	労働基準法改悪反対、男女雇用平等
四七一三	〇一号)	四七三九	同(浦井洋君紹介)(第八二二八号)	四七六七	関する請願外二件(角屋堅次郎君紹	四七八九	法制定促進に関する請願(林百郎君
四七一四	同(河野正君紹介)(第八一〇二二号)	四七四〇	同(遠藤和良君紹介)(第八二二九号)	四七六八	介)(第八一五七号)	四七九〇	紹介)(第八一七五号)
四七一五	同(菅直人君紹介)(第八一〇三三)	四七四一	同(小川国彦君紹介)(第八一三〇号)	四七六九	健康保険の本人十割給付引き下げ反	四七九一	健康保険の本人十割給付堅持、年金
四七一六	同外一件(佐藤観樹君紹介)(第八一	四七四二	同(長田武士君紹介)(第八一三一三)	四七七〇	対等に関する請願(松本善明君紹介)	四七九二	制度改悪反対等に関する請願外三件
四七一七	〇四号)	四七四三	同(河野正君紹介)(第八一三三三)	四七七一	(第八一五八号)	四七九三	(網岡雄君紹介)(第八一七六号)
四七一八	同(柴田弘君紹介)(第八一〇五五)	四七四四	同(木内良明君紹介)(第八一三三三)	四七七二	医療保険、年金制度の改悪反対に関	四七九四	同外一件(草川昭三君紹介)(第八一
四七一九	同(津川武二君紹介)(第八一〇六六)	四七四五	同(経塚幸夫君紹介)(第八一三四四)	四七七三	する請願(中川利三郎君紹介)(第八	四七九五	七七号)
四七二〇	同(三浦久君紹介)(第八一〇七号)	四七四六	同(工藤晃君紹介)(第八一三五五)	四七七四	同(野間友一君紹介)(第八一六〇号)	四七九六	健康保険・国民健康保険等医療保険
四七二一	同(宮地正介君紹介)(第八一〇八号)	四七四七	同外一件(左近正男君紹介)(第八一	四七七五	同(林百郎君紹介)(第八一六一号)	四七九七	制度の改悪反対に関する請願(林百
四七二二	同(渡辺嘉蔵君紹介)(第八一〇九号)	四七四八	三六号)	四七七六	同(矢追秀彦君紹介)(第八一六二二)	四七九八	郎君紹介)(第八一七八号)
四七二三	医療保険の改悪反対、充実に関する	四七四九	同外一件(柴田睦夫君紹介)(第八一	四七七七	国立腎センター設立に関する請願	四七九九	健康保険法改悪反対、保健制度の充
四七二四	請願外一件(佐藤祐弘君紹介)(第八	四七五〇	三七号)	四七八〇	(矢追秀彦君紹介)(第八一六二二)	四八〇〇	実に関する請願(田中美智子君紹介)
四七二五	一〇号)	四七五一	同(高沢寅男君紹介)(第八一三八号)	四七八一	医療保険制度改悪反対、国民医療の	四八〇一	(第八一七九号)
四七二六	同(中川嘉美君紹介)(第八一二二二)	四七五二	同(中川嘉美君紹介)(第八一三九号)	四七八二	改善等に関する請願(正森成二君紹	四八〇二	健康保険制度改悪反対、老人医療の
四七二七	同(不破哲三君紹介)(第八一二三三)	四七五三	同(中村正男君紹介)(第八一四〇号)	四七八三	介)(第八一六三三)	四八〇三	無料制度復活に関する請願(中村正
四七二八	医療保険制度の改悪反対、充実改善	四七五四	同(不破哲三君紹介)(第八一四一四)	四七八四	同(山原健二郎君紹介)(第八一六四	四八〇四	雄君紹介)(第八一八〇号)
四七二九	に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第	四七五五	同外一件(正森成二君紹介)(第八一	四七八五	号)	四八〇五	同(東中光雄君紹介)(第八一八一)
四七三〇	八一二四号)	四七五六	四二二号)	四七八六	政府管掌健康保険等の改悪反対に関	四八〇六	保育行政の充実に関する請願外一件
四七三一	同外四件(津川武二君紹介)(第八一	四七五七	同(松沢俊昭君紹介)(第八一四三三)	四七八七	する請願(東中光雄君紹介)(第八一	四八〇七	(左近正男君紹介)(第八一八二二)

四八八〇	同(工藤晃君紹介)(第八五一四号)	四九一〇	同(義輪幸代君紹介)(第八五四四号)	四九三二	同(東中光雄君紹介)(第八五六六号)	四九五八	同(正森成二君紹介)(第八五八八号)
四八八一	同外一件(佐藤雄雄君紹介)(第八五一五号)	四九一一	同(宮地正介君紹介)(第八五四五号)	四九三三	同(東中光雄君紹介)(第八五六六号)	四九五九	同(矢追秀彦君紹介)(第八五八九号)
四八八二	同(坂口力君紹介)(第八五一六号)	四九一二	同(飯仲義彦君紹介)(第八五四六号)	四九三四	同(東中光雄君紹介)(第八五六六号)	四九六〇	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八八三	同(沢田広君紹介)(第八五一七号)	四九一三	同(山田英介君紹介)(第八五四七号)	四九三五	同(正木良明君紹介)(第八五六七号)	四九六一	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八八四	同(柴田睦夫君紹介)(第八五一八号)	四九一四	同(吉井光昭君紹介)(第八五四八号)	四九三六	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九六二	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八八五	同(津川武一君紹介)(第八五一九号)	四九一五	同(吉浦忠治君紹介)(第八五四九号)	四九三七	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九六三	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八八六	同(中川利三郎君紹介)(第八五二〇号)	四九一六	同(渡部一郎君紹介)(第八五五〇号)	四九三八	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九六四	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八八七	同(渡部行雄君紹介)(第八五二一号)	四九一七	同(野間友一君紹介)(第八五五一号)	四九三九	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九六五	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八八八	同(渡部行雄君紹介)(第八五二二号)	四九一八	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九四〇	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九六六	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八八九	同(上田卓三君紹介)(第八五二二号)	四九一九	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九四一	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九六七	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八九〇	同(池田克也君紹介)(第八五二四号)	四九二〇	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九四二	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九六八	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八九一	同(梅田勝君紹介)(第八五二五号)	四九二一	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九四三	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九六九	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八九二	同(小川国彦君紹介)(第八五二六号)	四九二二	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九四四	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九七〇	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八九三	同外八件(小川新一郎君紹介)(第八五二七号)	四九二三	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九四五	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九七一	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八九四	同(大橋敏雄君紹介)(第八五二八号)	四九二四	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九四六	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九七二	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八九五	同(岡崎万寿秀君紹介)(第八五二九号)	四九二五	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九四七	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九七三	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八九六	同外一件(工藤晃君紹介)(第八五三〇号)	四九二六	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九四八	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九七四	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八九七	同(佐藤雄雄君紹介)(第八五三一〇号)	四九二七	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九四九	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九七五	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八九八	同(斎藤実君紹介)(第八五三二〇号)	四九二八	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九五〇	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九七六	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四八九九	同(沢田広君紹介)(第八五三三〇号)	四九二九	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九五一	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九七七	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四九〇〇	同(柴田弘君紹介)(第八五三四〇号)	四九三〇	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九五二	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九七八	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四九〇一	同(新村勝雄君紹介)(第八五三五〇号)	四九三一	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九五三	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九七九	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四九〇二	同外五件(中川利三郎君紹介)(第八五三六号)	四九三二	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九五四	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九八〇	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四九〇三	同(中村巖君紹介)(第八五三七号)	四九三三	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九五五	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九八一	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四九〇四	同(沼川洋一君紹介)(第八五三八号)	四九三四	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九五六	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九八二	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四九〇五	同(野間友一君紹介)(第八五三九号)	四九三五	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九五七	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九八三	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四九〇六	同(東中光雄君紹介)(第八五四〇号)	四九三六	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九五八	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九八四	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四九〇七	同(伏屋修治君紹介)(第八五四一〇号)	四九三七	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九五九	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九八五	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四九〇八	同(藤田スミ君紹介)(第八五四二〇号)	四九三八	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九六〇	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九八六	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)
四九〇九	同外一件(松本善明君紹介)(第八五四三〇号)	四九三九	同(東中光雄君紹介)(第八五五二一号)	四九六一	同(小川新一郎君紹介)(第八五六八号)	四九八七	同(矢野和也君紹介)(第八五九〇号)

五〇四八	医療保険制度の改悪反対等に関する請願(田中美智子君紹介)(第八七五六号)
五〇四九	児童扶養手当制度改悪反対に関する請願(竹村泰子君紹介)(第八七五七号)
五〇五〇	医療保険制度改悪反対に関する請願(上田卓三君紹介)(第八七八八号)
五〇五一	医療保険制度の抜本改悪反対に関する請願外七件(中村正男君紹介)(第八七六六号)
五〇五二	医療保険、年金制度の改悪反対に関する請願(田中美智子君紹介)(第八七七七号)
五〇五三	同(林百郎君紹介)(第八七八八号)
五〇五四	政府管掌健康保険等の改悪反対に関する請願(辻第一君紹介)(第八七六九号)
五〇五五	政府管掌健康保険等改悪反対、老人医療の無料制度復活に関する請願(網岡雄君紹介)(第八七七〇号)
五〇五六	同(田中美智子君紹介)(第八七七一号)
五〇五七	国民年金の改悪反対等に関する請願外二件(田中美智子君紹介)(第八七七六号)
五〇五八	医療保険制度の改悪反対、健康保険の本人十割給付堅持等に関する請願(竹村泰子君紹介)(第八七七七号)
五〇五九	同(三浦久君紹介)(第八七八八号)
五〇六〇	健康保険制度改悪反対、老人医療の無料制度復活に関する請願(左近正男君紹介)(第八七九九号)
五〇六一	男女雇用機会均等法案反対に関する請願(田中美智子君紹介)(第八七八九号)
五〇六二	同(藤田スミ君紹介)(第八七八一〇号)
五〇六三	労働基準法改悪反対、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願外一件(田中美智子君紹介)(第八七八一一号)
五〇六四	同(不破哲三君紹介)(第八七八五五号)
五〇六五	重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(鹿野道彦君紹介)(第八八九〇号)
五〇六六	はり、きゅう治療の患者救済に関する請願(宮澤喜一君紹介)(第八八一〇号)
五〇六七	労働基準法改悪反対、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(富塚三夫君紹介)(第八八一一号)
五〇六八	同(伊藤茂君紹介)(第八八八二〇号)
五〇六九	同外六件(池端清一君紹介)(第八八八三一〇号)
五〇七〇	同(小川国彦君紹介)(第八八八二二〇号)
五〇七一	同外四件(小川仁一君紹介)(第八八八三三〇号)
五〇七二	同外一件(川保健二郎君紹介)(第八八八四四〇号)
五〇七三	同外十一件(河野正君紹介)(第八八八五五〇号)
五〇七四	同(辻一彦君紹介)(第八八八六六〇号)
五〇七五	同(水田稔君紹介)(第八八八七七〇号)
五〇七六	同外八件(矢山有作君紹介)(第八八八八八〇号)
五〇七七	同(渡部行雄君紹介)(第八八八九九〇号)
五〇七八	同(阿部昭吾君紹介)(第八八九一三〇号)
五〇七九	同外四件(伊藤茂君紹介)(第八八九一四〇号)
五〇八〇	同外七件(上田哲君紹介)(第八八九一五〇号)
五〇八一	同(江田五月君紹介)(第八八九一六〇号)
五〇八二	同(小川国彦君紹介)(第八八九一七〇号)
五〇八三	同(金子みつ君紹介)(第八八九一八〇号)
五〇八四	同外十件(河野正君紹介)(第八八九一九〇号)
五〇八五	同(菅直人君紹介)(第八八九二〇号)
五〇八六	同外一件(小林進君紹介)(第八八九二一〇号)
五〇八七	同(上坂昇君紹介)(第八八九二三〇号)
五〇八八	同外一件(佐藤観樹君紹介)(第八八九二三〇号)
五〇八九	同外二十二件(多賀谷眞稔君紹介)(第八八九二四〇号)
五〇九〇	同外一件(竹内猛君紹介)(第八八九二五〇号)
五〇九一	同(辻一彦君紹介)(第八八九二六〇号)
五〇九二	同外四件(細谷昭雄君紹介)(第八八九二七〇号)
五〇九三	同(前川旦君紹介)(第八八九二八〇号)
五〇九四	同外一件(松沢俊昭君紹介)(第八八九二九〇号)
五〇九五	同外五件(村山喜一君紹介)(第八八九三〇〇号)
五〇九六	同外三件(安田修三君紹介)(第八八九三一〇号)
五〇九七	同(山口鶴男君紹介)(第八八九三二〇号)
五〇九八	同(和田貞夫君紹介)(第八八九三三〇号)
五〇九九	同(阿部昭吾君紹介)(第八八九三七〇号)
五〇一〇	同(井上一成君紹介)(第八八九三八〇号)
五〇一一	同外七件(上野建一君紹介)(第八八九三九〇号)
五〇一二	同(江田五月君紹介)(第八八九七〇〇号)
五〇一三	同(菅直人君紹介)(第八八九七一〇号)
五〇一四	同外一件(木島喜兵衛君紹介)(第八八九七二〇号)
五〇一五	同(経塚幸夫君紹介)(第八八九七三〇号)
五〇一六	同外一件(沢田広君紹介)(第八八九七四〇号)
五〇一七	同外八件(田中克彦君紹介)(第八八九七五〇号)
五〇一八	同(田中美智子君紹介)(第八八九七六〇号)
五〇一九	同外四件(武部文君紹介)(第八八九七七〇号)
五〇二〇	同外九件(富塚三夫君紹介)(第八八九七八〇号)
五〇二一	同(中川利三郎君紹介)(第八八九七九〇号)
五〇二二	同(野間友一君紹介)(第八八九八〇〇号)
五〇二三	同(東中光雄君紹介)(第八八九八一〇号)
五〇二四	同外一件(藤田スミ君紹介)(第八八九八二〇号)
五〇二五	同(正森成二君紹介)(第八八九八三〇号)
五〇二六	同(松前仰君紹介)(第八八九八四〇号)
五〇二七	同外二件(元信晃君紹介)(第八八九八五〇号)
五〇二八	同(山口鶴男君紹介)(第八八九八六〇号)
五〇二九	同(横江金夫君紹介)(第八八九八七〇号)
五〇三〇	同外六件(横山利秋君紹介)(第八八九八八〇号)
五〇三一	男女雇用機会均等法案反対、実効ある男女雇用平等法の制定等に関する請願(角屋堅次郎君紹介)(第八八九二二〇号)
五〇三二	同(波沢利久君紹介)(第八八九一三〇号)
五〇三三	同(田中恒利君紹介)(第八八九一四〇号)
五〇三四	同外一件(土井たか子君紹介)(第八八九一五〇号)
五〇三五	同(堀島雄君紹介)(第八八九一六〇号)
五〇三六	同(水田稔君紹介)(第八八九一七〇号)
五〇三七	同(武藤山治君紹介)(第八八九一八〇号)
五〇三八	同(川保健二郎君紹介)(第八八九一九〇号)
五〇三九	同(井上善方君紹介)(第八八九九六〇号)
五〇四〇	同(小澤克介君紹介)(第八八九九七〇号)
五〇四一	同(後藤茂君紹介)(第八八九九八〇号)
五〇四二	同外二件(土井たか子君紹介)(第八八九九九〇号)
五〇四三	同(永井孝信君紹介)(第八九〇〇〇〇号)
五〇四四	実効ある男女雇用平等法の制定等に関する請願(安倍基雄君紹介)(第八九〇〇一〇号)
五〇四五	同(青山丘君紹介)(第八九〇〇二〇号)
五〇四六	同(伊藤英成君紹介)(第八九〇〇三〇号)
五〇四七	同(伊藤昌弘君紹介)(第八九〇〇四〇号)
五〇四八	同(稲富稜人君紹介)(第八九〇〇五〇号)

三七号	五二六八	五二九八	五三二一
同(江田五月君紹介)(第九〇五三三)	同(有島重武君紹介)(第九〇七六六)	労災年金と厚生年金等の完全併給に 関する請願(河野洋平君紹介)(第九 一三三三)	雇用平等法制定に関する請願外三件 (網岡雄君紹介)(第九一五五五)
五二四四 同(菅直人君紹介)(第九〇五四四)	五二六九 同(池田克也君紹介)(第九〇七七七)	五二九九 国立病院における脊髄損傷者の治 療に関する請願(河野洋平君紹介) (第九一三四四)	五三二六 同外五件(伊藤忠治君紹介)(第九一 五六)
五二四五 同(木間章君紹介)(第九〇五五五)	五二七〇 同(石田幸四郎君紹介)(第九〇七八 号)	五三〇〇 労災被災者の脊髄神経治療に関する 請願(河野洋平君紹介)(第九一三五 号)	五三二七 同(菅直人君紹介)(第九一五七七)
五二四六 同外七件(佐藤誼君紹介)(第九〇五 六)	五二七一 同(市川雄一君紹介)(第九〇七九号)	五三〇一 脊髄損傷治療技術の研究開発に關す る請願(河野洋平君紹介)(第九一三 六)	五三二八 労働基準法改悪反対、実効ある男女 雇用平等法の制定に関する請願(菅 直人君紹介)(第九一五八八)
五二四八 同外一件(竹内猛君紹介)(第九〇五 七)	五二七二 同(遠藤和良君紹介)(第九〇八〇号)	五三〇二 戦没者遺児等に対する施策の充実に 関する請願(林百郎君紹介)(第九一 三九)	五三二九 国民年金法改正促進に関する請願 (小沢貞孝君紹介)(第九一七〇)
五二四九 同(竹村泰子君紹介)(第九〇五八八)	五二七三 同(小川新一郎君紹介)(第九〇八一 号)	五三〇三 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七二二)	五三三〇 労働基準法改悪反対、男女雇用平等 法に関する請願(田中美智子君紹介) (第九一九〇)
五二五〇 同外三件(元信亮君紹介)(第九〇五 九)	五二七四 同(大久保直彦君紹介)(第九〇八二 号)	五三〇四 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七三三)	五三三一 同(田中美智子君紹介)(第九二八四 号)
五二五一 同(吉原米治君紹介)(第九〇六〇号)	五二七五 同(大野潔君紹介)(第九〇八三三)	五三〇五 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七三三)	五三三二 男女雇用機会均等法案反対等に関する 請願(山花貞夫君紹介)(第九一九 一)
五二五二 同(江田五月君紹介)(第九一〇四四)	五二七六 同(大橋敏雄君紹介)(第九〇八四四)	五三〇六 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七四四)	五三三三 小規模障害者作業所の助成に關する 請願(平石磨作太郎君紹介)(第九一 九二)
五二五三 同(菅直人君紹介)(第九一〇五五)	五二七七 同(近江巳記夫君紹介)(第九〇八五 号)	五三〇七 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七四四)	五三三四 労働基準法改悪反対、男女雇用平等 法制定促進に関する請願(梅田勝君 紹介)(第九一九三)
五二五四 同(竹内猛君紹介)(第九一〇六六)	五二七八 同(岡本富夫君紹介)(第九〇八六六)	五三〇八 食品添加物の規制に関する請願(林 百郎君紹介)(第九一四二)	五三三五 ベーシック病調査研究班の存続等 に関する請願(平石磨作太郎君紹介) (第九一九四)
五二五五 同(中林佳子君紹介)(第九一〇七七)	五二七九 同(長田武士君紹介)(第九〇八七七)	五三〇九 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	五三三六 保育予算の大幅増額等に関する請願 外一件(平石磨作太郎君紹介)(第九 一九五)
五二五六 同外七件(村山富市君紹介)(第九一 〇八)	五二八〇 同(草川昭三君紹介)(第九〇八八八)	五三一〇 児童扶養手当制度改悪反対に関する 請願(金子みつ君紹介)(第九一五〇 号)	五三三七 同(池端清一君紹介)(第九二八〇)
五二五七 てんかんの総合対策に関する請願 (山本政弘君紹介)(第九〇三八八)	五二八一 同(中村巖君紹介)(第九〇八九九)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	五三三八 同(田中美智子君紹介)(第九二八一 号)
五二五八 同(橋本龍太郎君紹介)(第九〇六二 号)	五二八二 同(沼川洋一君紹介)(第九〇九〇九)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	五三三九 同(馬場昇君紹介)(第九二八二)
五二五九 同(江田五月君紹介)(第九一五九号)	五二八三 同(橋本文彦君紹介)(第九〇九一〇)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	五三三〇 同(藤木洋子君紹介)(第九二八三)
五二六〇 同(菅直人君紹介)(第九一六〇号)	五二八四 同(平石磨作太郎君紹介)(第九〇九 二)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	五三三一 松江市水道事業に対する抜本的施策 に関する請願(平石磨作太郎君紹介) (第九一九六)
五二六一 実効ある男女雇用平等法の制定に關 する請願外十件(沼川洋一君紹介) (第九〇三九九)	五二八五 同(福岡康夫君紹介)(第九〇九三三)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	五三三二 肢体障害者の生活保障に関する請願
五二六二 同(二見伸明君紹介)(第九〇四〇号)	五二八六 同(森本晃司君紹介)(第九〇九四四)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	
五二六三 男女雇用機会均等法案反対、実効あ る男女雇用平等法の制定等に関する 請願外二件(土井たか子君紹介)(第 九〇六一)	五二八七 同(矢追秀彦君紹介)(第九〇九五五)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	
五二六四 同外一件(田中恒利君紹介)(第九一 〇九)	五二八八 同(矢野純也君紹介)(第九〇九六六)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	
五二六五 同(土井たか子君紹介)(第九一一〇 号)	五二八九 同(数仲義彦君紹介)(第九〇九七七)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	
五二六六 男女雇用平等法の実現等に関する請 願(浅井美幸君紹介)(第九〇七四四)	五二九〇 同(山田英介君紹介)(第九〇九八八)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	
五二六七 同(新井彬之君紹介)(第九〇七五五)	五二九一 同(吉井光昭君紹介)(第九〇九九九)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	
	五二九二 同(吉浦忠治君紹介)(第九一〇〇〇)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	
	五二九三 同(渡部一郎君紹介)(第九一〇〇一)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	
	五二九四 同(江田五月君紹介)(第九一〇二二)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	
	五二九五 心臓病児者の医療充実等に関する請 願(中林佳子君紹介)(第九一一一)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	
	五二九六 年金の官民格差是正に関する請願 (河野洋平君紹介)(第九一三二)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	
	五二九七 重度障害者の終身保護施設設置に關 する請願(河野洋平君紹介)(第九一三 二)	五三一〇 同(小沢貞孝君紹介)(第九一七一七)	

- 五四二六 療術の制度化促進に関する請願外三件(中野四郎君紹介)(第九四五八号)
- 五四二七 同外五件(森下元晴君紹介)(第九四五九号)
- 五四二八 保育予算増額、保育所制度の充実等に関する請願(佐藤誼君紹介)(第九五一九号)
- 五四二九 現行保育制度堅持等に関する請願(中野四郎君外十二名紹介)(第九五二〇号)
- 五四三〇 食品添加物の規制緩和と反対、食品衛生行政の充実強化に関する請願(梅田勝君紹介)(第九五二二号)
- 五四三一 同(田中美智子君紹介)(第九五二二号)
- 五四三二 同(中林佳子君紹介)(第九五二三号)
- 五四三三 同外二件(藤田スミ君紹介)(第九五四四号)
- 五四三四 障害者福祉法の制定に関する請願(田中美智子君紹介)(第九五二五号)
- 五四三五 同(平石磨作太郎君紹介)(第九五二六号)
- 五四三六 児童扶養手当制度改悪反対に関する請願(中島武敏君紹介)(第九五二七号)
- 五四三七 同外一件(森井忠良君紹介)(第九五二八号)
- 五四三八 国立腎センター設立に関する請願(中島武敏君紹介)(第九五二九号)
- 五四三九 保育予算の大幅増額等に関する請願外一件(菅直人君紹介)(第九五三〇号)
- 五四四〇 同(山原健二郎君紹介)(第九五三一号)
- 五四四一 心臓病児者の医療充実等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第九五三二号)
- 五四四二 同(森井忠良君紹介)(第九五三三三号)
- 五四四三 はり、きゆう治療の患者救済に関する請願(田中直紀君紹介)(第九五三六号)

○号

五四四四 職業安定法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(浦井洋君紹介)(第九五六一号)

五四四五 同(田中美智子君紹介)(第九五六二号)

○有馬委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、児童扶養手当法の一部を改正する法律案、内閣提出、医療法の一部を改正する法律案、内閣提出、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の各案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。渡部厚生大臣。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案
医療法の一部を改正する法律案
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○渡部国務大臣 ただいま議題となりました児童扶養手当法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

児童扶養手当制度は、死別母子世帯に対する年金制度の補完として昭和三十七年に発足し、これまで母子福祉年金にあわせて逐次改善が図られてまいりました。しかしながら、制度発足から二十年以上を経過した今日、年金制度の成熟とともに、母子福祉年金の受給者はほとんど消滅する一方、離婚が年々著しく増加し、今や母子家庭の大宗は離婚による母子家庭で占められるに至っております。これに伴い、児童扶養手当の受給者数は昭和五十九年度で六十万人、これに要する財政負担も二千五百億円という巨額に達する見込みであります。

今日、社会保障施策全般について、本格的な高

齢化社会の到来と厳しい行財政環境の中で、自立自助の促進、社会的公正の確保、施策の効率化等の観点から根本的な制度の再編、見直しを行うことが急務とされておりますが、本制度については、第二次臨時行政調査会の答申においても、社会保障政策上の位置づけ、費用の一部についての地方負担の導入等について検討が要請されていたのであります。

以上のような諸事情にかんがみ、このたび行政改革の一環として、現行制度を基本的に見直し、これを母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする純粹の福祉制度に改めるべく、本改正案を提出した次第であります。

次に、この改正法案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、手当の額につきましましては、これまで年取三百六十一万円未満の場合一律に月額三万二千七百円を支給することとしておりましたが、これを所得に応じて二段階とし、所得税が非課税となるおおよそ百五十一万円未満の場合は三万三千元、百五十一万円以上三百万円未満の場合は二万二千元を支給することとしております。この所得制限の額及び手当の一部制限額については、政令で定めることとしております。

第二に、離婚してもなお父は子に対し民法上の扶養義務を有することにかんがみ、改正法施行後の新規認定分から、離婚時の夫の年取がおおよそ六百万円以上であるときは、特別の事情がある場合を除き、手当を支給しないこととしております。

第三に、手当の支給は、十八歳未満の児童を対象に、原則として七年間とすることといたしました。ただし、七年を経過した時点で児童がなお義務教育を終了していない場合には、義務教育終了まで支給を継続することとしております。

第四に、費用負担につきましましては、一般の福祉施策と同様に、地方負担を導入することとし、改正法施行後の新規認定分から国が十分の八、都

道府県が十分の二を負担することとしております。

以上のほか、母が婚姻によらないで懐胎した児童については支給対象から除外し、また、支給要件及び支給期間について改正に伴う所要の経過措置を講ずることとしております。

なお、実施時期は、本年十一月を予定しております。

以上が、この法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行医療法は、昭和二十三年に我が国医療の基本法として制定されて以来、医療体制の充実を通じて、国民医療の確保、向上に大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、我が国の医療体制については、病床の増加等量的には相当程度の整備が行われてきた反面、病院、診療所などの医療資源が地域的に偏在している、あるいは医療施設相互の機能の連携が十分でないといった指摘が、かねてよりなされているところであります。また、近年の一部医療機関における不祥事は、医療に対する国民の信頼を揺るがしておりますが、これを回復するためにも、制度の改革が強く望まれております。

殊に、本格的な高齢化社会の到来を間近に控え、医療需要は今後ますます増大し、かつ、多様化していくことが予想されるところであります。

二十一世紀を目指すこれからの医療は、このような状況を念頭に置いて、医療資源の効率的活用を図りつつ、人口の高齢化、医学技術の進歩、疾病構造の変化に対応して、国民に対し適正な医療をあまねく確保していくものでなければならぬと考えます。そのためには、病院、診療所のあり方を含め、医療制度について見直しを行い、時代に即応した制度の改革を図っていくことが必要で

あります。

このような観点に立った見直しの第一歩として、都道府県ごとに医療計画を策定して地域における体系立った医療体制の実現を目指すとともに、医療法人の適正な運営を確保すべく、医療法の一部を改正する法律案を第九十八回国会に提出し、御審議を煩わしたのでありますが、第百回国会において衆議院の解散に伴い廃案となり、成立を見るに至りませんでした。

しかしながら、医療制度の見直しは、本格的な高齢化社会において、すべての国民が適正な医療を受けることができるようになるための基盤づくりとして、極めて重要なものであることから、ここに再度この法律案を提案し、御審議を願うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、医療法の目的を、病院、診療所等の開設及び管理に必要事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することとしたこととあります。

第二は、医療計画についてであります。

医療計画は、都道府県がこれを作成し、対象となる区域の設定及び必要病床数に関する事項を定めるものとするとともに、病院の整備の目標、医療施設相互の機能の連携、医師、歯科医師等医療従事者の確保その他医療を提供する体制の確保に必要事項を定めることができるものとしております。

この医療計画の策定を通じて、地域における各種医療機関の役割を明確にし、その機能の連携強化を図ることによって、地域の医療需要に沿った医療体制の確立を目指していきたいと考えます。医療計画の達成の推進のための措置といたしましては、国及び地方公共団体は、病院等の不足地域におけるその整備等必要な措置を講ずるよう努めるとともに、病院の開設者等は、その建物、

設備等を病院に勤務しない医師、歯科医師に利用させる、いわゆる病院の開放化に努めるものとしております。

さらに、都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院を開設しようとする者等に対し、病院の開設その他必要な事項に付して勧告することができることとし、これにより病床の適正な配置を図ることとしております。

第三は、医療法人の運営の適正を確保するための指導監督規定等の整備についてであります。

まず、医療法人の役員に付し、理事及び監事の定数並びに欠格事由を定めることとしております。また、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、医療法人の開設する病院または診療所の管理者はすべて理事に加えることとするともに、その理事長は医師または歯科医師である理事のうちから選出することとしております。

次に、都道府県知事は、医療法人の業務または会計が法令に違反している疑いがあると認めるとした場合に、医療法人の事務所に對する立入検査を行うことができることとするともに、このような違反等の事実が判明した場合に、必要な措置をとるべき旨を命じ、その命令に従わないときは、業務停止命令または役員解任の勧告を行うことができることとしております。

最後に、この法律の施行については、医療法人に関する規定は公布の日から起算して六月を経過した日から、医療計画に関する規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から、それぞれ施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました厚生年金保険法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。厚生年金保険の事務を初めとする社会保険関係

事務は、地方においては都道府県の地方事務官によって処理してきたところでありますが、この地方事務官制度は、人事権及び予算権が厚生大臣に、業務上の指揮監督権が都道府県知事に属するという変則的な制度であるため、その改革についてさまざまな議論が行われてきたところであります。

さきの臨時行政調査会の答申におきまして、地方事務官制度はこれを廃止し、社会保険関係事務については、大部分は国において処理し、地方公共団体が完結的に処理し得る福祉年金関係事務は都道府県において処理するという方針が示されたところであります。

本法律案は、この答申の趣旨に沿い、社会保険関係地方事務官制度を廃止するため、社会保険各法その他関係各法律について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、社会保険関係事務につきましては、老齢福祉年金関係事務を除き、都道府県知事への委任を廃止し、これらの事務は、社会保険庁の地方支分部局の長に委任することができることとしております。

第二に、社会保険庁の地方支分部局として統括社会保険事務所及び社会保険事務所を置くこととしております。統括社会保険事務所は厚生省の社会保険関係事務の一部を、社会保険事務所は統括社会保険事務所の所掌事務の一部をそれぞれ分掌することとしておりますが、これらの機関はいずれも都道府県の保険課及び国民年金課並びに現行の社会保険事務所の所管がえであります。

なお、これに伴い、都道府県に置かれていた地方社会保険医療協議会は統括社会保険事務所に置くこととしております。

第三に、これらの改正に伴い、地方事務官たる職員は、老齢福祉年金関係事務に従事し地方公務員となる者を除き、その大部分が統括社会保険事務所または社会保険事務所の職員となることとし

ております。

第四に、国の職員となる者が国家公務員等共済組合法に基づく共済組合に加入することとなることとに伴う経過措置等を講ずるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行時期は、施行のための準備に相当の期間が必要であることを考慮し、公布の日から起算して三年を超えない範囲内で政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○有馬委員長 内閣提出、職業安定法等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。坂本労働大臣。

職業安定法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○坂本労働大臣 ただいま議題となりました職業安定法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、我が国の労働問題をめぐる経済社会の環境は著しく変化しつつあります。これに対応する労働行政組織のあり方につきましては、行政改革の一環として、また、関係労働施策を総合的かつ効果的に実施する観点から、その改善を図ることが重要な課題となっております。

すなわち、その一は、地方事務官制度の廃止の問題であります。職業安定行政では、これまで、国の機関である公共職業安定所長に対する指揮監督等の事務を都道府県知事に委任しており、これらの事務に従事

する職員は身分は地方事務官となっており、この地方事務官制度につきましては、人事権及び予算権が国に、業務上の指揮監督権が都道府県知事に属するという変則的な制度であるため、その是非がかねてから問題とされてきたところであり、その廃止が関係各方面から求められております。

その二は、地方労働行政体制の再編整備の問題であります。

労働行政のうち、労働基準行政及び婦人少年行政の地方事務については、それぞれ地方支分部局として都道府県労働基準局及び都道府県婦人少年室を設けて処理しており、また職業安定行政の地方事務については、地方事務官制度により都道府県において処理いたしております。このような体制について、労働行政を総合的、効率的に推進する上で必ずしも十分でない面がある等の指摘がなされてきたところであり、それに対応して再編整備をすることが必要とされてきたところであります。

これらの問題につきましては、臨時行政調査会は、昨年三月、長年の懸案であった地方事務官制度を廃止し、職業安定関係事務は地域性、独自性の強い事務等を除き国で処理することとする、及び都道府県労働基準局と婦人少年室を統合するとともに、地方事務官制度の廃止に伴い国に移管される職業安定関係事務を吸収して、都道府県労働局とすることを答申したところであります。

政府は、この答申の趣旨に沿って鋭意調整を進め、関係法律案を今国会に提出する旨閣議決定いたしました。今般成案を得ましたので、中央職業安定審議会等関係審議会にもお諮りの上、本法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一は、職業安定法を初めとする職業安定関係法律の一部改正であります。

現在、都道府県知事に委任している公共職業安定所長に対する指揮監督の事務等はこれを都道府県労働局で処理することとし、この措置により、職業安定関係の地方事務官制度を廃止することとしたしております。なお、緊急失業対策法等の職業安定関係法律につきましても、所要の規定の整備等を行っております。

第二は、雇用対策法の一部改正であります。

国と地方公共団体は、公共職業安定所の行う職業紹介等の事業と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるように、相互に連絡し、協力するものとしたしております。

第三は、労働省設置法の一部改正であります。労働省の地方支分部局については、都道府県労働基準局及び都道府県婦人少年室を廃止するとともに、それらの組織と国に移管される職業安定関係事務を行う組織を統合して、新たに都道府県労働局を設置することとしたしております。

また、労働基準法等関係法律につきましても、都道府県労働局の設置に伴う所要の規定の整備等を行っております。

最後に、この法律の施行につきましても、そのための準備に相当の期間が必要であることを考慮し、この法律は公布の日から起算して三年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしたしております。また、職業安定関係地方事務官は相当の都道府県労働局の職員となること等所要の経過措置を講ずるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしたしております。

以上、職業安定法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。（拍手）

○有馬委員長 平石磨作太郎君外四名提出、母子保健法の一部を改正する法律案、平石磨作太郎君

外四名提出、児童福祉法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたしました。平石磨作太郎君。

母子保健法の一部を改正する法律案
児童福祉法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○平石議員 ただいま議題となりました母子保健法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と概要について御説明申し上げます。

我が国の母子保健対策の淵源は、児童の健全育成を目的とした昭和二十三年施行の児童福祉法にまでさかのぼりますが、その必要性から、母子一体の体系による母子保健活動が行われるようになり、昭和四十年に制定された母子保健法からであります。顧みて、当初、法案を諮問した社会保険制度審議会の答申には、「母子の健康確保の方向にわずかに一歩を踏み出したにすぎないもので今後引き続き改善をはかるべきである」と指摘しております。しかし、その後二十年近くを経た今日に至るも、法の整備や制度、施策の確立は十全とは言えず、なお、今後の施策改善にたざるを得ない状況にあります。医療水準が高いたるに、先進国にあってアメリカ、オランダ、イギリス及びスウェーデン等より依然として高く、十万人対西ドイツの二十・六人に次いで二十・四人と、世界で二番目という上位を占めているのであります。これについては、昨年七月、中央児童福祉審議会の「今後の母子保健施策のあり方」の中でも「妊娠の異常や新生児の先天異常に起因する死亡についてみるといまだ比較的多くみられ、妊産婦死亡についても欧米先進諸国の水準には今一步のところにある。」と指摘しているところであります。このような背景には、人口の都市集中化とそれに伴う核家族化の進行、住宅事情及び各

種公害による生活環境の悪化などの諸問題が相乗・ふくそうしてもたらされていると考えるものであります。さらには、全労働者五千七百万人の三分の一を占め、我が国の経済活動に大きく貢献している勤労婦人に対し、労働基準法を初めとする労働法制の不備・欠陥、そして労働条件の劣悪がもたらす母体の健康障害も大きな原因であります。これが貧血や不妊症及び妊娠中毒症を誘発するばかりか、未熟児や先天性異常など心身障害児を生むに至り、その後の母子の生活に多大な影響を及ぼすと言っても過言でないと思っております。その意味で、男女雇用平等法の制定に伴う労働基準法等関係法律における母性保護規定の見直しについては、重大な関心を払わざるを得ません。

一方、人生八十年時代の高齢化社会を迎えて、我が国の人口動態の推移を見ると、人口が長期的に増減なく、再生産率一・〇を維持するに必要な一夫婦当たり二・一人の出産数が、十年以上にわたり減少傾向を見せ、昭和五十七年には一・七七人を記録するに至っております。現在、人口の伸び悩みが国力低下を危惧しているフランスの一・八人をも下回っている現状であります。将来の我が国の発展を考えますとき、この実態が一時的現象であるとか否にかかわらず、また、婦人の出産に関する意識の変革云々はともかくとして、憂慮いたしますことは、極少産社会がもたらすものは、稼働人口の六十五歳以上の老人を扶養する扶養率を高くし、年金などの後代負担の重圧を招来して、社会保障の長期計画策定にも重大な影響を及ぼすと思うからであります。中央児童福祉審議会意見にもあるように「豊かで活力ある福祉社会を築くためには、子どもたちを心身ともに健やかに産み育てることが従来以上に重要な課題となる」とことは疑いありません。したがって母子の健康、特に誕生してくる児童の健全育成のための施策の確立が緊急を要するのであります。しかしながら、現行母子保健法においては、その対応が極めて困難であります。したがっていまし

て、母子保健施策の一層の充実を推進するために本改正法案を提出する次第であります。

次に、改正案の概要について申し上げます。
まず、総則の部分について申し上げますが、母子保健に関する国及び地方公共団体の責務の強化を図り、その施策の基本方針については、有機的連携のもとに総合的かつ計画的に策定され、実施されなければならないことといたしました。さらに、母子保健に関する教育の普及については、学校教育、社会教育においても、より普及に努めることといたしました。また、母子保健に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に中央母子保健審議会を置くこととし、都道府県並びに市町村にも母子保健審議会を設置することといたしました。

次に、母子保健の向上に関する措置についてであります。

第一には、出産費の支給を新たに設け、二十万円を限度として、社会保険と調整して支給することといたしました。なお、出産費は、当面、現金給付としますが、将来は現物給付とすることを附則に規定いたしました。

第二には、健康診査の徹底強化であります。妊産婦または乳幼児に対する健康診査を拡充強化するとともに、新たに、妊娠可能な年齢の女子に対して健康診査を行うことといたしました。また、母子健康手帳制度の趣旨を踏まえ、生涯を通じて健康に関する記録がなされる国民健康手帳制度の実現について検討をすることを、附則に規定いたしました。

第三には、妊産婦等の受診に関する緩和であります。健康診査の結果に基づき、妊娠または出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者が、必要な診療を受けることができるようにするため、医療費の支給等の援助を行うことといたしました。

第四には、妊産婦ホームヘルパーの派遣であります。日常生活あるいは乳児の保育の上で必要と認められる妊産婦の家庭に、その申し出により、

ホームヘルパーを派遣することができることといたしました。

第五には、母乳による育児についてであります。母乳による育児の正しい理解が深められるよう配慮することと規定いたしました。

第六には、家族計画に関する施策であります。家族計画に関し、相談に応じて必要な指導及び助言を行うとともに、必要に応じて受胎調節のための器具または医薬品を交付することができることといたしました。

第七には、母子保健のための地域組織の育成等であり、母子保健に関する活動を推進するため、母子保健推進員を置き、地域組織の育成を図ることといたしました。

第八には、母子保健施設の充実であります。従来の母子健康センターは、母子保健センターと改称し、従来の助産事業中心から本来の保健指導業務を中心とするものと、家族計画に関する業務も加え、名実ともに母子保健のセンターとし、市町村に設置することといたしました。また、必要に応じ、安静を必要とする妊産婦の休養、乳児の養育を目的として母子休養施設を設置できるようにいたしました。

第九には、市町村長の事務の拡大であります。以上のような各施策がきめ細かに実施されるよう、都道府県知事から市町村長にその事務を移行いたしました。

第十には、助産婦等の専門職員の確保であります。国及び地方公共団体は、保健婦、助産婦等の専門職員の養成に努めるとともに、現在の職員に対しては研修の実施に努めることといたしました。

最後に、その他、調査研究体制の整備及び安全な出産を確保するための体制の整備等に対して、国及び地方公共団体が努力すべきことといたしております。

以上がこの改正案の骨子であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、児童福祉法の一部改正案につきまして、その提案理由と概要について御説明申し上げます。

「国の将来はその国の児童を見よ」と言われているように、子供の健康を守り、丈夫に育てるといふことは、家庭の幸福にとっても社会の繁栄にとっても重要なことは申すまでもありません。

まず、健康な子供を生むことであり、このためには母性の健康管理が第一であります。

また、児童の健康診断、保健指導並びに医療給付を徹底強化し、もって健全育成を図る必要があります。

しかしながら、児童が罹患する疾病は複雑化、長期化しており、これに対する医療費の援助は必ずしも十分なものは言えない現状にかんがみ、慢性特定疾患の児童に対し、医療の給付を行い、児童の福祉の向上とあわせて患者家庭の医療費の負担軽減に資するために、この改正案を提出する次第であります。

次に、改正案の概要について申し上げます。

第一には、小児慢性特定疾患医療に対する給付についてであります。

都道府県知事は、血友病、悪性新生物、その他の治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額になる疾病にかかっている児童に対し、その治療のために必要な医療の給付を行うことにより、児童の健全な育成とあわせて、その家庭の負担軽減を図ることといたしました。

第二には、小児慢性特定疾患医療の給付の内容についてであります。

その内容は、一、診察、二、薬剤または治療材料の支給、三、医学的処置手術及びその他の治療、四、病院または診療所への収容、五、看護、六、移送、といったものです。

第三には、小児慢性特定疾患医療の実施についてであります。

この医療の給付は、厚生大臣の指定した病院、診療所または薬局に委託して行うものとしたしました。

第四には、小児慢性特定疾患医療の給付に要する費用についてであります。

この医療の給付に要する費用は、国及び都道府県の負担といたしました。

以上がこの改正案の骨子であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

○有馬委員長 多賀谷眞稔君外四名提出、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。多賀谷眞稔君。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○多賀谷議員 私は、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

七十七日間という会期の大大幅延長があったにもかかわらず、本委員会が内閣提出の国民年金法等の一部を改正する法律案を議了できなかった原因が二つあります。

その第一は、健康保険制度の改正を初め、政府が福祉削減の行革法案を余りに数多く出し過ぎたこととあります。そして第二は、政府案が、五十九年度における給付改善措置と、六十一年度における制度改正とを無理に接合したものであったこととあります。

現行制度の枠内で給付改善を行うことは、五十九年度の財政状況等の制約のもとで論議の余地は狭く、一方、基礎年金制度の創設を初め、年金全体の制度体系を再編成する道をめぐっては、これと比較にならないほど慎重な検討を要すること

は、当初からわかり過ぎるほどわかり切った問題であります。しかも、五十八年度には物価スライド措置が見送られ、年金生活者の実質生活は低下の一端をたどっているため、五十九年度における改善が焦眉の急となっているのであります。

本案は、このような見地に立って、政府案から五十九年度改善措置の部分を取り離して提案したものであります。

すなわち、まず、拠出制年金につきましては、公務員給与の改定及びこれに連動した共済年金の額の改定等を考慮し、昭和五十九年度において、特例スライドを実施することとしております。改定率は、共済年金と同じく二%であり、また、実施時期は、厚生年金保険、船員保険については四月、国民年金については五月としております。なお、昭和五十七年、五十八年両年度の物価上昇率のうち、今回実施の二%分を控除した部分については、次回スライドの際あわせて引き上げる扱いとしております。

福祉年金につきましては、拠出制年金の改善にあわせて年金額の改定をすることとし、老齢福祉年金で申し上げますと、月額二万五千円を月額二万五千六百円に引き上げることとしております。実施時期につきましては、本年六月といたしております。

また、特別児童扶養手当の額につきましては、福祉年金に準じて本年六月から改定を行うこととしており、福祉手当の額につきましても、本年六月より所要の改定を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○有馬委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。午後一時三十分再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前四時四十八分休憩

午後一時三十七分再開

○有馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の審査を行います。

本日公報に掲載いたしました請願日程五千四百四十五件を一括して議題といたします。

まず、審査の方法についてお諮りいたします。各請願の趣旨につきましては、既に文書表等によって御承知のところでありまして、また、先刻の理事會において慎重に御協議いたしましたので、その結果に基づき、直ちに採否の決定に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有馬委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決いたします。

本日の請願日程中

学童保育施設の国庫負担に関する請願三件

民間保育事業の振興に関する請願三件

障害福祉年金の引き上げに関する請願三十一件

障害者対策に関する長期計画具体化等促進に関する請願

労災被災者の脊髄神経治療に関する請願三十件

脊髄損傷治療技術の研究開発に関する請願三十件

労災年金の最低給付基礎日額引き上げに関する請願二十九件

食品の安全対策に関する請願

以上の各請願は、いずれも採決の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有馬委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有馬委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○有馬委員長 また、本日まで本委員会に参考送付されました陳情書は、お手元に配付いたしておりますとおり、医療保険制度等の改正に関する陳情書外百十七件であります。念のため御報告いたします。

○有馬委員長 次に、閉会中審査申し出の件についてお諮りいたします。

内閣提出、医療法の一部を改正する法律案

内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案

の両案につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

内閣提出、児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

次に

平石磨作太郎君外四名提出、短時間労働者保護法案

藤田高敏君外四名提出、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案

平石磨作太郎君外四名提出、母子保健法の一部を改正する法律案

○有馬委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

次に

平石磨作太郎君外四名提出、短時間労働者保護法案

藤田高敏君外四名提出、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案

平石磨作太郎君外四名提出、母子保健法の一部を改正する法律案

○有馬委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

次に

平石磨作太郎君外四名提出、短時間労働者保護法案

藤田高敏君外四名提出、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案

平石磨作太郎君外四名提出、母子保健法の一部を改正する法律案

平石磨作太郎君外四名提出、児童福祉法の一部を改正する法律案

多賀谷眞稔君外四名提出、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

厚生関係の基本施策に関する件
労働関係の基本施策に関する件
社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

並びに
労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

以上の各案件につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有馬委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、閉会中の委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中審査案件が付託になり、委員派遣を行う必要が生じた場合には、議長に対し、委員派遣の承認申請を行うこととし、派遣委員の人数、派遣地等その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有馬委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

また、閉会中審査におきまして、参考人より意見を聴取する必要がある場合には、参考人の出席を求めることとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有馬委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○有馬委員長 この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事小沢辰男君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有馬委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名いたしました存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有馬委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、理事に今井勇君を指名いたします。(拍手)

本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十三分散会

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、父と生計を同じくしない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条に次の一項を加える。

2 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。

第三条第一項中「別表第一に」を「政令で」に改める。

第三条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「義務教育終了前の児童」と

第一類第七号 社会労働委員会議録第三十二号

は、十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校(盲学校、聾学校又は養護学校の中学部を含む)に在学する児童を含むものとする。

第四条第一項中「国」を「都道府県知事」に改め、同項第三号中「別表第二に」を「政令で」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 父が引き続き一年以上遺棄している児童

第四条第一項に次の一号を加える。

六 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

第四条第三項中「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」を「第二項に改め、同項第六号及び第七号中「別表第二に」を「第一項第三号に規定する政令で」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、父及び母が共にない児童(父がなく、かつ、母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童を含む)の養育者に対し、手当を支給する。

第四条に次の二項を加える。

5 第一項の規定にかかわらず、同項第一号に該当する児童(同時に同項第二号から第六号までのいずれかに該当する児童を除く)については、手当は、父母が婚姻を解消した日の属する年の前年(当該手当に係る第六条の認定の請求が当該婚姻を解消した日の属する年の一月一日から五月三十一日までの間に行われた場合にあっては、前々年。以下この項において同じ)における当該児童の父の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する扶養親族(当該児童を除く)及び当該父の同法に規定する扶養親族でない児童で当該父が婚姻を解消した日の属する年の前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、父が日本国内に住所を有しない

こと、父の所在が長期間明らかでないことその他の特別の事情により母又は養育者が父に当該児童についての扶養義務の履行を求めることが困難であると認められるときは、この限りでない。

6 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第五条中「三万二千七百円」を「三万三千円」に、「三万七千七百円」を「三万八千円」に改める。

第六条第二項中「前項を」を「第一項に、同項を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の認定の請求は、手当の支給要件に該当するに至つた日から起算して五年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第七条第一項中「翌月」の下に「(以下この項において「支給開始月」という。以下「消滅した日」の下に「又は支給開始月(手当の支給要件に該当しな

くなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、初めて受けた認定に係る支給開始月とする)の初日から起算して七年(手当の支給要件に該当しなかつた後再びその要件に該当するに至つた場合においては、その該当しなかつた日からその再び該当するに至つた日までの期間を加算するものとする)を経過した日の前日(その経過した日の前日において、義務教育終了前の児童がいる場合においては、義務教育終了前の児童がいなくなつた日の前日)のうちいずれか早い日」を加え、同条第四項を削る。

第九条中、「受給資格者」の下に「(第四条第二項に該当する養育者を除く。以下この条において同じ)を加え、(昭和四十年法律第三十三号)を削り、「七月までは」の下に「政令の定めるところにより、その全部又は一部を」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二 手当は、受給資格者(第四条第二項に該当する養育者に限る。以下この条において同じ)の前年の所得が、その者の扶養親族等及

び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第十二条第一項中「前年」を「前々年」に、「前三条」を「第九条から前条まで」に改め、同条第二項中「受けた者は」の下に「政令の定めるところにより」を加え、「金額を国に」を「金額の全部又は一部を都道府県に」に改め、同条第一号中「当該被災者の当該損害」を「当該被災者(第四条第二項に該当する養育者を除く。以下この号において同じ)の当該損害」に改め、同条第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該被災者(第四条第二項に該当する養育者に限る。以下この号において同じ)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九条の二に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

第十三条中「第九条」を「第四条第六項の規定は、第九条に、」は、政令で定める」を「について準用する」に改める。

第二十一条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十一条の二とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(費用の負担)

第二十一条 手当の支給に要する費用は、その十分の八に相当する額を国が負担し、その十分の二に相当する額を都道府県が負担する。

第二十三条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十九条第一項中「厚生大臣又は」を削り、「当該児童」の下に「第四条第二項第一号に該当する児童の父」を加え、同条第二項中「厚生大臣又は」を削り、「別表第一若しくは別表第二に」を

昭和五十九年八月七日

六三

「第三十三条 項若しくは第四十四条第一項第三号に規定する政令で」に改める。

第三十条中「当該児童又は」を「当該児童、第四十四条第一号に該当する児童の父若しくは」に改め、第三十二条を削り、第三十三条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第三十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第三十五条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第三十六条中「一万円」を「十万円」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年十一月一日から施行する。ただし、附則第八條第一項の規定は同年八月一日から、第七條第四項を削る改正規定は昭和六十年十一月一日から施行する。

(支給要件に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際この法律による改正前の児童扶養手当法（以下「旧法」という。）第六條の規定による認定を受けている者又は附則第六條の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第六條の規定による認定を受けた者（以下「既認定者等」という。）のうち、この法律による改正後の児童扶養手当法（以下「新法」という。）第四條に規定する児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当しない者であつて引き続き旧法第四條に規定する手当の支給要件に該当するものに対しては、新法による手当を支給する。

第三条 新法第四條第五項の規定は、この法律の施行後に父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）を解消したことにより同条第一項第一号

に該当するに至つた児童についての手当に關して適用する。

(手当額に関する経過措置)

第四条 新法第五條の規定は、昭和五十九年十一月以降の月分の手当について適用し、同年十月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

(認定の請求に関する経過措置)

第五条 新法第六條第二項の規定は、この法律の施行後に手当の支給要件に該当するに至つた者の当該手当の認定の請求について適用する。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第六條の規定による認定の請求をしている者に対しては、なお従前の例により認定するものとする。

(支給期間に関する経過措置)

第七条 既認定者等に対する手当の支給については、新法第七條第一項中「支給開始月（手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合においては、初めて受けた認定に係る支給開始月とする。）の初日」とあるのは、「昭和五十九年十一月一日」とする。

(支給制限に関する経過措置)

第八条 昭和五十九年八月から同年十月までの月分の手当の支給の制限については、旧法第九條から第十一條まで及び第十二條第一項中「翌年の七月」とあるのは、「十月」とする。

2 昭和五十九年十一月から昭和六十年七月までの月分の手当の支給の制限については、新法第九條から第十一條までの規定中「八月」とあるのは「十一月」と、新法第十二條第一項中「その損害を受けた月」とあるのは「その損害を受けた月（十一月以降の月に限る。）とする。」とする。

第九条 既認定者等に係る昭和五十九年十一月から昭和六十年十月までの月分の手当の支給の制限については、新法第九條中「前年」とあるのは「前年（昭和六十年一月から同年七月までの月分の手当については、前々年）」と、「政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは」とあるのは「政令で定める額以上

であるときは、昭和五十九年十一月から昭和六十年十月までは」と、新法第十二條第二項第一号中「第九條」とあるのは「児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第九号）附則第九條において読み替えられた第九條」とする。

(費用負担に関する経過措置)

第十条 既認定者等に係る手当の支給に要する費用については、なお従前の例による。

(手当の支給事務に関する経過措置)

第十一条 既認定者等に係る手当の支給に関する事務は、政令で定める日までの間は、国が取り扱うものとする。

2 前項の規定による昭和五十九年十一月以前の月分の手当の支払に関する事務については、旧法第三十二條の規定は、なおその効力を有する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第十三條 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五十九條第六項中「第四條第三項第三号ただし書」を「第四條第四項第二号ただし書」に改める。

第六十條第六項中「第四條第二項第二号ただし書」を「第四條第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

(児童扶養手当に要する経費に係る特例)

第三十六條 児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第九号）附則第十條に規定する費用については、第十條の規定にかかわらず、国が、その全額を負担する。

第三十七條 削除

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十五條 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第四條第三項第三号ただし書」を「第四條第四項第二号ただし書」に改める。

附則第十五項中「第四條第二項第二号ただし書」を「第四條第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第十六條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の一条を加える。

(支給期間及び支払期月)

第五條の二 手当の支給は、受給資格者が前條の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前條の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年四月、八月及び十二月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただ

し、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

4 前項本文の規定により十二月に支払うべき手当は、手当の支給を受けている者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支払うものとする。

第十六条中「第七條、」を削り、「又は低下し」との下に、「同法第二十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」とを加える。

第二十六條中「第五條第二項」の下に、「第五條の二」を加え、「第七條、」を削る。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第十七條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條中「第三條第二項第十六号」を「第三條第三項第十五号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第四項第二号」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八條中「第三條第二項第十七号」を「第三條第三項第十六号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第四項第二号」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十九條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條の三第四項中「第四條第三項第三号ただし書」を「第四條第四項第二号ただし書」に改める。

附則第六條第四項中「第四條第二項第二号ただし書」を「第四條第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

し書」に改める。
(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三條第二項第十七号の二」を「第三條第三項第十七号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第四項第二号」に改める。

理由

近年における離婚の急増等母子家庭をめぐり諸状況の変化にかんがみ、所得に応じた段階的な手当額制、支給期間の有期化及び離婚の場合の父の所得制限等を導入することにより、児童扶養手当制度を、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする福祉制度とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

医療法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律

医療法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次
第一章 総則(第一條―第六條)
第二章 病院、診療所及び助産所(第七條―第三十條の二)
第二章の二 医療計画(第三十條の三―第三十條の七)
第三章 公的医療機関(第三十一條―第三十八條)
第四章 医療法人(第三十九條―第六十八條の二)

第五章 医療、歯科医療又は助産婦の業務等の広告(第六十九條―第七十一條)
第五章の二 雑則(第七十一條の二、第七十一條の三)
第六章 罰則(第七十二條―第七十七條)
附則
第一条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。
第一条 この法律は、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。
第五条の二を削る。
第七条の二第二項中「当該地域(当該申請に係る病院の所在地を含む保健所の所管区域、その所管区域を含む二以上の保健所の所管区域若しくは当該都道府県の区域又はこれらの区域により難い場合には厚生大臣の定めるその他の区域をいい、このうちいずれの区域によるかは、当該申請に係る病院及びその周辺にある既存の病院の機能及び性格、交通事情等に応じ、厚生大臣の定めるところによる。)」を「当該申請に係る病院の所在地を含む地域(当該申請に係る病床が前条第二項に規定するその他の病床のみである場合は第三十條の三第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画(以下この条において単に「医療計画」という。)において定める第三十條の三第二項第一号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が同項に規定するその他の病床及び当該その他の病床以外の病床である場合は第三十條の三第二項第一号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。)」に、「省令の定めるところにより算定した」を「同条第四項の厚生省令で定める標準に従い医療計画において定める」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項

中「厚生大臣の」を「第三十條の三第四項の厚生省令で定める標準に従い医療計画において」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第三項中「医療機関整備審議会」を「都道府県医療審議会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とする。

第二十一條第一項中「左の各号」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「以て」を「もつて」に改め、同項第十二号中「洗たく施設」を「洗濯施設」に改め、同項第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。
十五 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設

第二十二條第二項中「又は第十五号」を削り、「基く」を「基づく」に改め、「又は施設」を削り、「五千円」を「十万円」に改める。
第二十三條第二項を削る。
第二十三條第三項中「基く」を「基づく」に、「五千円」を「十万円」に改める。
第二十四條中「第二十一條」を「第二十一條第一項」に、「前条に基く」を「前条第一項の規定に基く」に、「又は修繕」を「又は期限を定めて、修繕」に改める。

第二十五條に次の一項を加える。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第二十八條中「対し」の下に「、期限を定めて」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。
第二章の二 医療計画
第三十條の三 都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。
2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

六五

- 一 主として病院の病床（次号に規定する病床及び第七條第二項に規定するその他の病床以外の病床を除く。）の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項
- 二 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生省令で定める高度又は特殊な医療を提供する病院の第七條第二項に規定するその他の病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項
- 三 第七條第二項に規定するその他の病床に係る必要病床数及び同項に規定するその他の病床以外の病床に係る必要病床数に関する事項
- 3 医療計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めることができる。
 - 一 一般医療を提供する病院、前項第二号の厚生省令で定める高度又は特殊な医療を提供する病院その他の病院の整備の目標に関する事項
 - 二 病院及び診療所の相互の機能及び業務の連係に関する事項
 - 三 医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護婦その他の医療従事者の確保に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、医療を提供する体制の確保に關し必要な事項
- 4 第一項第一号及び第二号に規定する区域の設定並びに必要病床数に関する標準は、厚生省令で定める。
- 5 厚生大臣は、第二項第二号及び前項の厚生省令を定めようとするときは、医療審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、医療計画を作成するに当たつては、他の法律の規定による計画であつて医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生その他医療と密接な関連を有する施策との連係を図るよう努めなければならない。
- 7 都道府県は、医療計画を作成するに当たつて、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。
- 8 都道府県は、少なくとも五年ごとに医療計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 9 都道府県は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴くものとする。
- 10 都道府県は、医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会及び市町村（救急業務を共同処理する一部事務組合を含む。）の意見を聴かなければならない。
- 11 都道府県は、医療計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならない。
- 第三十條の四 厚生大臣は、医療計画の作成の手法その他医療計画の作成上重要な技術的事項について、医療審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言をすることが出来る。
- 第三十條の五 国及び地方公共団体は、医療計画の達成を推進するため、病院又は診療所の不足している地域における病院又は診療所の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国は、前項に定めるもののほか、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる医療を提供する体制の整備に努めるものとする。
- 第三十條の六 病院の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、当該病院の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させるよう努めるものとする。
- 第三十條の七 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院を開設しようとする者又は病院の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設その他必要な事項に關して勸告することが出来る。
- 第三十二條を次のように改める。
 - 第三十二條 削除
 - 第四十五條第二項中「當つては」を「當たつては」に、「医療機関整備審議会」を「都道府県医療審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。
 - 第四十六條の次に次の二條を加える。
 - 第四十六條の二 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。
 - 2 次の各号の一に該当する者は、医療法人の役員となることができない。
 - 一 禁治産者又は準禁治産者
 - 二 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 第四十六條の三 理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することが出来る。
 - 2 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。
 - 3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
 - 第四十七條第一項中「、理事数人を有する場合には」を削り、「その開設する」の下に「すべての」を加え、ただし書を次のように改める。
 - ただし、医療法人が病院又は診療所を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事に加えないことが出来る。
 - 第四十八條中「医療法人に監事を置いた場合には」を削る。
 - 第五十五條第四項中「當つては」を「當たつては」に、「医療機関整備審議会」を「都道府県医療審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。
 - 第五十六條第三項中「理事」を「清算人」に改める。
 - 第六十三條及び第六十四條を次のように改める。
 - 第六十三條 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に關し報告を求め、又は当該役員に、その事務所立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることが出来る。
 - 2 第二十五條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
 - 第六十四條 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。
 - 2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することが出来る。
 - 第六十七條中「又は前三條の規定により業務の停止を命じ、若しくは」を、「第六十四條第二項の規定により業務の停止を命じ、若しくは」役員解任の

任を勧告する場合又は前二条の規定により」に改め、「これを」を削る。

第六十八条中「第五十二條」を「第五十二條第二項、第五十五條から第五十七條まで、第五十九條」に改め、「これを」を削り、「都道府県知事」との下に、「同法第六十條及び第六十一條中「理事」とあるのは「理事長」とを加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節 雑則

第七十一條の一 この法律の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、厚生大臣の諮問に応じ、医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、厚生省に医療審議会を置く。

2 この法律の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

3 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十一條の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七十二條を削る。

第七十三條第一項中「第二十五條」を「第二十五條第一項」に、「六月」を「一年」に、「一百万円」を「三百万円」に改め、第六章中同条を第七十二條とし、同条の次に次の一條を加える。

第七十三條 次の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項、第六十九條第一項から第三項まで若しくは第六項、第七十條第三項又は第七十一條第一項から第三項まで若しくは第五項の規定に違反した者

二 第十四條の規定に違反した者
三 第二十四條、第二十八條又は第二十九條第一項の規定に基づく命令又は処分違反した者

第七十四條中「左の」を「次の」に、「五千万円」を「一千万円」に改め、同条第一号中「第二十一條第二号から第十四号まで」を「第二十一條第一項第二号から第十五号まで」に改める。

第七十五條中「第七十一條又は前条」を「前二條」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第七十六條中「左の」を「次の」に、「一百万円」を「二十万円」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第一号の二中「第五十條第三項」の下に「又は第五十一條第一項」を加え、同条第二号中「備付」を「備付け」に改め、同条第四号の次に次の一號を加える。

四の二 第六十三條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十六條第五号中「第六十四條」を「第六十四條第二項」に改め、同条第六号中「備付」を「備付け」に改める。

第七十七條中「五千万円」を「一千万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第五條の二を削る改正規定、第七條の二の改正規定、第二章の次に一章を加える改正規定並びに第三十二條、第四十五條第二項及び第五十五條第四項の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 改正後の第七條の二第一項各号に掲げる者が都道府県知事に第七條第一項又は第二項の許可の申請をした場合における許可又は不許可の処分であつて、改正後の第三十條の三第十一

項の規定により当該都道府県の医療計画が公示される日までの間にされるものについては、改正前の第七條の二第一項から第四項までの規定は、前条ただし書の政令で定める日以後も、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第七條の二第三項中「医療機関整備審議会」とあるのは、「都道府県医療審議会」とする。

第三条 この法律の施行の際現に存する医療法人については、改正後の第四十六條の二から第四十七條まで及び第六十八條の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二年間は、なお従前の例による。

第四条 改正前の医療法の規定によつてした処分又は手続は、改正後の医療法の相当規定によつてしたものとなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第五号中「第一條第一項」を「第一條の二第二項」に改める。

第七百一十一條の三十四第三項第九号中「第一條」を「第一條の二」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第七条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

第七十三條第一号 第六十九條第一項から第三項まで若しくは第六項

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

第十条 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八號）の一部を次のように改正する。

別表第一中「第一條第二項」を「第一條の二

員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六號）の一部を次のように改正する。
第八條第三号中「第一條」を「第一條の二」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律等の一部改正）

第八條 次に掲げる法律の規定中「第一條第一項」を「第一條の二第二項」に改める。

一 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十號）第五條第二号

二 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一號）第三條第二項第二号

三 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六號）第五條第一項第二号

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第九條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九號）の一部を次のように改正する。

第百條第六項中「第七十三條第一項」を「第七十二條第一項」に改め、同条第七項の表第七十二條第一項の項を削り、同表第七十三條第一項の項中「第七十三條第一項」を「第七十二條第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第百條第七項において第五條第一項の規定を準用することにより適用される第六十九條第一項から第三項まで若しくは第六項

理由
医療を提供する体制の確保を図るため、医療計画の作成等に関し必要な事項を定めるとともに、医療法人に対する監督に関する規定の整備を行う

等が必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

（厚生年金保険法の一部改正）

第一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「都道府県知事」を「統括社会保険事務所長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により統括社会保険事務所長に委任された権限の一部は、政令の定めるところにより、社会保険事務所長に委任することができる。

第六条第三項及び第四項、第八条、第十条第一項、第十一項並びに第十八条第一項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。

第二十一条第一項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に、「三箇月」を「三月」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十二條第一項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に、「左の」を「次の」に、「一箇月」を「一月」に、「且つ」を「かつ」に、「前各号」を「前三号」に改める。

第二十三条第一項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に、「三箇月」を「三月」に、「くらべて」を「比べて」に改める。

第二十四条第一項、第二十五条、第二十七条、第二十九条（第二項を除く）、第三十条第一項及び第三十一条第二項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。

第九十五条中「都道府県知事」を「統括社会保険事務所長、社会保険事務所長」に改める。

第九十八条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。

第百零一条第一項中「又は都道府県知事」を削る。第百七十四条中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。

第百八十条中「都道府県知事」を「統括社会保険事務所長」に改める。

附則第四条の第三項及び第四項並びに第四条の五第一項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第二条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十二条」を「第百四十二条の二」に改める。

第三条第二項中「国民年金事業の」を「前項の規定により社会保険庁長官が行う」に、「都道府県知事」を「統括社会保険事務所長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国民年金事業の事務は、社会保険庁長官が行う。

第三条に次の一項を加える。

4 前項の規定により統括社会保険事務所長に行わせることとされた事務の一部は、政令の定めるところにより、社会保険事務所長に行わせることができる。

第十条第一項及び第十二条第四項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。

第十三条第一項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に、「すでに」を「既に」に、「はりつけ」を「はり付ける」に改める。

第八十七条の二第一項及び第三項並びに第九十条第一項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。

第九十二条第三項及び第九十三条第二項中「はりつけ」を「はり付け」に、「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。

第九十四条第一項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。

院庁長官に改め、同条第三項中「又は都道府県知事」を削り、同条第四項中「都道府県知事」を削る。

第百六条第一項、第百七条第一項及び第二項並びに第百八条中「又は都道府県知事」を削る。

第百九条第二項中「給付」を「第三条第二項の

第百三十八条の表中

都道府県知事又は市町村長	基金
社会保険庁長官又は都道府県知事	基金
社会保険庁長官、都道府県知事又は市町村長	基金

改める。

第百三十九条中「当該加入員の住所地の都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第十章第四節中第百四十二条の次に次の一項を加える。

（事務の委任）

第百四十二条の二 この章に規定する厚生大臣の事務の一部は、政令の定めるところにより、統括社会保険事務所長に行わせることができる。

附則第五条第一項及び第四項並びに第七条の三第二項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。

附則第八条中「都道府県知事」を削る。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

規定にかかわらず、給付に改める。

第百九条の二第二項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に、「行なう」を「行う」に改める。

を

社会保険庁長官又は市町村長	基金
社会保険庁長官に	基金に

（権限の委任）

第九十三条の二 附則第四十三条第二項、第三項、第五項若しくは第八項又は第四十四条第三項に規定する社会保険庁長官の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、統括社会保険事務所長に委任することができる。

2 前項の規定により統括社会保険事務所長に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、社会保険事務所長に委任すること

ができる。

（健康保険法の一部改正）

第四条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第九条第一項中「社会保険庁長官又は都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。

任セラレタル職權ノ一部ハ命令ヲ以テ之ヲ社会保険事務所所長ニ委任スルコトヲ得
第二十四条第三項中「都道府県知事」を「統括社会保険事務所所長」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ統括社会保険事務所所長ヲシテ行ハシムルコトセラレタル事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ社会保険事務所所長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
第四十三条第三項第一号及び第四十三条ノ二中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第四十三条ノ三第一項から第三項までの規定及び同条第六項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条に次の一項を加える。
厚生大臣第一項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ヲ指定シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ速ニ其ノ旨ヲ都道府県知事ニ通知スベシ前項本文ノ規定ニ依リ診療所又ハ薬局ニ付第一項ノ指定アリタルモノト看做サレタルトキ及前項但書ノ規定ニ依リ厚生大臣第一項ノ指定アリタルモノト看做スコトガ不適当ト認ムルトキ亦同ジ

第四十三条ノ五第一項及び第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。
厚生大臣第一項ノ規定ニ依リ保険医又ハ保険薬剤師ノ登録ヲ行ヒタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ速ニ其ノ旨ヲ都道府県知事ニ通知スベシ

第四十三条ノ七及び第四十三条ノ十一第一項中「又ハ都道府県知事」を削る。
第四十三条ノ十二及び第四十三条ノ十三中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。
第四十三条ノ十四第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、「トキハ」の下に「政令ノ定ムル所ニ依リ」を加える。
第四十三条ノ十五中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第一類第七号 社会労働委員会議第三十二号

第四十四条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第十二項中「第四十三条ノ三第六項」の下に「及第七項後段」を加える。
第六十九条ノ五第二項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。
第六十九条ノ十第三項中「都道府県知事」を「統括社会保険事務所所長」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項ノ規定により統括社会保険事務所所長に行わせることとされた事務の一部は、政令の定めるところにより、社会保険事務所所長に行わせることができる。
（船員保険法の一部改正）

第五條 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十六条ノ二」を「第十六条」に改める。
第二条第二項中「船員保険ノ」を「規定ニ依リ社会保険庁長官ガ行フ」に、「都道府県知事」を「統括社会保険事務所所長」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
船員保険ノ事務ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外社会保険庁長官之ヲ行フ
第二条に次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依リ統括社会保険事務所所長ヲシテ行ハシムルコトセラレタル事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ社会保険事務所所長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
第三条第二項及び第四条第二項から第五項までの規定中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。
第四条ノ二第二項中「行政庁ニ於テ」を「社会保険庁長官」に改める。
第八条第一項、第九条第一項及び第三項並びに第九条ノ二第一項中「行政庁」を「社会保険庁長官」に改める。
第九条ノ三第一項及び第二項中「行政庁」を「厚生大臣」に改める。
第九条ノ四中「都道府県知事」を「統括社会保

險事務所所長」に改め、同条に次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依リ統括社会保険事務所所長ニ委任セラレタル職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ社会保険事務所所長ニ委任スルコトヲ得
第十二条第一項及び第二項並びに第十二条ノ二中「行政庁」を「社会保険庁長官」に改める。
第十九条ノ二第一項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。
第十九条ノ三第二項及び第十九条ノ四第三号中「行政庁ニ於テ」を「社会保険庁長官」に改める。
第二十一条ノ二、第二十一条ノ三（第二項を除く）、第二十一条ノ四第一項及び第二十一条ノ五第二項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。
第二十八条第三項第二号及び第四項並びに第二十八条ノ三第三項中「行政庁」を「社会保険庁長官」に改める。
第二十八条ノ四第一項中「行政庁」を「政府」に改め、同条第三項中「行政庁」を「社会保険庁長官」に改める。
第二十八条ノ七中「行政庁」を「政府」に改める。
第二十九条第四項中「行政庁」を「社会保険庁長官」に改める。
第二十九条ノ二及び第二十九条ノ三第一項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。
第三十一条ノ二第五項中「行政庁」を「社会保険庁長官」に改める。
第三十二条ノ五中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。
第三十三条ノ十四第一項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官ノ指定スル統括社会保険事務所所若ハ社会保険事務所」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。
第三十三条ノ十六第五項中「都道府県知事」を

「社会保険庁長官ノ指定スル統括社会保険事務所所若ハ社会保険事務所」に、「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。
第五十三条第三項、第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第六十二条ノ二中「行政庁」を「社会保険庁長官」に改める。
（農業年金基金法の一部改正）
第六條 農業年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
第九十四条中「一部を」の下に「統括社会保険事務所所長又ハ」を加える。
（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）
第七條 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。
第十四条第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。
第十四条の三第一項中「ときは」の下に「政令で定める区分に従い、厚生大臣又は」を加える。
第十四条の四「基金は、」の下に「政令で定める区分に従い、厚生大臣又は」を加える。
第十四条の六第二項中「同条第三項」を「同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」とに、「都道府県知事」を「政令で定める区分に従い、厚生大臣又は都道府県知事」に改める。
第二十條第一項中「当該官吏」を「当該職員」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「統括社会保険事務所所長」に改め、同条第三項中「当該官吏又は吏員」を「当該職員」に、「且つ」を「かつ」に、「呈示」を「提示」に改める。
第二十三条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。
（老人保健法の一部改正）
第八條 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。
第二十七條第一項中「関し」の下に「、政令で定める区分に従い」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、総括社会保険事務所に委任することができる。

第三十一条第一項中「ときは」の下に「政令で定める区分に従い」を加え、同条第四項中「第二十七條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第四十四條第二項中「ときは」の下に「政令で定める区分に従い」を加え、同条第三項中「第三十一条第二項」を「第二十七條第三項の規定は、前項に規定する厚生大臣の権限の一部について、第三十一条第二項に改める。」

（社会保険労務士法の一部改正）
第九條 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十條中「都道府県知事」を「総括社会保険事務所に改める。」

（厚生省設置法の一部改正）
第十條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三條」を「第十四條」に、「第十四條」を「第十五條」に改める。

第十四條を第十五條とし、第三章中第十三條の次に次の一條を加える。

（地方支分部局）
第十四條 社会保険庁に、地方支分部局として、総括社会保険事務所を置く。

2 総括社会保険事務所は、社会保険庁の所掌事務を分掌する。

3 厚生大臣は、前項の事務のほか、総括社会保険事務所に、厚生省の所掌事務のうち医療保険の医療（老人保健法の規定による医療を含む。）に関する指導及び監督（国民健康保険の療養取扱機関及び特定承認療養取扱機関における医療に係るものを除く。）に関する事務並びに健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金及び社会保険診療報酬支払基金並びに農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第二十条第一項の規定による委託を受

けた者を指導監督する事務（社会保険診療報酬支払基金に係るものうち老人保健関係業務及び退職者医療関係業務に関するものを除く。）を分掌させることができる。

4 総括社会保険事務所は、前項の事務については厚生省の内部部局として置かれる局で当該事務を所掌するものの局長の指揮監督を受けるものとする。

5 総括社会保険事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、社会保険事務所を置く。

6 総括社会保険事務所の名称、位置及び管轄区域は政令で、その内部組織は厚生省令で定める。

7 社会保険事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、厚生省令で定める。

（社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正）
第十一條 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一條」を「第二十條」に改める。

第十三條第二項中「各都道府県」を「各総括社会保険事務所」に改める。

第十四條第二項を次のように改める。

2 地方協議会は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の諮問に応じ、審議し、及び文書をもつて答申するほか、自らそれぞれ当該各号に定める者に、文書をもつて建議することができる。

一 保険医療機関及び保険業の指定及び指定の取消し、特定承認保険医療機関の承認及び承認の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し 厚生大臣
二 国民健康保険法第三十七條第一項に規定する申出の受理及び同法第四十八條に規定するその申出の受理の取消し、同法第五十三條第一項に規定する承認及び同法第五十項において準用する同法第四十八條に規定す

る承認の取消し並びに同法第四十九條の規定による登録の取消し 都道府県知事
第十五條第二項中「又は都道府県知事」及び「それぞれ」を削り、同条第三項中「中央協議会にあつては厚生大臣、地方協議会にあつては都道府県知事が、」を「厚生大臣が」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 地方協議会の委員及び専門委員の任命については、都道府県知事と協議しなければならぬ。

第二十條を削り、第二十一條を第二十條とする。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）
第十二條 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一條中「各都道府県」を「各総括社会保険事務所」に改める。

第二條中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定する」を「厚生省令」に改める。

第三條第一号中「都道府県知事」を「総括社会保険事務所長又は社会保険事務所長」に、「都道府県」を「総括社会保険事務所（社会保険事務所長がした処分に係るものにあつては、その社会保険事務所を管轄する総括社会保険事務所）」に改め、同条第二号中「の都道府県」を「を」を管轄する総括社会保険事務所」に改め、同条第三号中「都道府県知事の統轄する都道府県」を「統括社会保険事務所（審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を経由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する総括社会保険事務所）」に改め、同条第四号中「所屬する都道府県」を「所屬する総括社会保険事務所（その処分をした機関が社会保険事務所に所屬する場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する総括社会保険事務所）」に、「を」を包括する都道府県」を「の

区域を管轄する総括社会保険事務所」に改める。

第五條第二項中「都道府県の機関」を「統括社会保険事務所、社会保険事務所」に、「の都道府県の同種の事務を処理する機関若しくは」を「を」を管轄する総括社会保険事務所若しくは社会保険事務所若しくは当該統括社会保険事務所」に置かれた」に改める。

附則
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（従前の行為に係る経過措置）
第二條 この法律の施行前に、この法律による改正前のそれぞれの法律又はこれらの法律に基づく命令の規定により、都道府県知事その他都道府県の機関又は職員がした処分その他の行為及びこれらの者に対してした申請その他の行為（法令の規定によりこれらの行為とみなされたものを含む）は、この法律による改正後のそれぞれの法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に基づく所掌事務の区分に応じ、厚生大臣若しくは社会保険庁長官若しくはこれらの者から委任を受けた統括社会保険事務所長若しくはその統括社会保険事務所長から委任を受けた社会保険事務所長その他国の機関若しくは職員がした処分その他の行為又はこれらの者に対してした申請その他の行為とみなす。

（従前の例による事務等に関する経過措置）
第三條 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下「法律第 号」という。）附則第三十二條第一項及び第十項、第三十八條、第七十八條第一項及び第六項並びに第八十七條第一項及び第九項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第十九條第二項及び第二十五條の規定によりなお従前の例によることとされた事項のうち都道府県知事の事務、権限又

は職権(以下この項において「事務等」という。)に係るものは、当該事務等の内容に応じ、この法律による改正後のそれぞれの法律又はこれらの法律に基づく命令の規定の例による厚生大臣若しくは社会保険庁長官又はこれらの者から委任を受けた統括社会保険事務所長若しくはその統括社会保険事務所長から委任を受けた社会保険事務所長の事務等とする。ただし、法律第百四十四号による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金に係る事務については、この限りでない。

2 政府は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事が法律第百三十二号附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によつて行う老齢福祉年金に係る事務の処理に必要な費用を交付する。

(地方自治法第五十六條第六項の適用の特例)
第四条 この法律による改正後の厚生省設置法第十四条の統括社会保険事務所及び社会保険事務所であつて、この法律の施行の際地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條の事務を処理するための都道府県の機関(社会保険関係事務を取り扱うものに限る。)の位置と同一の位置に設けられるもの(統括社会保険事務所にあつては、都道府県庁の置かれてゐる市(特別区を含む)に設けられるものに限る。)については、同法第五十六條第六項の規定は、適用しない。

(社会保険関係地方事務官に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に地方自治法附則第八條に規定する職員(厚生大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。以下「社会保険関係地方事務官」という。)である者は、次項の規定により都道府県の職員となる者を除き、別に辞令が発せられない限り、相当の統括社会保険事務所又は社会保険事務所の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に社会保険関係地方事務官である者であつて、法律第百号附則第九條第七号 社会労働委員会議録第三十二号

三十二條第一項の規定によりなお従前の例によつて行われる老齢福祉年金に関する事務に従事しているものは、各都道府県ごとに政令で定める数を限度として、あらかじめ社会保険庁長官が当該職員の属する都道府県の知事と協議して定めるところにより、当該都道府県の職員となるものとする。

(共済組合に関する経過措置)
第六條 この法律の施行前に社会保険関係地方事務官であつた者に係る地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の規定による長期給付(これに相当する給付で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)のうち、その給付事由がこの法律の施行前に生じた長期給付で政令で定めるものに係る地方公務員等共済組合法第三條第一項第一号に規定する地方職員共済組合(以下この条において単に「地方職員共済組合」という。)の権利義務は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)において国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二十一條第一項に規定する国家公務員等共済組合連合会(次項において「国の連合会」という。)が承継するものとする。この法律の施行前に社会保険関係地方事務官であつた者に係る地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定による長期給付のうち、その給付事由が施行日以降に生ずる長期給付で政令で定めるものに係る地方職員共済組合の権利義務については、同様とする。

2 地方職員共済組合は、前条第一項の規定により相当の統括社会保険事務所又は社会保険事務所の職員となる者及び前項の規定によりその長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が国の連合会に承継されることとなる者に係る積立金に相当する金額を、政令で定めるところによ

り、施行日において、国家公務員等共済組合法第三條第一項の規定に基づき厚生省の職員をもつて組織する国家公務員等共済組合又は国の連合会に移換しなければならない。この場合において、地方公務員等共済組合法第四十三條第三項の規定は、適用しない。

3 施行日の前日において地方公務員等共済組合法第四十四條の二第二項後段の規定により地方職員共済組合の組合員であるものとみなされてゐた者(施行日前に退職し、施行日の前日以後同項後段の規定による申出をすることにより同項後段の規定により引き続き地方職員共済組合の組合員であるものとみなされることとなる者を含む。)のうち、退職の日において社会保険関係地方事務官であつた者は、施行日において、当該資格を喪失し、国家公務員等共済組合法第六十六條の五第一項後段の規定により厚生省の職員をもつて組織する国家公務員等共済組合の組合員であるものとみなされる者となるものとする。この場合において、同条第四項第一号中「任意継続組合員」とあるのは、「地方公務員等共済組合法第四十四條の二第二項後段の規定により地方職員共済組合の組合員であるものとみなされる者」とする。

(地方社会保険医療協議会に関する経過措置)
第七條 この法律の規定による改正前の社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の規定による地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、相当の統括社会保険事務所の地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員となり、同一性をもつて存続するものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)
第九條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)
第十條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四第七号中「健康保険、厚生年金保険、及び、船員保険」を削る。
(印紙をもつてする蔵入金納付に関する法律の一部改正)
第十一條 印紙をもつてする蔵入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第六号中「都道府県若しくは」を「統括社会保険事務所、社会保険事務所に」に改める。
(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第十二條 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一條の三」を「第五十一條の三の二」に改める。
第九章の二中第五十一條の三の次に次の一條を加える。
(社会保険関係地方事務官であつた者の長期給付の取扱い)
第五十一條の三の二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第百号)以下この条において「法律第百号」という。)附則第六條第一項の規定によりその長期給付(同項に規定する長期給付をいう。以下この条において同じ。)に係る地方職員共済組合の権利義務が連合会に承継された者のうち、当該長期給付の給付事由が法律第百号の施行前に生じた者に係る当該長期給付については、別段の定めがあるものはないが、なお従前の例により連合会が支給する。

2 法律第百号附則第六條第一項の規定によりその長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が連合会に承継された者のうち、当該長期給付の給付事由が法律第百号の施

行後に生ずる者に係る当該長期給付については、別段の定めがあるもののほか、地方の新法（昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）附則の規定によりなお従前の例によることとされた事項については、同法による改正前の地方の新法）の規定の例により連合会が支給する。

3 前二項に規定するもののほか、前二項に規定する長期給付に關して必要な事項は、政令で定める。

（行政機関の職員の定員に關する法律の一部改正）

第十三条 行政機関の職員の定員に關する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十万九千五百八人」を「五十二万四千九百二十六人」に改める。

理由

社会保険行政に係る地方事務官制度を廃止するため、厚生年金保険等に関する厚生大臣又は社会保険庁長官の権限又は事務の都道府県知事への委任を廃止し、これらの権限又は事務については、社会保険庁の地方支分部局として設置される統括社会保険事務所及び社会保険事務所の長に委任することとする等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業安定法等の一部を改正する法律案

職業安定法等の一部を改正する法律（職業安定法の一部改正）

第一条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「職業安定主管局長」を「職業安定主管局」に改め、「の局長」を削り、「以下同

じ」の下に「の局長（以下「職業安定主管局長」という。）」を加え、「都道府県知事」を「都道府県労働局長」に、「需給供給」を「需要供給」に、「つかさどり」を「掌理」に改め、同条第二項中「以上の都道府県」を「この法律の施行に關する事項について、二以上の都道府県労働局」に、「連絡に当らせ、又は公共職業安定所関係の事務に従事する都道府県の職員に對し、その技術に關する事務について、適当な指示若しくは助言をさせる」を「連絡調整に当たらせる」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「都道府県知事」を「都道府県労働局長」に、「労働大臣」を「職業安定主管局長」に、「関し」を「關する事項について」、「掌り、所部の」を「掌理し、所属の」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

公共職業安定所は、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために必要な事項を行い、無料で公共に奉仕する機関とする。

第八条第三項中「都道府県知事」を「都道府県労働局長」に改める。

第九条の見出しを「（職員の資格等）」に改め、同条第一項中「国、都道府県又は」を「職業安定主管局、職業安定事務所、都道府県労働局及び」に改め、「官吏その他の」を削り、同条第二項を削る。

第十一条に次の一項を加える。

政府は、市町村長が第一項の事務を行うために必要な経費を支出しなければならない。

第十二条第一項中「中央職業安定審議会及び」を「労働省に中央職業安定審議会を、都道府県労働局に改め、同条第二項中「地区職業安定審議会を」の下に「関係都道府県労働局（二以上の都道府県の区域の一部を管轄区域とする地区職業安定審議会にあつては、関係都道府県労働局のうち労働大臣が定めるもの。第八項において同じ。）」を加え、同条第四項中「関係都道府

県知事」を「関係都道府県労働局長」に改め、同条第八項中「これを命じ」を「任命し」に、「関係都道府県知事が推薦した者について、労働大臣がこれを命ずる」を「関係都道府県労働局長が任命する」に改め、同条第九項、第十一項及び第十二項を削る。

第十三条及び第十四条中「都道府県」を「都道府県労働局」に改める。

第十九条の二中「都道府県知事又は」を「都道府県労働局長及び」に、「基いて」を「基ついて」に改める。

第四章中第五十五条から第六十条までを削り、第六十一条中「これを行政庁」を「職業安定主管局長又は都道府県労働局長」に改め、同条を第五十五条とし、第六十二条を第五十六条とし、同条の次に次のように加える。

第五十七条から第六十二条まで 削除

（緊急失業対策法の一部改正）

第二条 緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

（港湾労働法の一部改正）

第三条 港湾労働法（昭和四十年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第六十条を次のように改める。

第六十条 削除

第六十八条中「都道府県知事」を「都道府県労働局長」に改める。

第七十条を次のように改める。

（権限の委任）

第七十条 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（雇用対策法の一部改正）

第四条 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「公共職業安定所」を「都道府県労働局、公共職業安定所」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第七章中第二十一条の前に次の一条を加える。

（国と地方公共団体との連携）

第二十条の五 国及び地方公共団体は、公共職業安定所が行う職業指導及び職業紹介の事業と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

（雇用保険法の一部改正）

第五条 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を削る。

第六十三条に次の一項を加える。

4 政府は、政令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の実施に關する事務の一部を都道府県知事に行わせることができる。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第六条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（設置）

第一条の二 審査官は、各都道府県労働局に置く。

第二条の見出しを「（所掌事務）」に改め、同条第一項中「取り扱わせるため、各都道府県労働基準局に置く」を「取り扱う」に改め、同条第二項中「取り扱わせるため、各都道府県に置く」を「取り扱う」に改める。

第三条を次のように改める。

（任命）

第三条 審査官は、労働省の職員のうちから、労働大臣が任命する。

第五條中「都道府県労働基準局及び都道府県ごとに」を「各都道府県労働局につき、労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度ごとに」に改める。

第七條を次のように改める。

(管轄審査官)

第七條 労働者災害補償保険法第三十五條第一項の規定による審査請求及び雇用保険法第六十九條第一項の規定による審査請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県労働局に置かれた審査官に対してするものとする。港灣労働法第六十五條第一項の規定による審査請求についても、同様とする。

第十三條第一項中「都道府県労働基準局又は都道府県」を「都道府県労働局」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第七條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「政令」を「労働省令」に、「行政庁」を「都道府県労働局長」に改め、同条第二項を削る。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八條の二中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。

第二十三條第二項を削る。

(労働者設置法の一部改正)

第九條 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六條中「都道府県労働基準局」を「都道府県労働局」に改め、「都道府県婦人少年室」を削る。

第七條から第九條までを次のように改める。

(都道府県労働局)

第七條 都道府県労働局は、第四條第一号、第五号から第十号まで、第十八号から第二十五号まで、第二十七号から第五十一号まで、第五十八号及び第五十九号に掲げる事務を分掌する。

2 都道府県労働局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 都道府県労働局の内部組織は、労働省令で定める。

(労働基準監督署)

第八條 労働基準監督署は、第四條第一号、第五号から第七号まで、第九号、第十号、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十五号まで、第二十七号から第三十号まで、第五十八号及び第五十九号に掲げる事務を分掌する。

2 労働基準監督署の名称、位置及び管轄区域は、労働基準法(これに基づく命令を含む)の定めるところによる。

3 労働基準監督署の内部組織は、労働省令で定める。

第九條 削除

第十條第一項及び第二項を次のように改める。

公共職業安定所は、第四條第一号、第八号から第十号まで、第三十一号、第三十二号、第三十七号から第五十一号まで及び第五十九号に掲げる事務を分掌する。

2 公共職業安定所の名称、位置及び管轄区域は、職業安定法(これに基づく命令を含む)の定めるところによる。

(労働基準法の一部改正)

第十條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九十七條第一項を次のように改める。

労働省に、労働基準に関する監督組織を置く。

く。

第九十七條第二項中「労働に関する主務大臣」を「前項に定めるもののほか、労働大臣」に、「数箇の都道府県労働基準局」を「二以上の都道府県労働局」に改め、同条第三項中「都道府県労働基準局」を「都道府県労働局」に、「労働に関する主務大臣」を「労働大臣」に改め、同条第四項中、「都道府県労働基準局及び労働基準監督署」を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

都道府県労働局の位置、名称及び管轄区域は、労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)(これに基づく命令を含む)の定めるところにより、労働基準監督署の位置、名称及び管轄区域は、命令で定める。

前項の監督組織は、労働基準主管局(労働省の内部部局である局で労働条件及び労働者の保護に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ)、都道府県労働局及び労働基準監督署とする。

第九十八條第一項中「労働に関する主務省」を「労働省」に、「都道府県労働基準局」を「都道府県労働局」に改め、同条第三項中「労働に関する主務大臣」を「労働大臣」に、「都道府県労働局長」を「都道府県労働局長」に改める。

第九十九條第一項中「都道府県労働基準局」を「都道府県労働局」に改め、同条第二項中「都道府県労働局長」を「都道府県労働局長」に改める。

第一百條第一項中「労働に関する主務大臣」を「労働大臣」に、「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に、「つかさどりを掌理し」を「つかさどる」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県労働局長」を「都道府県労働局長」に、「つかさどる」を「掌理し」に改め、同条第四項中「都道府県労働局長」を「都道府県労働局長」に、「基く」を「基づく」に、「掌り」を「掌理し」に改め、同条第五項中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。

第一百五條の二中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方財政法の一部改正)
第二條 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四第七号中、「労働者災害補償保険」を削る。

(産業労働者住宅資金金融通法の一部改正)
第三條 産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「都道府県労働基準局」を「都道府県労働局長」に改める。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第四條 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十一條の三の二の見出し中「社会保険関係地方事務官」の下に「又は職業安定関係地方事務官」を加え、同条第一項中「の規定」を「又は職業安定法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号。以下この条において「法律第 号」という。附則第十三條第一項の規定に、「同項」を法律第 号附則第六條第一項又は法律第 号の「を」に改め、同条第二項中「附則第六條第一項の下に」又は法律第 号附則第十三條第一項を加え、「法律第 号」を「法律第 号」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)
第五條 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第

百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項及び第二項中「公共職業安定所」を「都道府県労働局、公共職業安定所に改める。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

第六条 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十二万四千九百二十六人」を「五十二万七千三百三人」に改める。

(職業訓練法の一部改正)

第七条 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「あたつて」を「あたつて」に、「きく」を「聴く」は、都道府県労働局長の意見を聴く」に改める。

第二十四条第二項中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に、「きく」を「聴く」に改める。

(労働者災害補償保険法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第四十九条の三

二 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十八条第四項

三 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第二十八條第三項及び第六十六條第四項

四 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十一号)第十五条

五 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)第八条第二項

六 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第三十条

七 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第五条第四

項

八 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十二条、第十四条第一項及び第十六条

(最低賃金法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。

一 最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)

二 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)

三 家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)

四 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)

五 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)

(従前の行為に係る経過措置)

第十条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前にした都道府県労働基準局長、都道府県知事その他労働省令で定める国又は都道府県の機関又は職員がこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれらの法律に基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下この項において「処分等」という)は、政令(労働省令で定める国又は都道府県労働局長又は職員がした処分等にあつては、労働省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれらの法律に基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の機関又は職員とした処分等とみなす。

2 施行日前に都道府県労働基準局長、都道府県知事その他労働省令で定める国又は都道府県の機関又は職員に対してした申請、不服申立てその他の行為(以下この項において「申請等」という)は、政令(労働省令で定める国又は都道府県労働局長又は職員に対してした申請等にあつては、労働省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれ

らの法律に基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の機関又は職員に対してした申請等とみなす。

(地方自治法第五十六條第六項の適用の特例)

第十一条 この法律による改正後の労働省設置法の規定による都道府県労働局(以下「都道府県労働局」という)であつて、この法律の施行の際この法律による改正前の労働省設置法の規定による都道府県労働基準局長の位置と同一の位置に設けられるものについては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六條第六項の規定は、適用しない。

(職業安定関係地方事務官に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に地方自治法附則第八条に規定する職員(労働大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。次条において「職業安定関係地方事務官」という)である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の都道府県労働局長の職員となるものとする。

(共済組合に関する経過措置)

第十三条 施行日前に職業安定関係地方事務官であつた者に係る地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十一年法律第五十三号)の規定による長期給付(これに相当する給付で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ)のうち、その給付事由が施行日前に生じた長期給付で政令で定めるものに係る地方公務員等共済組合法第三條第一項第一号に規定する地方職員共済組合(以下この条において「地方職員共済組合」という)の権利義務は、政令で定めるところにより、施行日において国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第二十一條第一項に規定する国家公務員等共済組合連合会(次項において「国の連合会」という)が承継するものとする。施行日前に職業安定関係地方事務官であつた者に係る地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関

する施行法の規定による長期給付のうち、その給付事由が施行日以後に生ずる長期給付で政令で定めるものに係る地方職員共済組合の権利義務についても、同様とする。

2 地方職員共済組合は、前条の規定により相当の都道府県労働局長の職員となる者及び前項の規定によりその長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が国の連合会に承継されることとなる者に係る積立金に相当する金額を、政令で定めるところにより、施行日において、国家公務員等共済組合法第三條第一項の規定に基づき労働省の職員をもつて組織する国家公務員等共済組合又は国の連合会に移換しなければならぬ。

3 施行日の前日において地方公務員等共済組合法第四十四條の二第二項後段の規定により地方職員共済組合の組合員であるものとみなされて、(施行日前に退職し、施行日の前日以後同項後段の規定による申出をすることにより同項後段の規定により引き続き地方職員共済組合の組合員であるものとみなされることとなる者を含む)のうち、退職の日において職業安定関係地方事務官であつた者は、施行日において、当該資格を喪失し、国家公務員等共済組合法第二十六條の五第一項後段の規定により労働省の職員をもつて組織する国家公務員等共済組合の組合員であるものとみなされる者となるものとする。この場合において、同条第四項第一号中「任意継続組合員」とあるのは、「地方公務員等共済組合法第四十四條の二第二項後段の規定により地方職員共済組合の組合員であるものとみなされる者」とする。

(地方職業安定審議会等に関する経過措置)

第十四条 この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方労働基準審議会、地方最低賃金審議会及び地方家内労働審議会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働

局の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

職業安定行政に係る地方事務官制度の廃止を図る等職業安定行政の組織及び運営の改善を図るため公共職業安定所長を指揮監督する事務等の都道府県知事への委任を廃止するとともに、これに伴うこれらの事務を行う組織体制の整備その他地方労働行政の総合化及び効率化を図るため都道府県労働基準局及び都道府県婦人少年室の統合等により都道府県労働局を設置することとする等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

母子保健法の一部を改正する法律案

母子保健法の一部を改正する法律

母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十一条の四」に、

「第三章 母子保健施設(第二十二條)」を

「第四章 雑則(第二十三條―第二十七條)」を

「第三章 母子保健施設(第二十二條・第二十三條)」

「第四章 費用(第二十三條の三―第二十三條の五)」

「第五章 雑則(第二十三條―第二十九條)」

「第六章」に改める。

第五条第一項中「に努めなければならない」を「を図る責務を有する」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(施策の基本方針)

第五条の二 母子保健に関する施策は、有機的連携の下に総合的かつ計画的に策定され、及び実施されなければならない。

(母子保健に関する教育の普及)

第五条の三 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、それらの活動を通じて、妊娠、出産、育児及び家族計画についての教育の普及に努めなければならない。

第七条を次のように改める。

(中央母子保健審議会)

第七条 厚生大臣の諮問に応じ、母子保健に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に中央母子保健審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、厚生大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることが出来る。

3 審議会は、委員三十人以内で組織する。

4 委員は、関係行政機関の職員及び母子保健に関し学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

5 この条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条の次に次の一条を加える。

(都道府県母子保健審議会及び市町村母子保健審議会)

第七条の二 母子保健に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県母子保健審議会を、市町村に市町村母子保健審議会を置く。

2 都道府県母子保健審議会に関し必要な事項は都道府県の条例で、市町村母子保健審議会に関し必要な事項は市町村の条例で定める。

第八条を次のように改める。

(都道府県知事の協力)

第八条 都道府県知事は、母子保健に関する業務について、市町村長が協力を求めたときは、これに協力しなければならない。

第九条中「都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長とする。以下次条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項において同じ。)」を「市町村長」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村長は、前項の場合において、母乳による育児についての正しい理解が深められるよう配慮しなければならない。

第十条中「都道府県知事」を「市町村長」に、「行ない、又は医師、歯科医師、助産婦若しくは保健婦について保健指導を受けることを勧奨しなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第十一条第一項中「都道府県知事」を「市町村長」に、「行なわされる」を「行わされる」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第十二条を次のように改める。

(健康診査)

第十二条 市町村長は、厚生省令の定めるところにより、妊娠中の女子、出産後一年以内の女子、乳児及び幼児に対して、健康診査を行わなければならない。

2 前項の健康診査のほか、市町村長は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

3 市町村長は、厚生省令で定める年齢の女子に対して、厚生省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。ただし、第一項の規定又は学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他政令で定める法令の規定による健康診査又は健康診断を受けることができる者に対しては、政令の定めるところにより、健康診査を行わないものとする。

第十三条を削る。

第十四条中「(特別区を含む。以下次条及び第二十二條において同じ。)」を削り、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(出産費の支給)

第十四条 市町村長は、妊産婦が適正な助産を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

2 前項の出産費の額は、二十万円から、当該出産につき健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)他の法律において準用する場合を含む)、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定により支給される分(配偶者分を含む)又は助産費の額(国民健康保険法の規定により助産の給付が行われる場合にあつては、政令の定めるところによつて算定した当該給付の価額)を控除した額を限度とするものとする。

第十五条を次のように改める。

(妊娠の届出)

第十五条 妊娠した者は、厚生省令の定めるところにより、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

第十六条第一項中「都道府県知事(特別区の存する区域にあつては、特別区の区長)」を「市町村長」に改める。

第十七条を次のように改める。

(健康診査に基づく訪問指導等)

第十七条 市町村長は、第十二条第一項又は第二項の規定による健康診査の結果に基づき、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産婦、保健婦又はその他の職員をして、その妊産婦又は乳児若しくは幼児(第十一條又は第十九條の規定により指導が行われている乳児又は幼児を除く)の保護者を訪問させて必要な指導を行わせ、その妊産婦のうち妊娠又は出産に支

障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者又はその乳児若しくは幼児のうち疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨しなければならぬ。

2 市町村長は、第十二条第三項の規定による健康調査の結果に基づき、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師の診療を受けることを勧奨しなければならぬ。

第十七条の次に次の二条を加える。

(受診に関する援助)

第十七条の二 市町村長は、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者が前条の勧奨に基づいて診療を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、医療費の支給その他の援助をしなければならない。

(妊娠婦ホームヘルパーの派遣)

第十七条の三 市町村長は、政令の定めるところにより、妊娠、出産等により、日常生活を営むのに著しく支障がある妊娠婦又は乳児の保育を行うことができない妊娠婦の家庭に、その申出により、妊娠婦ホームヘルパー(妊娠婦の家庭を訪問して、妊娠婦の日常生活上の世話又は乳児の保育を行う者をいう。第二十二條の三第一項第五号において同じ。)を派遣することができる。

第十八条中「二千五百グラム以下」を「二千五百グラム未満」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市にあつては、市長とする。次条、第二十条第一項及び第二十二條の三第二項において同じ。」を加える。

第二十一条を次のように改める。

(受胎調節のための器具等の交付)

第二十一条 市町村長は、家族計画を適正に行うことができるようにするため、政令の定めるところにより、交付の申請をした者に対し、受胎

調節のために必要な器具又は医薬品を交付することができる。

第二章中第二十一条の次に次の三条を加える。

(母子保健のための地域組織の育成)

第二十一条の二 市町村は、母子保健に関する事業を推進する基盤となる地域組織の育成を図るものとする。

(母子保健推進員)

第二十一条の三 市町村長は、保健婦、助産婦、看護婦又は母子保健に関する事業について熱意のある者に対し、妊娠婦等の実情を把握すること及び母子保健に関する施策を周知させることを委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は、母子保健推進員と称する。

3 母子保健推進員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

第二十一条の四 市町村長は、厚生省令の定めるところにより、母子保健推進員の指導訓練を行うものとする。

第二十二条に見出しとして「母子保健センター」を付し、同条第一項を次のように改める。

市町村は、母子保健センターを設置するものとする。

第二十二条第二項中「母子健康センター」を「母子保健センター」に、「行ない」を「行い」、並びに家族計画に関し、求めに応じて必要な指導及び助言を行ないに、「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行い」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(母子休養施設)

第二十二條の二 市町村は、必要に応じ、母子休養施設を設置するものとする。

2 母子休養施設は、安静を必要とする妊娠婦を入所させて必要な休養をとらせるとともに、当該妊娠婦が自らその乳児を養育することができるよう適切な援助を行うことを目的とする施設とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 費用

(支弁)

第二十二條の三 次の各号に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十条の規定により市町村長が行う保健指導に要する費用

二 第十二條の規定により市町村長が行う健康診査に要する費用

三 第十四條の規定により市町村長が行う出産費の支給に要する費用

四 第十七條の二の規定により市町村長が行う医療費の支給その他の援助に要する費用

五 第十七條の三の規定により市町村長が行う妊娠婦ホームヘルパーの派遣に要する費用

六 第二十一條の規定により市町村長が行う受胎調節のために必要な器具又は医薬品の交付に要する費用

七 第二十一條の二の規定により市町村長が行う地域組織の育成に要する費用

八 第二十二條の規定により市町村が設置する母子保健センターの設置及び運営に要する費用

2 第二十条の規定により都道府県知事が行う措置に要する費用は、都道府県(保健所を設置する市にあつては、市とする)の支弁とする。

(負担)

第二十二條の四 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村が支弁する費用について、その十分の一を負担する。

2 国は、政令の定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定により市町村又は都道府県が支弁する費用について、その十分の八を負担する。

(補助)

第二十二條の五 国は、市町村に対し、政令の定めるところにより、母子保健推進員に要する費用並びに母子休養施設の設置及び運営に要する費用について、その二分の一以内を補助することができる。

(徴収)

第二十二條の六 第二十二條の三第二項の規定により第二十條の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県又は市の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)から、当該措置に要する費用を徴収しなければならない。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 第二十二條の三第一項の規定により第十条の規定による保健指導に要する費用を支弁した市町村の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の都道府県知事又は市町村長に嘱託することができる。

4 第一項及び第二項の規定により徴収される費用を指定の期限内に納付しない者があるときは、国税滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十三條及び第二十四條中「第二十條」を「第十四條、第十七條の二、第二十條又は第二十一条」に改める。

第二十七條を削り、第二十六條を第二十九條とし、第二十五條を第二十八條とし、第二十四條の次に次の三条を加える。

(養成及び研修)

第二十五條 国及び地方公共団体は、母子保健に關し専門的知識及び技術を有する者の養成及び

用並びに母子休養施設の設置及び運営に要する費用について、その二分の一以内を補助することができる。

(徴収)

第二十二條の六 第二十二條の三第二項の規定により第二十條の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県又は市の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)から、当該措置に要する費用を徴収しなければならない。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 第二十二條の三第一項の規定により第十条の規定による保健指導に要する費用を支弁した市町村の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の都道府県知事又は市町村長に嘱託することができる。

4 第一項及び第二項の規定により徴収される費用を指定の期限内に納付しない者があるときは、国税滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十三條及び第二十四條中「第二十條」を「第十四條、第十七條の二、第二十條又は第二十一条」に改める。

第二十七條を削り、第二十六條を第二十九條とし、第二十五條を第二十八條とし、第二十四條の次に次の三条を加える。

(養成及び研修)

第二十五條 国及び地方公共団体は、母子保健に關し専門的知識及び技術を有する者の養成及び

用並びに母子休養施設の設置及び運営に要する費用について、その二分の一以内を補助するこ

とができる。

(徴収)

第二十二條の六 第二十二條の三第二項の規定により第二十條の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県又は市の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)から、当該措置に要する費用を徴収しなければならない。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 第二十二條の三第一項の規定により第十条の規定による保健指導に要する費用を支弁した市町村の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の都道府県知事又は市町村長に嘱託することができる。

4 第一項及び第二項の規定により徴収される費用を指定の期限内に納付しない者があるときは、国税滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

研修の実施に努めなければならない。

(調査研究体制の整備)

第二十六条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、調査研究体制の整備に努めなければならない。

(安全な出産を確保するための体制の整備)

第二十七条 国及び地方公共団体は、安全な出産を確保するため、必要な施設の設置及び緊急な場合に応ずる体制の整備に努めなければならない。

附則第三条の次に次の一条を加える。

(国民健康手帳制度の検討)

第三条の二 国民の健康の保持及び増進に資するため、母子健康手帳制度の趣旨を踏まえ、生涯を通じて健康に関する記録がなされる国民健康手帳制度について検討がなされ、所要の措置が講ぜられるべきものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の母子保健法(次項において「旧法」という。)第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳は、この法律による改正後の母子保健法(以下「新法」という。)第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第二十二條の規定に基づいて市町村が設置している母子健康センターは、新法第二十二條の規定に基づいて市町村が設置した母子保健センターとみなす。

4 新法の規定は、昭和六十年年度分以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和五十九年度分の国の負担金については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

5 健康保険法の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第九條 本法ニ依ル分娩費等ノ支給ニ付テハ速ナル検討ニ因リ分娩ニ関スル療養の給付等ニ改メル措置ヲ講ゼラルモノトス

(児童福祉法の一部改正)

6 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「児童、妊産婦及び精神薄弱者の福祉に関する事項」の下に「(母子保健に関するものを除く。)」を加える。

(地方財政法の一部改正)

7 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号中「健康診査」の下に「、出産費の支給、妊産婦等の受診に関する援助、妊産婦ホームヘルパーの派遣、受胎調節のための器具等の交付、母子保健のための地域組織の育成、母子保健センターを加える。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正)

8 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二條第一項各号列記以外の部分中「第四号」を「第三号」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

9 前項の規定による改正後の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の規定は、昭和六十年年度分以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和五十九年度分の国の負担金及び補助金について

は、なお従前の例による。

理由

母子保健の向上に資するため、母子保健に関する事務を都道府県知事から市町村長に移すとともに、母子保健の向上に関する措置を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約千五百七十六億円の見込みである。

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の九の次に次の一条を加える。

第二十一條の十 都道府県知事は、血友病、悪性新生物その他その治療が長期間にわたり、かつ、その治療に高度の知識及び技術が必要とする疾病として厚生省令で定める疾病にかかっている児童に対し、その治療のために必要な医療(以下「小児慢性特定疾患医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて小児慢性特定疾患医療に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、小児慢性特定疾患医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

小児慢性特定疾患医療の給付は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護

六 移送

小児慢性特定疾患医療の給付は、厚生大臣が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定小児慢性特定疾患医療機関」という。)に委託して行うものとする。

厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてはその主務大臣の同意を得て、その他の病院若しくは診療所又は薬局についてはその開設者の同意を得て、第一項の規定による小児慢性特定疾患医療を担当させる機関を指定する。

指定小児慢性特定疾患医療機関が、次項において準用する第二十一條の規定に違反したとき、その他指定小児慢性特定疾患医療機関に小児慢性特定疾患医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

第二十一條並びに前条第六項及び第八項の規定は、指定小児慢性特定疾患医療機関について、第二十一條の二から第二十一條の四までの規定は、小児慢性特定疾患医療の給付について、第二十一條の五の規定は、小児慢性特定疾患医療に要する費用について準用する。

第五十條第五号の次に次の一号を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第六十二号中「及び同法第二十一條の九第二項第一号の医療及び小児慢性特定疾患医療」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

3 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年

法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「同法第二十一条の九第九項及び」の下に「第二十一条の十第七項並びに」を加える。

(地方財政法の一部改正)

4 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童」を、「骨関節結核その他の結核にかかっている児童及び血友病その他の小児慢性特定疾患にかかっている児童」に改める。

(地方税法の一部改正)

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書中「療育の給付」の下に「小児慢性特定疾患医療の給付」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

6 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「療育の給付」の下に「小児慢性特定疾患医療の給付」を加える。

理由

血友病その他の小児慢性特定疾患にかかっている児童の福祉を図るため、その者に対し、医療の給付等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約七十三億円の見込みである。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に

関する法律の一部を改正する法律案

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「四十五万二千四百円」を「四十六万八千円」に、「三十万二千二百円」を「三十万七千二百円」に改める。

第六十二条中「三十九万二千四百円」を「三十九万九千六百円」に改める。

第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「三十万二千二百円」を「三十万七千二百円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「二万五千五百円」を「二万五千六百円」に、「三万七千七百円」を「三万八千四百円」に改める。

第十八条中「一万五千五百円」を「一万八千円」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して、附則

第四条の規定は昭和五十九年四月一日(国民年金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年五月一日)から、第一条の規定による改正後の同法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は同年六月一日から適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十九年五月以前の月分の国民年金

法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和五十九年五月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下この条において「法律第九十二号」という。)附則第二十二條第一項に規定する厚生年金保険法(昭和二十九

年法律第十五号)による年金たる保険給付、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十八年度の同項に規定する物価指数が昭和五十六年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、百分の百を基準として、昭和五十九年四月(国民年金法による年金たる給付にあつては、同年五月)以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければなら

ない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二條第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号。以下この条において「法律第八十二号」という。)附則第五十三條第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七條第三項の規定の適用については、昭和五十九年度において、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたもの

とみなす。この場合において、法律第九十二号附則第二十二條第一項中「前年度」の物価指数とあるのは「前年度」の物価指数(国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第

号)附則第四条の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百二を乗じて得た数(小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。))と、法律第八十二号附則第五十三條第一項中「物価指数の割合」とあるのは「物価指数(国民年金法及び特別児童扶養

手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第四条の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百二を乗じて得た数(小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。))の割合」とする。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等(昭和四十九年法律第九十四号)附則第十條

二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等(昭和四十九年法律第九十五号)附則第十五條

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第十一條

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等(昭和四十九年法律第九十六号)附則第十一條

等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第十一條

律第九十九号) 附則第十三項
五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号) 附則第十條の二

理由

老人、心身障害者及び母子家庭の福祉の向上を図るため、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和五十九年度において特例として年金額を改定する措置を講ずるとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年八月十日印刷

昭和五十九年八月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局